

令和4年第4回

# 美浜町議会定例会会議録

令和4年8月31日から

会期

21日間

令和4年9月20日まで

美浜町議会事務局 調製

## 令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和4年8月31日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年8月31日 午前10時12分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

## 令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第1日)

町長提出議案 の 題 目	<p>[報告]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について</li><li>○ 令和3年度美浜町一般会計継続費精算の報告について</li></ul> <p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について</li><li>○ 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定について</li> <li>○ 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○ 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li><li>○ 令和3年度美浜町上水道事業会計決算の認定について</li> <li>○ 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第3号)</li> <li>○ 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)</li><li>○ 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)</li><li>○ 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)</li></ul>
-----------------	---

## 令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第1日)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)</li> <li>○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)</li> <li>○ 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算(第1号)</li> <li>○ 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○ 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○ 字の区域の変更について</li> </ul>		
議員提出議案 の 題 目	○ 議員報酬の改定など議会改革のあり方について協議を開始する決議(案)		
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。		
	3番	中牟田 春子 議員	11番 崎元 良栄議員

## 令和4年第4回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和4年8月31日 午前10時  
開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 報告第 4 号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 5 号 令和3年度美浜町一般会計継続費精算の報告について
- 日程第 4 議案第 52 号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 53 号 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 54 号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 55 号 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 56 号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 57 号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 58 号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 59 号 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 60 号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 61 号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 62 号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 63 号 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 16 議案第 64 号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 65 号 令和3年度美浜町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第 18 議案第 66 号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 19 議案第 67 号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 20 議案第 68 号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 21 議案第 69 号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 22 議案第 70 号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 23 議案第 71 号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 24 議案第 72 号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 25 議案第 73 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 74 号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 75 号 字の区域の変更について
- 日程第 28 請願第 2 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書について

## 令和4年第4回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和4年8月31日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- 追加日程第 1 発議第5号 議員報酬の改定など議会改革のあり方について協議を開始する決議(案)  
(提出者の説明、質疑)

議長

本日は、議員全員が出席されております。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:12)

議長

ただいまより、令和4年度第4回美浜町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

3番 中牟田春子君

11番 崎元良栄君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告をいたします。

報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告第5号 令和3年度美浜町一般会計継続費精算の報告について。

諸般の報告を総務課長に求めます。

総務課長。

総務課長

皆さん、おはようございます。それでは、諸般の報告を行います。

報告第4号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不



足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。別紙を御覧ください。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書。

1. 健全化判断比率。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の順に読み上げをさせていただきます。

令和3年度決算健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字がありませんでしたので、それぞれハイフンと記載をさせていただきます。

8.3、65.6、早期健全化基準15.0、20.0、25.0、350.0、財政再生基準20.0、30.0、35.0でございます。

次に、2. 資金不足比率でございます。

会計名、資金不足比率、経営健全化基準の順に読み上げさせていただきます。

上水道事業会計、資金不足がありませんでしたので、ハイフンと記載をしております。20.0、以下、簡易水道事業特別会計から住宅団地事業特別会計においても同様に資金不足がないため、それぞれハイフンと記載をしております。経営健全基準は20.0でございます。

令和4年8月31日提出。美浜町長、戸嶋秀樹でございます。

続きまして、報告第5号でございます。

令和3年度美浜町一般会計継続費精算の報告について。地方自治法施行令第145条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

別紙を御覧ください。

令和3年度美浜町一般会計継続費精算報告書。

款、項、事業名、年度、全体計画実績比較の順に読み上げさせていただきます。

9 消防費、1 消防費、防災行政無線整備事業、防災行政無線整備工事及び設計工事管理支援業務。本事業につきましては、令和元年度から令和3年度までの3か年の継続事業として実施したものでご

ざいます。

各年度の事業費については記載のとおりでございますし、3か年の精算の合計であります下段でございます。下段の計の事業について報告させていただきます。

計、全体計画では年度割の計でございますが、5億215万円。財源内訳として、地方債が4億8,630万円。一般財源が1,585万円です。実績では、支出済額が5億147万9,000円。財源内訳として地方債が4億8,460万円。一般財源が1,687万9,000円でございます。

比較でございますが、年度割と支出済額の差でございます。67万1,000円。また、財源内訳、地方債の差でございますが、170万円。一般財源の差でございます。102万9,000円の減となっております。

令和4年8月31日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより議案を上程いたします。

日程第4 議案第52号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定についてから、日程第28 請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書についてまでの24議案及び請願1件を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

本日ここに、令和4年第4回美浜町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、お練り合わせ、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回御提案いたします議案等の概要について御説明申し上げます。

今年の夏は例年よりも梅雨明けが早く、6月から最高気温が35度を超える猛暑日が連続するなど、非常に厳しい暑さとなりました

議 長

町 長

が、大気が不安定な状態が続き、局地的な豪雨による水害や土砂災害が全国各地で頻発しております。県内におきましても、8月5日の未明から間断的に線状降水帯が発生し、南越前町を中心に記録的な豪雨による土砂崩れや浸水などの甚大な被害が発生しました。

この災害により北陸自動車道や国道8号、365号が相次いで通行止めとなり、JR北陸線も運休するなど、一時は嶺北と嶺南はもとより、北陸圏と関西、中部圏を結ぶ大動脈が完全に寸断されるという未曾有の状況に陥りました。

このような状況のもと、本町では8月7日南越前町から要請を受け、飲料水や非常食をはじめとした支援物資を届けるとともに、その翌日から8月19日まで災害復旧ボランティアとして延べ52名の職員を派遣したところであります。被災された皆さんに改めてお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い日常生活の回復をお祈り申し上げます次第であります。

私といたしましても、改めて線状降水帯の恐ろしさを痛感するとともに、想定される自然災害はもとより、原子力災害をも見据えた交通インフラの多重化と強靱化の必要性を強く認識したところであります。

こうした教訓をしっかりと受け止め、防災対策はもとより、地域防災力の向上に鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、新型コロナウイルス感染状況等について申し上げます。

今年は新型コロナウイルス感染対策の行動制限がない3年ぶりの夏となりましたが、全国の新規感染者数は一時期は20万人を超えるなど、第7波の勢いは衰えず、県内においても新規感染者の高止まりが続いており、感染拡大警報は9月30日まで延長されたところであります。町内では、7月以降、感染者が急増しており、若い世代から徐々に重症化リスクの高い高齢者に感染が広がってきております。

引き続き、4回目のワクチン接種を進めるなど、感染拡大防止対策に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、美浜発電所3号機について申し上げます。美浜発電所3号機の運転再開予定を8月12日として準備を進めておりましたが、

8月1日に管理区域内で一次冷却水が漏洩する事象が、8月21日には一次冷却水の補給タンクの圧力が一時的に降下するなどの事象が発生したため、原因や再発防止策等が明確となるまで再稼働を見送ることとなりました。

これらの事象による外部への放射能の影響はなかったことを確認しておりますが、事業者の設備点検等の管理に問題があったことは明らかであり、大変遺憾であります。事業者には、工程ありきではなく、安全を最優先に原因究明と再発防止策の徹底、類似箇所の再確認を行うよう強く申し入れたところであります。

今般、事業者より原因究明の結果と適切な再発防止策が示され、原子力規制委員会の了解を得たことから、昨日、美浜発電所3号機の原子炉が起動いたしました。

我が国がエネルギー価格の高騰や電力需給の逼迫などエネルギー危機にある中、危機の克服とグリーントランスフォーメーション推進に資するベースロード電源、脱炭素電源として果たす役割に期待しているところであります。

事業者には、営業運転に向け、安全を最優先に進めることはもとより、細部にわたり緊張感をもって、発電所の運営管理を徹底するなど、さらなる安全安心の確保をお願いするものであります。

次に、原子力政策等について申し上げます。

8月24日に国の第2回グリーントランスフォーメーション実行会議が開催され、エネルギーの安定供給の再構築に係る原子力政策の今後の進め方が示されました。この中で、安全確保を大前提とした運転期間延長による原子力発電所の最大限の活用、次世代革新炉の開発、建設など4点について検討を進めることとされておりますが、これら全てが原子力政策の明確化等を訴え続けてきた我々、立地地域の声に答える一歩踏み込んだ前向きな検討方針が示されたものと理解しております。

これら事項の着実な実行に向け、具体的な議論が加速することを期待するものであり、検討状況を注視してまいります。

次に、国の原子力総合防災訓練について申し上げます。昨年10月の県原子力総合防災訓練に引き続き、今秋、国の原子力総合防災訓練が美浜発電所を対象に実施されることとなりました。この訓練

は、昨年1月に国が策定した美浜地域の緊急時対応の実効性をより一層高めることを目的としており、具体的な訓練内容等については今後、関係機関等と検討、調整が進められるものと伺っておりますが、町民の皆様の御理解と御協力、参画につながるよう準備を進めてまいります。

次に、道の駅「はまびより」を中心とした賑わいゾーン整備の状況について申し上げます。道の駅「はまびより」の核となる地域づくり拠点化施設は6月17日に起工式が執り行われ、年度内の完成を目指し、基礎工事を進めているところであります。

施設のテナントにつきましては、レストランや直売所など出店事業者がほぼ決まり、細部の調整段階となっております。また、この施設と一体的に進めている美浜駅や駅前広場の改修工事、県道駅前線の改良工事も順調に進めており、美浜駅舎については8月より供用を開始したところであります。

今後とも来年春の開業に向け、しっかりと事業間調整を図るなど、工事はもとより開業準備を着実に進めてまいります。

次に、地域あいあいほっとミーティングについて申し上げます。次世代を担う若者の町政に対する理解とまちづくりへの参画意識、そして地域愛を醸成するため、地域あいあいほっとミーティングの中学生編と高校生編を開催いたしました。

8月9日には、美浜中学校3年生14名が、また8月19日には二州管内の高校生11名が参加し、町議会を模した委員会形式で実施したもので、議員となった生徒たちからは、地域の課題やまちづくりに関し、観光、教育、福祉など、幅広い分野において若者ならではの斬新な意見や施策は数多く提案されました。私をはじめ、理事者側となった若手職員とともに、有意義な意見交換を行うことができたと考えております。

町といたしましても、こうした若い視点の提案等をしっかりと受け止め、その実現に少しでもつなげていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及促進について申し上げます。マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるツールであり、町民の利便性の確保のため、必要不可欠なものと考えているところで

あります。

本町でも今年度、住民票や戸籍関係書類、税証明書などをコンビニでマイナンバーカードを使って取得できるサービスを導入する予定であり、引き続き様々な行政サービスやデジタルトランスフォーメーション推進へのツールとして、活用できるよう取り組んでまいります。

そのため、全町民のマイナンバーカードの取得を目指し、9月1日に住民環境課内にマイナンバーカード普及推進室を設置することとしました。

普及推進室では、カードを取得するメリットや安全性等についての広報やカード取得へのインセンティブの付与など、普及促進策を実施してまいります。

それでは、本日、御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。

議案第52号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定につきましては、美浜町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、美浜町浄化センターの改築修繕、耐震補強を実施するもので、日本下水道事業団と委託協定を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定については、指定管理者の候補者として、美浜町公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴いて、三方五湖DMOを選定したので、同社を指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号から議案第65号までの12議案は、令和3年度の一般会計及び各特別会計並びに上水道事業会計の決算の認定についてであります。去る7月20日、21日及び8月17日に監査委員による決算審査を受けましたので、その審査意見書を確認いただき、御認定賜りたくお願い申し上げます。

令和3年度の一般会計は、レイクセンター、観光農園、ケーブルテレビ施設及び防災情報伝達システム等の複数の大規模ハード整備事業を実施したことから、令和2年度と比較いたしますと、歳入で7億7,967万9,000円増の121億4,742万7,000円。歳出で、3億888万3,000円増の109億5,406万8,

000円と過去最大の決算規模となったものであります。

その他、各特別会計や企業会計を含めた種々の経費につきましては、決算書等において詳細に説明させていただいておりますが、第5次美浜町総合振興計画及び美浜創成総合戦略に掲げる施策を着実に推進するとともに、選択と集中による行財政運営に取り組んだところであります。

また、財政健全化法に基づく本町の令和3年度財政健全化判断比率、並びに公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては、いずれの指標におきましても、基準値内であり、町財政の健全性は確保されております。

今後とも財政指標等を注視しながら一層の行財政改革に努めるとともに、持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第66号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ12億7,355万円を追加し、予算総額を103億234万9,000円とするものであります。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、議会費においては、議場音響システムを更新するとともに、新たに映像システムを導入する経費として、4,900万円を計上いたしました。

総務費においては、総合振興計画の優先施策であります情報化社会の推進の一環として、マイナンバーカードを活用した住民の利便性向上を図ることを目的に、カード取得を促進するキャンペーン実施の経費として2,649万9,000円を計上いたしました。

また、北陸新幹線敦賀開業を見据え、JR小浜線を利用した観光誘客を図るため、同線の利用者を対象とした観光タクシー、食事、土産をセットにした割引クーポン券や「ハマベリー」の割引クーポン券の発行経費のほか、来年度に計画している庁舎改修工事に向けた実施設計の経費、令和3年度の歳入歳出決算上、生じた余剰金の財政調整基金への積立てなどで4億8,560万2,000円を計上いたしました。

民生費においては、保育園の事務作業の効率化を図り、保育の質

の向上に注力するための保育業務支援システム導入に向けた実施設計の経費として125万円を計上いたしました。

農林水産業費においては、町農業基本計画に基づき、新規就農者の確保、育成を目的として園芸リースハウスの施設整備に係る補助金等に8,971万9,000円を計上いたしました。

商工費においては、電池推進遊覧船等の安全で快適かつ円滑なクルーズ環境を整備するため、航路である浦見川エリアにおける安全航行システムを県、若狭町と連携し、構築する経費のほか、周遊滞在型の観光を推進するため、旅の目的として選ばれる魅力ある宿泊施設への改修に係る補助として、1億3,264万円を計上したほか、新規進出企業に対する企業誘致助成金及び雇用促進奨励金として1億8,600万円を計上いたしました。

土木費においては、降雪時における道路の適切な除排雪を実施する経費として7,821万1,000円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の主なものでありますが、これに対する歳入といたしましては、前年度繰越金9億116万1,000円、繰入金1億9,219万8,000円。国・県支出金1億7,828万8,000円、地方特例交付金141万8,000円などを充当し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、各特別会計の補正予算概要について申し上げます。

議案第67号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、システム改修及びレセプト点検に係る費用として145万1,000円を追加し、予算総額を12億1,464万円とするものであります。

議案第68号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料の還付金として30万円を追加し、予算総額を1億5,769万円とするものであります。

議案第69号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険事業勘定において、前年度における介護給付費等国県負担金等の精算返還金などで1,637万9,000円を追加し、予算総額を11億5,941万1,000円とするものであります。

議案第70号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算



(第1号)につきましては、東部簡易水道施設の送水ポンプの故障に伴う取換工事に係る経費として233万円を追加し、予算総額を2億7,741万7,000円とするものであります。

議案第71号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、美浜町の効率的な下水道事業を進めるための公共下水道事業計画変更に係る経費として、344万円を追加し、予算総額を5億8,901万2,000円とするものであります。

議案第72号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、新たな分譲地において町エネルギービジョン及び県嶺南Eコースト計画に基づくゼロカーボン・スマートエリアの形成を目指すための調査に係る経費として、1,265万円を追加し、予算総額を6,423万8,000円とするものであります。

議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業の取得回数制限を緩和するとともに、非常勤職員のこの出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和をするなど、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備した本案を提出した次第であります。

議案第74号につきましては、企業誘致の促進を図るため、企業立地助成金の指定要件の緩和に係る規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第75号 字の区域の変更につきましては、土地改良法に基づく団体営土地改良事業乙見地区の施行に伴い、字の区域を変更したく、本案を提出した次第であります。

以上、御提案いたしました議案について、それぞれ概要を説明申し上げましたが、不備な点につきましては、その都度、私、または関係者から御説明を申し上げますので、何とぞ、慎重御審議の上、妥当な御決議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

町長の提案理由の説明が終わりました。

議長

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、議案表題部分についてのみとし、他は省略いたしたいと思います。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案の表題部分の朗読をもちまして、議案の説明に代えさせていただきます。

議案第52号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について。

議案第53号 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定について。

議案第54号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について。

議案第55号 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第56号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第57号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第58号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第59号 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第60号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第61号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第62号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第63号 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出

決算の認定について。

議案第64号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第65号 令和3年度美浜町上水道事業会計決算の認定について。

議案第66号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）。

議案第67号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第68号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第69号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第70号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第71号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第72号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第75号 字の区域の変更について。

令和4年8月31日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議長 以上で、各議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を、全員協議会での審議またはそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

日程第4 議案第52号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について、及び日程第5 議案第53号 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定については、本日採決が必要ですので、この後、全員協議会で審議いたしたいと思えます。

これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第53号は全員協議会で審議することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第54号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 議案第55号 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 議案第56号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 議案第57号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 議案第58号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 議案第59号 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 議案第60号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 議案第61号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 議案第62号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15 議案第63号 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16 議案第64号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17 議案第65号 令和3年度美浜町上水道事業会計決算の認定について、日程第18 議案第66号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第3号)、日程第19 議案第67号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第20 議案第68号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、日程第21 議案第69号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予

算（第2号）、日程第22 議案第70号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第23 議案第71号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第24 議案第72号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）、以上19議案は、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第72号までは、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第25 議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第27 議案第75号 字の区域の変更について、日程第28 請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書について、以上2議案及び請願第2号は、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

御質疑なしと認めます。

よって、議案第73号及び議案第75号及び請願第2号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第26 議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、よろしく御審議をお願いいたします。

これより休憩して、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち議案第52号及び議案第53号について理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

(休憩宣言 午前 11:00)

(再開宣言 午後 13:29)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、採決が必要な2議案について、先の全員協議会において審議いたしましたので、これより質疑に入ります。

日程第4 議案第52号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定についてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第52号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第53号 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第53号について、討論はございませんか。

河本議員。

7 番

河本 猛です。私はただいま討論の対象となっております議案第53号 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

レイクセンターについては、計画予算建設の段階から不要不急の箱物だと一貫して反対してきているので、指定管理者の指定につい

ても認めることはできません。また、指定管理者に選定された三方五湖DMO株式会社は、公募期間の以前からレイクセンターや電池推進遊覧船の事業計画に深い関りを持っている状況を見てきました。

公募というのは形式だけで、実質的にほかの参入を許さないような公正さに欠ける不公正なやり方を認めることはできません。

また、令和4年9月1日から令和14年3月31日までという異常に長い指定期間も特別な優遇措置に見えます。

継続的に町民の代表機関である議会の承認を得るという意思に欠け、議会の監視チェック機能を妨げることにつながるのので、この点も認められません。

以上、議案第53号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

それでは、議案第53号について採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本日、河本 猛君から議員報酬の改定など議員改革のあり方について協議を開始する決議案が提出されました。この動議は2名以上の賛成者がありますので、成立しております。

議員報酬の改定など議員改革のあり方について協議を開始する決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、この動議を追加日程第1として議題とすることは可決されました。

これより暫時休憩いたします。少々時間をいただきます。

(休憩宣言 午後 13:33)

(再開宣言 午後 13:35)

議長

それでは、再開いたします。

追加日程第1 議員報酬の改定など議会改革のあり方について協議を開始する決議(案)を議題といたします。

本案について、提出者、河本 猛君に趣旨説明を求めます。

河本 猛君。

7番

河本 猛です。議員報酬の改定など議会改革のあり方について協議を開始する決議(案)ですけれども、2022年8月31日、本日付で、私、河本、また辻井議員、川畑議員、梅津議員の4名で提出しております。

内容を朗読させていただきます。

地域社会の様々な課題について、民主的に合意形成を進めていく地方議会の役割は重要である。全国的にも地方議会議員選挙の投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていることに見られるように、議会に対する住民の関心が低下しており、人口減少、高齢化とも相まって、議員の成り手不足が深刻化している。

地方自治体の意思を決定し、執行機関を監視する役割を担う議会が、その役割を十分に果たすためには、議会制度や運営の在り方に加え、幅広い人材を議員として確保できるよう方策を講じる必要が全国的な町村議会の課題として存在している。

1978年(昭和53年)に全国町村議会議長会が議員報酬の在り方について示した町村議会モデルでは、議員は首長の給料月額額の30%ないし31%が相当額とされた。1978年の町村議会モデルから約44年が経過した現在、美浜町議会議員の報酬は、町長の給料月額(85万円)の27.6%(23万5,000円)であり、44年前に示された町村議会モデルの水準を下回っている。

また、議員定数は昭和29年には32、昭和33年は24、昭和53年は20、平成6年は18、平成18年は16、平成26年は14、現在は14となっているが、町村議会モデルが示された1978年(昭和53年)当時の議員定数は20であったことに比べ、現在は議員定数を6削減している状態にも関わらず、議員報酬は4



4年前に示された町村議会モデルの水準を下回ったままである。議会制度や運営の在り方に加え、幅広い人材を議員として確保できるよう方策を講じることなく、地域民主主義の根幹である議員定数だけを削減してきた結果が、未来の立候補者である町民の議会参加の機会を奪い、議会への関心を喪失させ、議会の魅力や活動力の低下を招く要因になっている。

現状における厳しい環境の中でも、美浜町議会は議会の活性化、議員の資質向上、町民への情報公開を図るために、議会基本条例を制定し、議会ホームページで議事録を公開するなどの議会改革を進めてきた。

しかし、二度の無投票という状況から3月の改選において選挙を経た新しい議会が構成されたものの、投票率の低下から町民の議会への関心は依然として低下傾向にある。

さらに、若者、女性、障害者など幅広い人材を議員として確保できるような環境は整っておらず、選挙による議会構成が実現したものの、高齢化、男性に偏った議会構成、成り手不足、多様性ある町民の議会参画などの課題を克服することはできていない。

先ほども申し上げましたが、町長の給与月額の27.6%（23万5,000円）という議員報酬は44年前の水準を下回ったものであります。町村議会議員の印象は戦前からお金と時間と知識があった地元の名士が地域代表で身銭を切って執行部を監視し、名士の高齢男性が地域の御用聞きを担い、議員は名誉職という印象を形成してきました。しかし、現在求められる議会議員活動は議会会期中や地元の狭い範囲のみに存在するのではなく、議会閉会中も町民からの要望聴取や各委員会活動などに時間を割くなど、年間を通じて議会への町民参加の浸透を図る仕事をする役割を担っている。

また、考えの異なる多様な町民意見を議会で反映させるために、日々の研鑽が求められ、議員は専門性の高い公選職として政策立案の役割を果たすことが求められる。社会的にも議員の兼業が困難な情勢にある中で、議員の報酬は低く、社会保険ではなく、国民健康保険である。

また、国民年金では配偶者が専業主婦、夫の主夫の場合には第三被保険者の対象にならないとなると、今の職を投げ打って立候補を

考えるものは少ない。地元の名手として身銭を切って御用聞きを行っていた時代の感覚で現状の議会議員活動を求めても、若者の成り手がいない。仕事ができる人材は議員になりたがらないのは必然の環境であるといえる。

町民が議員に求める専門性の高さや政策立案者としての能力が議員報酬と乖離している現状は成り手不足の要因の1つになっているとともに、議会の魅力や活動力の低下を招き、民主的に合意形成を進めていく地域民主主義の根幹を揺るがすものになっているといえる。報酬というのは、仕事の質と連動するものであるから、現在の議員報酬の水準で多様な町民や質の高い人材の立候補は今後も期待できない。議会基本条例に記載している議会、議員の在り方を実践し、町民の期待に応える質の高い議会を構成するためには、議員報酬の改定の議論を避けて通ることはできない。個々の議員の資質を高め、議会を町民の多様な意見を聞く場としてレベルアップを図ろうとすれば、奉仕の精神論や身銭を切る名誉職という位置づけでは何の解決にもならない水準であることは明白である。

全国町村議会の平均は64歳、進む高齢化と低い女性の割合に抜本的な対策は見えない。町議会議員は、県・市議会議員と町民から求められる役割は同じであるのに、県・市議会議員報酬との格差は大きく表れている。例えば、福井県議会議員の報酬と首長給与との比率は約60%、福井市議会議員報酬は約59.5%、鯖江市議会議員は約51.5%、敦賀市議会議員は約44.2%となっており、美浜町議会議員の議員報酬が町長の給与月額額の27.6%という値は極めて低いものとなっている。

一方で、県、市、町の議会議員の報酬格差が大きいことに比べると、県、市、町の首長の給料は格差を感じることがない状態である。町村議会議員の報酬が低く抑えられているのは、県議、市議の議員報酬が職員給与と連動し、生活給的な発想を含む専門性が強いものとして、その目安が定められたことに対し、町村議の議員報酬は町村長の30%程度と専門性の発想が弱く、生活給を想定していない仕組みから、その目安が定められたという歴史的な背景がある。

また、政務活動費などの手当についても発想がなく、執行部の監視役としての能力や活動力が向上しない要因ともなっている。美浜

町議会における議会議員活動、執行部の監視役としての能力は県議、市議と同様の能力を発揮できるだけの議員報酬になっているのか。歴史的背景もとらえながら、町民と目指す美浜町議会の方向性に見合う議員報酬の検討、議員定数など議会改革のあり方について協議を行うべきときである。

よって、美浜町議会は議員報酬の改定など、議会改革のあり方について協議を開始する。

以上、決議する。という内容でございます。

議長

趣旨説明が終わりました。

本案について、質疑はございませんか。

高橋議員。

5番

2点ばかり質疑をいたします。まず、最初は、ただいま御説明のあった決議案でございますけれども、このタイミングでどうしてもこの決議が必要なのかということについてお尋ねいたします。

議長

河本議員。

7番

この時期にということでございますけど、これまで全く協議をしてこなかったわけではありません。前々回の議員の任期ぐらいから話し合いが始まりまして、前回の議会の任期のときに一定、結論のようなことも達成したわけでございますけれども、幅広くコロナの関係もありまして、町民に周知することができなかったという背景がございます。

中身を決定していく上でも、議会での意見交換会という非公開の場での議論が結構多くあったように思いまして、公開性の高い議論で、町民に見えるような形をとってこれなかったというような反省点もございまして、また、新しく議会も構成が変わったことによって、これから先、こういう議論を続けていく上でも、公開の場である議会が決定を行う上で、町民に見える公開性の高い議論をしていきたいということで、本会議に対して決議案を提出することで、町民にも社会的にも広く周知を図りたいという思いで、この時期に決議案を提出させていただきました。

議長

高橋議員

5番

もう一点でございます。ただいまの決議の案の文面を見ますと、報酬の改定というところに主眼が置かれていまして、定数の問題と

そういった部分にはあまり触れられていなかったように思います。

私は、聖域を設けずに、定数の問題も含めて、もちろん報酬もそうごさますけれども、聖域を設けるべきではないというふうに思いますが、その点についてはどうお考えなのか、質問をいたします。

議 長

河本議員

7 番

確かに、文書の中には改定のことを中心に書かれておりますが、最後のほうに議員報酬、議員定数など議会改革のあり方について協議を行うべきだという文言もありまして、その中に、議員定数の問題、課題は示させていただいたところではありますが、議会改革のあり方については、議員報酬を検討する上では、いろいろなものが出てくると思うのです。

そういったことを、今協議を始めようという段階で、私たちの思いだけで、それを書いてしまうと、この決議に対して私の思いに賛同するか賛同しないかの結果を決定してしまうことになるので、協議、いろいろな聖域を設けないでと、先ほどいわれましたが、まさにその点が重要でありまして、各議員個人個人、また、町民から聴取された意見、そういうものを協議の場で聖域なく出していただいて、その中で、美浜町議会は何を精査して、どういう方向性を目指していくかということを経験してしっかり結論づけていくと、そういうことをまずやりたい。

だから、あまり議員定数の削減が必要なんだとか、議員定数を上げることが必要なんだとか、議員報酬について上げるべきだとか、このままでいいんだとかいう結論じみたことは決議案の中では示しておりません。まさに協議して、これからみんなで協議して、いろいろな意見を出しながら決めようということなのです。

議 長

松下議員

10 番

私も高橋議員と同じようなところがありまして、僕の場合は、前回の議会でも女性議員の必要性、これ以上高額な報酬を上げる必要はないという意見を出していたんですが、もう少し女性の進出の問題であるとか、定員の問題については、きちっと町民の人口の減少とかも含めて、緊急体制になるような仕掛けが必要なわけで、そこをもう少しこれから議論できるような状況を作っていかなければというふうに思っております。

これは意見です。

議長 先ほどの河本議員の回答が答えでいいですよ。

10番 もう少し具体的に、ある程度。

議長 これから協議しようということですから、これは話し合えばいいことだと思っていますので。

ほか、ございますか。

(なしの声あり)

議長 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

河本議員は席に戻ってください。

この事件について、本定例会中、全員協議会にて意見の集約をし、また最終日に採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

この件については、本定例会中の全員協議会にて意見の集約をし、最終日に採決を行うことに決定いたします。

これより休憩し、別室にて全員協議会を開催いたしまして、先ほど上程いたしました議案のうち、議案第73号から議案第75号までの3議案について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

それでは、休憩いたします。

(休憩宣言 午後 1 : 5 2)

## 令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和4年9月1日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年9月1日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第2日)

町長提出議案 の 題 目				
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	3番	中牟田 春子 議員	11番	崎元 良栄議員

## 令和4年第4回美浜町議会定例会議事日程(第2日)

開議日時 令和4年9月1日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問



議長 本日は、竹仲議員から欠席の届けが出ており、現在13名が出席  
されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:00)

議長 ただいまより、令和4年度第4回美浜町議会定例会を再開いたし  
ます。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、  
教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程のとおり  
でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。議会規  
則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

3番 中牟田 春子君

11番 崎元 良栄君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

3番、中牟田春子議員の一般質問を許します。

3番 議長。

議長 中牟田議員。

3番 3番、中牟田春子です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

フレイルチェック、フレイルサポーターについて。

人生100年時代が叫ばれる中、健康寿命の延伸が急務とされて  
いる。健康寿命は、自立して健康に過ごせる期間を指すが、201  
6年の厚生労働省調査によれば、平均寿命との差が、男性で8.8  
4歳、女性で12.35歳となっている。すなわち、この差を自立  
が難しい期間として過ごさねばならない。

そうした中、注目されるのがフレイル予防である。フレイルとは、  
英語のフレイルティに起因するもので、2014年5月に、日本老

年医学会が提唱した、健康な状態から要介護状態に陥る中間的な段階のことを言う。フレイルチェックは、自分の状態に早めに気づき、自分事化を目的としているが、本町ではフレイルチェックを平成30年から実施されているが、実績はどのくらいなのかお伺いします。

町議  
町長

議長。

町長。

ただいま中牟田議員より、フレイルチェックの実績についてのお尋ねをいただいたところでございます。

まず、町の現状を申し上げますと、美浜町の令和3年度の高齢化率は約37%でございまして、県平均約31%、全国平均約29%と比べまして、著しく高齢化が進んでいる町でございます。この傾向は、将来的にも続いていくものと、そのように考えているところでございまして、町では町民の皆さんが高齢になっても健康で生き生きと暮らせるまちづくりを進めておりまして、機動的な健診事業をはじめ、げんげん歩楽寿運動や地域あいあいポイント事業など、健康長寿につながる事業を強力に進めているところであります。

その一環といたしまして、県のフレイル予防全県展開事業の実施を契機といたしまして、お尋ねのとおり、平成30年の12月より、県下市町先駆けましてフレイル予防事業の取組を始めたところでございます。また、町の第8期介護保険事業計画におきまして、介護予防活動の充実を重点事項として取組を、これ中牟田議員もいろいろ取り組んでいただいたと思いますけど、強化をしてきたことから、65歳以上の高齢者に対しまして、介護を必要とする人の割合、さらには介護の3から5までの、いわゆる重度認定者の割合が低下するなど、一定の効果につながっているところでございます。

町では、今後もフレイル予防に関する周知、こういったものをしっかり図りながら、介護予防効果を最大限に発揮できるよう、鋭意取り組んでいく所存でございまして、お尋ねの詳細等につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

健康福祉課長  
議 長  
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

それでは、実績につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

町では、フレイルになる手前で、高齢者が自身の健康状態を把握し、自発的な健康づくりを促すため、フレイルチェック測定会を定期的に実施しております。令和3年度末までで計25回、延べ286名の方に御参加いただいております。また、毎年約20名の方が新しく御参加いただいております、新規参加者の方の延べ人数は118名となっております。

3番 議長。

議長 中牟田議員。

3番 お尋ねいたします。フレイルチェックの対象年齢、周知の方法をお伺いします。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 フレイルは、できるだけ早期から取り組むことが重要になっていることから、65歳以上の高齢者を対象としております。また、フレイルチェック測定会のチラシを町内の各医療機関や公民館に設置したり、ホームページ等での周知をしております。また、70歳代の方には、介護予防のための基本チェックリストの結果票を郵送する際に、フレイルチェック測定会の案内チラシを同封しております。

3番 議長。

議長 中牟田議員。

3番 フレイルチェックは、自分事化を目的としていますが、自分のどこが弱ってきているのか、気づけてない方へのフォローなどをされているのでしょうか、あれば教えてください。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 自分事化に気づかれていない方には、フレイルチェック測定会の後に行う健康教室や、地域包括支援センター等の保健師などが自宅へ訪問し、フォローアップを行っております。

3番 議長。

議長 中牟田議員。

3番 それでは、次に行かせていただきます。

フレイルサポーターについて。フレイルチェックのもう一つの狙いは、フレイルチェックを運営するのは、専門の養成研修を受講し

た元気高齢者がフレイルサポーターとなり運営することだが、フレイルサポーター養成実績はどのくらいかお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

令和3年度末におきまして、本町のフレイルチェック測定会を運営するフレイルサポーターの養成者は26名となっており、そのうち23名の方が現在活動しておられます。

3番

議長。

議長

中牟田議員。

3番

フレイルチェック自体が元気高齢者の方々にとっての活躍の場となり、さらにフレイルサポーター自身のフレイル予防にもつながります。今後のフレイルサポーターの養成の取組についてのお考えをお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

フレイルサポーターは、地域あいあいポイント事業の地域貢献団体として登録されており、地域の健康づくりの担い手として活躍するほか、活動を通して楽しく社会参加をすることで、自らの生きがいづくりや健康寿命を延ばすことにつなげていただいております。今年も今後も毎年、フレイルサポーター養成講座を開催をし、受講者を1人でも多く増やしていきたいというふうに考えております。

3番

議長。

議長

中牟田議員。

3番

次に行かせていただきます。

2、新型コロナウイルス禍におけるフレイル予防について。フレイルは、75歳から急に増えるとも言われており、筋力が低下したり外出しなくなったり、食欲が落ちたりすることで進行すると言われている。新型コロナウイルス禍における高齢者、独居高齢者や高齢者のみ世帯の現状把握について、どのようなものかお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

新型コロナウイルス感染予防のための外出の自粛などの影響によりまして、特に高齢者の体力や認知力の低下が生じることが懸念さ

れていることから、本町におきましても、高齢者の現状を把握することは重要であるというふうに考えております。

町では、高齢者の生活機能全般の現状を把握し、早期に介護予防活動につなげることを目的に、毎年、在宅でお過ごしの70歳代の町民を対象としました介護予防のためのチェックリストを郵送しまして、回答のあった方には個々の健康状態に応じたコメントを付した結果票を送付するなど、現状把握に努めているところでございます。

3 番 議長。

議長 中牟田議員。

3 番 チェックリストを送付していただけるということですが、回答がない方はどのように支援されているのかお伺いします。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 回答のなかった方や、さらなる健康状態を把握することが必要な方に対しましては、地域包括支援センターの保健師等が電話連絡や個別訪問をしております。一時期は、感染拡大防止の観点から民生委員等の訪問活動も減少するなど、地域でのつながりが希薄となっておりましたが、少しずつ活動も再開されておりますので、今後も高齢者に関わる関係機関が連携をしまして、現状把握に努めてまいります。

また、今後、高齢の方にもオンラインを活用してつながることの重要性やその魅力を伝えて、将来的には健康、医療、介護の分野においても、コロナ禍の環境に左右されずに対応できるデジタル技術の利活用を視野に入れ、検討していきたいというふうに考えております。

3 番 議長。

議長 中牟田議員。

3 番 新型コロナウイルス感染症については、重症化しやすいとされている高齢者にとっては、感染予防を重視するとフレイルが顕在化するという状況になり、新型コロナウイルス感染拡大防止策とフレイル予防対策の両立についてどのような課題があり、どのように対応しておられるのかお伺いします。

健康福祉課長  
議 長  
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者が重症化しやすいことから、感染防止のための外出自粛などにより、社会参加の機会が減少することでフレイルを招きやすい状況となっております。感染防止とフレイル予防の両立には、感染の防止だけではなく、それ以上にフレイル予防の重要性をしっかりと訴えていく必要があります。このため、日常生活の大半の時間を過ごす自宅での生活において、創意工夫を凝らすことも重要であることから、フレイル予防のチラシの配付やホームページでの広報等を行っております。

ウイズコロナの時代におきましては、感染を避けながら、人や社会とつながり続けていくためにも、フレイル予防の重要性についてあらゆる機会を通じて周知するとともに、オンライン交流等の新たな可能性を含めた通いの場の再開への支援等を進めてまいります。

3 番  
議 長  
3 番

議長。

中牟田議員。

それでは、次に行かせていただきます。

2、新型コロナウイルス感染症については、重症化しやすいと言われている高齢者にとっては、感染予防を重視するとフレイルが顕在化するという状況になり、新型コロナウイルス感染拡大防止策とフレイル予防対策の両立についてどのような課題があり、どのように対応しておられるのかお伺いします。

健康福祉課長  
議 長  
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

新型コロナウイルス感染拡大防止と、それからフレイル予防の両立対策の両立についてですけれども、こちらの両立につきましては、感染拡大の防止だけではなく、それ以上にフレイル予防の重要性をしっかりと訴えていく必要がありますので、今後ともフレイル予防のチラシを配付したり、ホームページ等で広報を図っていきたいというふうに思っております。

3 番  
議 長  
3 番

議長。

中牟田議員。

感染防止とフレイル予防の両立には、様々な課題がありますが、

フレイル予防の3つの心得として、しっかりかんで、しっかり食べること。運動すること。社会参加をすることの3つをバランスよく実践することが大切です。特に高齢者の独り暮らしの場合、栄養バランスが悪くなったりしますが、対策はどのようにされているのかお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

介護予防の健康教室では、口腔ケアの学習や高齢期の栄養が学べる講座を実施しておりますし、高齢者のための見守り支援を兼ねた配食サービス事業も実施しております。今後も引き続き、社会参加、運動、栄養をバランスよく実践していただけるよう、周知、広報に努めてまいります。

3番

議長。

議長

中牟田議員。

3番

それでは、次に行かせていただきます。

3、認知症施策推進大綱、認知症サポーター、チームオレンジへの取組について。

2025年には認知症の人が約700万人に増加すると推計されている中、令和元年6月18日に認知症施策推進大綱が取りまとめられた。この大綱では基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくと示された。国は、地域において、認知症の人や家族の困り事のニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みとなるチームオレンジについて、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援を図るとともに、認知症サポーターのさらなる活動の場を整備するとしており、当町では第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に、認知症支援、チームオレンジの立ち上げについての記載があるので、今後の取組についてお伺いします。

1、当町の認知症と思われる高齢者の数はどのくらいかお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

令和4年4月1日現在、要介護認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度によりますと、本町では高齢者人口の約13%に当たる446人の方が、何らかの認知症状を有している状態であると言えます。また、参考までに申しますと、県では高齢者人口の約15.4%が認知症状を有している状態であるとの結果が出ております。

3番

議長。

議長

中牟田議員。

3番

当町の高齢者の13%が認知症を発症されている、県では15.4%ということは、当町は認知症の発症率が低いと考えていいのか、もしお分かりになりましたら近隣市町との比較はどうかお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

先ほどと同じく要介護認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度によりますと、敦賀市では15.7%、若狭町では15.9%の方が何らかの認知症状を有している状態というふうになっております。このように、本町は近隣市町と比較しても低い割合というふうになっております。

3番

議長。

議長

中牟田議員。

3番

では、次の質問に行かせていただきます。

認知症サポーター数と活動実態についてお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

町では、平成23年度より、認知症地域支援推進員を配置するなど、認知症の高齢者などに優しい地域づくりに取り組んでおります。認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターについては、令和4年6月末現在、養成講座を170回開催をし、延べ4,828名がサポーターとなっていております。総人口に占めるサポーターの割合は、県内では若狭町に次いで2番目というふうになっております。また、認知症サポーターは、認知症の方や地域の方が交流できる認知症カフェでのボランティア活動や、認知症家族の



会の運営、そのほか認知症の方の見守りや話し相手など、地域のニーズに応じた活動をしていただいております。

3 番 議長。

議長 中牟田議員。

3 番 それでは、意見として述べさせていただきます。本町の認知症サポーター数は、令和4年3月末現在で4,828名ということですが、長い年月、積み重ねていただいた結果だと思えます。また、認知症家族の会や認知症カフェなどの活動もしていただいたようですが、今、コロナ禍で自粛されていると思えますが、今後の活動を期待したいと思います。また、認知症サポーターは認知症を正しく理解し、偏見を持たずに本人や家族を温かく見守る応援者です。定期的に講義の内容を復習する場をつくり、認知症サポーター同士での討論の場などの企画を検討されてはいかがかと思えます。

では、次の質問に参らせていただきます。

大綱では、2025年までに全市町でチームオレンジを整備すると掲げられている。この機会を逃がさずに、地域の担い手としての認知症サポーターの活躍の場が広がるように、チームオレンジを具体的に進めるべきと思うが、その考えをお伺いします。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 国では令和元年度より、認知症サポーターの活動をさらに一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつけるためのチームオレンジの取組を開始しております。チームオレンジは、認知症サポーターを中心に、認知症の人の社会参加や居場所づくりについて、当事者やその家族と共に考え、地域で継続支援できるような活動を行うことを目標としております。町でも、認知症サポーターの活動を具体的に進めていくため、チームオレンジのメンバーとして活動を行うための要件であるステップアップ講座を開催する準備を進めております。今年度において、ステップアップ講座受講者が、チームオレンジとして活動に取り組めるよう支援をしてまいります。

3 番 議長。

議長 中牟田議員。

3 番 以上をもちまして質問を終わらせていただきます。誰もが安心して暮らせる、ぬくもりとふれあいの町を互いに目指したいと思いません。

議長 以上で、中牟田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、兼田和雄議員の一般質問を許します。

2番 議長。

議長 兼田議員。

2番 兼田でございます。初めての一般質問となります。議員になりましたから半年が過ぎようとしてますが、不慣れなことも多いので、至らぬところもあると思いますが、御容赦いただきたいと思いません。

まず、最初に、シニア世代の移住促進についてお伺いいたします。

美浜町の人口減少に歯止めがかからなくなって久しいわけですが、原因は若者人口の流出であり、就職や進学で美浜町を離れ、戻ってこないことにあります。全国のほとんどの自治体でも同様のことが起こり、その解決策として力を入れているのが若者の定住促進施策でございますが、競うように助成金、補助金をつぎ込む、より有利な条件で若い世代の人たちを取り込もうとしております。都会を離れ、田舎暮らしをしようとする若い世代は、自治体の手厚い保護を受け、住む場所も選び放題となっております。それが決して悪いこととは申しませんが、長い目で見たときに、それが果たして有効な手段であるのか。その辺が分かりません。それだけでは人口流出は止まらないと思わざるを得ません。

例えば、子供を持つ若い世代が移住しても、その子供たちが10年もたてば、そのほとんどが就職や進学で町を離れます。その先で就職をしたり、家庭を持ったりいたします。根本的な人口対策にはなっていないのではないかと思います。

一方で、この美浜町にも独居老人や夫婦共に65歳以上の世帯が増えております。60歳前後でしたら、今の時代、元気で現役世代とも言えますが、75歳以上、80歳以上の世帯が、この美浜町でも多くあります。介護を必要とする世帯がいかに多いか。日々の暮らしにも事欠き、大変な思いをしている方がどんなに多いことか。そんな人たちにも都会や県外に住む息子さんや娘さんがいらっしやいます。子供たちは、ふるさとに住む父や母を心配しつつ、いろん

な事情で親の面倒を見ることもかなわず、遠くから無事を祈ることしかできていないわけです。就職や進学で美浜町を離れ、その先で家庭を持ち、就職をし、生活をしているわけです。父や母の面倒を見たいと思いつつ、家庭環境や仕事の都合から、ふるさとに帰るに帰れないわけです。暮らしに余裕のある人たちは、都会に両親を呼び寄せるなり施設に入ってもらふなりを考えますが、ふるさとで暮らす親は地元を離れたくないのが本音です。できれば隣近所、長く暮らした人たちや、自分の家で暮らしたいわけです。子供たちもそんな親の気持ちが分かるから、無理強いはいたしません。

しかし、問題は親の年齢が70代、80代になると介護の問題が出てきます。待ったなしです。そうなると残る道は1つです。娘さんなら御主人や子供さんと離れ、週に二、三回、時間をかけて実家に帰ってきています。そして、両親の世話をいたします。これは現実の話です。現に美浜町でも何人もそういう方がいらっしゃいます。男ですと仕事を辞め、ふるさとに帰るしかありません。そういう方も何人もいらっしゃいます。この美浜町にも多くの方がそうやって暮らしているわけですし、そんなシニア世代やその予備軍がいっぱいいます。

2025年問題、80歳以上の親に50歳以上の子供。一緒に暮らしたくても暮らせない。介護したくてもできない。老いた親は古い家に住み、寂しく暮らしております。どうすればいいのでしょうか。この美浜町に仕事があれば戻ってこれます。もちろん都会で積んだキャリアは捨てなければなりません、戻ってくることもできるのです。仕事を見つけ親と共に暮らすことができます。親が亡くなれば空き家になる家も、世代をつなぐことができます。シニア世代の就労あつせん、これは行政に課せられた使命ではないかと思っております。大事なものは、親の介護に戻ってくるシニア世代を受け入れる雇用の捻出であります。

ハローワークでは、はねられる世代の雇用を何とかつくり出し、受け入れる素地をつくり出していただきたいわけです。今までの一般的な考え方では、シニア世代はあと少しで介護世代になる。自治体としても、あえて呼び込みたくない。そんな思惑で疎外されてきた世代ではありますが、しかしながら、シニア世代はそれまでのキ

キャリアや経験値から、美浜町にも新しい風を吹き込むことができるのです。人が増えれば消費のためのお店も増えます。近場でお店が増えれば便利になり、また戻ってくる人も増えます。そして、その雇用も増えます。雇用が増えれば、また人も増えます。戻ってくる人を増やすということが大事なのです。とりあえず、定住・移住促進事業の各種補助金や助成金の制限や条件の緩和、それに伴うシニア世代を迎え入れる施策についてお伺いいたします。

最初に、親を美浜町に残す美浜町出身者への帰郷の呼びかけや就労のあっせんについてでございますが、今、何かを調べようと思わずとネットであります。ホームページを見ても、今の美浜町のホームページを見ても、実に寂しい内容になっております。今年に入ってから更新は僅かです。仕事のコーナーとありますが、ほとんどありません。ここでもっと充実した内容にできないか、ハローワークとリンクを張ったり、そういう形で少しでもホームページを活性化できないかお伺いいたします。

町  
議  
長

議長。

町長。

ただいま兼田議員より、シニア世代を迎え入れるための施策についての御質問等をいただいたところでございます。

これまでも申し上げておりますけども、人生100年時代の到来と言われておりますが、本町におきましても御案内のとおり、長寿化が進んでいくと、そのように考えているところでございます。そのため、町では健康寿命の延伸はもとより、地域で支え合う福祉環境の向上や、経験豊かな高齢者等の社会参画の促進に向けた各種の施策を進めているところであります。今回、御提案をいただきましたように、シニア世代の帰郷が進むことで、家族福祉の充実、またそういった世代の知識や経験を生かした地域力の向上につながるものと考えていますことから、その支援やその実現につながる関連施策等につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まちづくり推進課長

議長。

議  
長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

事業の詳細に関わる部分につきましては、私のほうからお答えを

させていただきます。

町では、世代間の支え合いによる安全・安心な暮らしの充実等を目的として、新たに直系親族と多世帯同居、または近居するための住宅の建設、購入や、自ら所有する住宅のリフォーム支援制度を設けております。実績としましては、令和3年度では多世帯近居5件、令和4年度では年度途中となっておりますけれども、多世帯近居2件を予定しているところでございます。また、本年度から移住を希望する方を対象として、空き家や就職等のあっせんマッチングにも取り組めるよう、美浜暮らしトライアル事業を立ち上げ、将来的な移住・定住に向けたお試し移住ができる取組を進めるなど、移住・定住に向けて取り組んでいるところでございます。

続いて、就労あっせんについてのお尋ねでございますが、特にシニア世代に限定したものではありませんが、本年度には嶺南6市町と敦賀・小浜公共職業安定所が連携し、嶺南企業の情報掲載したサイトを作成し、情報発信することとしており、本サイトが完成後には町のホームページのほうから当該サイトが閲覧できるよう、対応させていただく予定をしております。

以上でございます。

2 番  
議 長

議長。

兼田議員。

2 番

ありがとうございます。じゃあ、とりあえずホームページのほうは充実させていただけるということでございますね。

続きまして、移住促進事業に関する条件の緩和なんですけど、先ほど、リフォーム等の話もございましたが、それぞれこれは改修する、あるいは住宅を建設するという形のものでございますよね。親のうちに単に帰ってくるというものでは何ももらえないということですよ、条件に合わない。

それで、この間、福井県で方針として、ふく育県、子育て支援環境の県にするという県の方針を発表されておりますけれども、これは国の政策だと思っておりますけれども、移住の補助がいろいろございますよね。東京圏からは100万円、その他の地域からは60万円。これにはいろいろ制限がありまして、全国の場合ですと50万円ですか。これは年齢制限があって45歳以下になっております。東京

圏も、いわゆる住んでいる地域の限定がございます。そういう国の政策にかぶるような形で、美浜町独自の施策というのかできないんですかね。せっかく美浜町に来てもらえる、戻ってきてもらえるという方たちに、条件に合わないのでは、これは駄目ですよとかいうのではなくて、何かの美浜町としての独自のそういう助成ができないかどうかお伺いいたします。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

移住・定住促進事業では、今、議員が御指摘がありましたように、県外から本町に移住し、就職される方を対象に、U・Iターン移住就職等支援金制度を設けております。こちらは、移住・定住の促進及び中小企業等の人手不足を解消として目的としたものでございますけれども、対象者に移住・就職等支援金を支給するものとなっております。移住元から東京圏型と全国型の2種類に分かれております。

まず、東京圏型につきましては、年齢制限はありませんので、シニア層でも利用可能な制度となっておりますが、この制度は国の事業を活用したもので、移住元要件等を町独自に変更することはできないものとなっております。

一方、県外から移住者を対象とした全国型では、創生総合戦略に基づき、若者、子育て世代の移住を促進すべく、45歳以下とする年齢要件を設けておりますが、東京圏型に漏れた場合でも全国型で対応できるように、町のほうでは本年度、移住元要件を緩和する改正を独自に行い、事業を実施しているところでございます。御理解のほどよろしくお願いたします。

2番

議長。

議長

兼田議員。

2番

大体分かったんですが、やはり国の政策にそういうかぶる形で両方というか、あるいは条件に漏れた方に補助をするとかいう形はできるわけですか。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

昨年度まではなかなか全国型の要件も厳しくなっていたところがございますので、本年度、改定を行いまして、東京型が漏れた場合

でも全国型で拾えるような、そんな改正をさせていただいたところでございます。

2 番 議長。

議長 兼田議員。

2 番 全国型では45歳以上でも大丈夫だという形ですか。

まちづくり推進課長 議長。

議長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 全国型では、地方総合戦略ということで、人口減少対策に対する計画を定めたものがございますが、この中では、若者・子育て世帯の移住を促進するというところで、美浜町の人口減少のいろんな課題とか特性を反映させていただいた形の中で施策を集中させていただいている計画を立てているところでございます。そういったことで、この全国型につきましては、45歳以下とするという年齢要件を設けさせていただいております。

2 番 議長。

議長 兼田議員。

2 番 そうわけですと、やはりシニア世代が、例えば東京圏以外からでも戻ってきても受けられないということですよ、50代とか、そういう親の介護のために仕事を辞めて美浜町に戻ってきても、そういう支援金は受けられないということではないんですか。

まちづくり推進課長 議長。

議長 まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 現在、人口減少対策につきましては、令和3年度から7年度までの5年間に政策を集中するということを目的とさせていただいております。それで、先ほどから申しておるとおり、これから100年時代と言われるようになりますので、これからの働き方とか、そういったものは変わっていく可能性はありますので、今後、検討していく可能性はあるかなと思っておりますが、現在、7年度までの施策集中という観点から、若者・子育て世代の人口減少対策に対して施策を集中させているところでございます。よろしく願いいたします。

2 番 議長。

議長 兼田議員。

2 番

ありがとうございます。今後そういう形でいろいろ考えていただけるということですね。了解してよろしいわけですね。

次に、50代、60代の移住促進の専門部署をつくっていただけないかということで、現に私も50代後半に、この美浜町に戻ってきております。40年近く地元を離れておりますと分からないことも多くありました。それは仕事、就労の問題だけではなく、福祉、介護の問題というのは、普通一般の人たちには結構ハードルの高い問題です。それを何とか一元的にサポートするような人たちの力添えをもらえる、そういうシステムをつくってはいいただけないかと。例えば、転入届を出した時点で、そういう人たちに説明する、詳しい就労だけではなく介護、福祉の説明をしてくれる方がいてくださると、非常にありがたいわけですが、その辺は専門の部署といたしますか、そういう人たちのサポートができるかどうかお伺いします。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

現在、本町では人口減少対策を優先して進めるべき重要な施策と位置づけ、所要の事業を鋭意進めているところであります。特に移住促進につきましては、移住・定住集落元気推進室を設け、人口減少対策における課題と施策の方向性を整理し、若者や子育て世代を中心とした各世代の転入促進、転出抑制、交流人口、関係人口の拡大等に総合的に取り組んでいるところでございます。また、御指摘の専門部署の御提案をいただきましたけれども、シニア世代の帰郷につきましても、この推進室を中心に取り組んでいるところでございますので、御理解をいただくようよろしくお願い申し上げます。

2 番

議長。

議長

兼田議員。

2 番

それは前向きに取り組んでいただけるということですね。よろしいわけですか。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

先ほども申しましたけれども、移住されてきた方が窓口等でも、美浜町の中にどんな制度があるかというようなことについても、



すぐに分かるように、今そういった移住支援をするためのパンフレット等の作成にも取り組んでいるところでございますので、そういった方につきましては、年齢層にかかわらず御利用いただければというふうに考えているところでございます。

2 番 議長。

議長 兼田議員。

2 番 ありがとうございます。やはり、そういうパンフレット等で一元的にサポートしていただける体制をつくっていただくと、入ってくる人も非常に楽になるのではないかと思います。

それでは、次の質問でございます。佐柿の国吉城がございしますが、ここを観光特化地区として美浜町が力を入れて売り出すことができないかということについて、ちょっと質問させていただきます。

新幹線が敦賀まで延伸されるということで、この若狭地方も新たな観光ブームが来るのではと期待されている方も多くいますが、これはもう待つだけでは、何もしなければ、もう一過性の観光ブームで終わってしまいますので、こちらから様々な手を打って観光客を増やす。むしろそれだけではなく、ほかの市町へ行く観光客を奪い取るぐらいの施策がなければ人は観光客は集まらないと思うわけです。

まず、美浜町を訪れるには、ほとんどの人が今、車でやってまいります。京阪神や中京からは北陸道を通り、敦賀から舞若道に入ってきて、若狭地方に入ってくるわけですが、そこで問題になるのは、若狭美浜インターのアピール不足なんです。ここで下りてもらわなければ美浜町は素通りで、三方五湖や小浜と、ほかの観光地に行ってしまう。三方五湖が美浜町の内だといっても、三方インターで下りて縄文博物館や年縞博物館を見て、ウナギやイカを食べて、三方五湖を見て満足して帰るというパターンになりかねません。まず最初に、美浜インターで人を下すということが緊急な課題なわけです。そこで、道路脇の看板等の設置についてお伺いいたします。

まず、美浜インター周辺の観光誘致の看板の設置ですが、現在も27号線に出る所にあります。ただまだアピール不足と言わざるを得ません。国交省やNEXCO中日本に交渉して、インター近くに大きな観光用看板を設置できないか。これはいかがなものでしょ

うか、お答えをお願いします。

町  
議  
長  
長  
町  
長

議長。

町長。

ただいま兼田議員より、観光特化地区としての若狭国吉城整備等も含めたアピールについて御質問をいただいたところでございます。まず、国吉城址でございますけれども、本町の長年にわたります調査が実を結びまして、続日本100名城に認定をされた貴重な文化遺産でございます。また、戦国時代の三英傑に絡むこの史実も明らかになっておりまして、話題性も豊富な非常に素晴らしい観光資源、そのように考えているところでございます。また、佐柿集落の歴史的町並みや世界的に評価の高い徳賞寺、大雲道人和尚さんのだるま絵など、観光エリアとしてのポテンシャルも非常に高いものというふうに考えているところでございます。

そのため、地元佐柿区と共に、地域の歴史や素材を生かした国吉城エリアにおける活性化プランの策定を進めておりまして、今後、この計画に基づきまして、施策を強力に進めていきたいと考えているところでございます。そういったことから、看板の設置等々も含めまして、御質問を頂いておりますけれども、詳細につきましては担当課長からお答えをさせていただきます。

観光戦略課長  
議 長  
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

看板につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

観光看板につきまして、舞鶴若狭自動車道沿道への設置について、NEXCO中日本のほうに確認いたしましたところ、安全走行等の観点から認めていないということでございました。また、国道27号の沿道ののり面など、国有地につきましても同様の見解でございました。そのため、自動車を利用する観光客の誘客促進策といたしまして、北陸、東名、名神等、各高速道路の64か所のサービスエリアですとか、北陸関西エリアの71か所の道の駅におきまして、無料で配付されておりますNEXCO中日本発行の観光ガイドブック、北陸道楽というものを活用して、町の広告を掲載しております。また、若狭美浜観光協会と連携いたしまして、昨年度から新たに道の駅や観光案内所などに、名刺サイズでQRコード付きの観光情報

カードを設置するなど、マイカー誘客事業を実施しております。

そのほか、自動車を利用して各地を訪れる観光客の方々は、目的を持って各地を周遊される方が多いと思いますので、美浜町を目的地として選んでいただけるように、観光ホームページに加えまして、美浜町の美しい風景などの画像を活用し、インスタグラム等のSNSも利用してPRを行っていきたいと考えております。

2 番 議長。

議長 兼田議員。

2 番 高速でそういう看板が認められてないということですが、私の記憶では、例えば滋賀県の佐和山城ですよね、あそこに新しくスマートインターですかできた。あそこも何か大きな看板があったような気がしまして、あと小谷城も近くに下りる所はありませんが、何か小谷城の看板も、北陸道の中で見た記憶があるんですけども。それはやっぱりNEXCO中日本のほうではやってないということなんですか。

観光戦略課長 議長。

議長 観光戦略課長。

観光戦略課長 小谷城とかの看板につきましては、高速道路からかなり離れておりますので、NEXCOの所管する所ではないとは思いますが、一応その辺り、確認させていただきます。

2 番 議長。

議長 兼田議員。

2 番 私の言ってる場合も、要は高速の敷地内とかそういう所ではなくて、走ってくる途中で山並みの所にそういう大きな看板、目立つような看板ができないか。国吉城なりそういう美浜の観光地がアピールできるなら、ちょっと美浜のインターで下りようかと、そういう気持ちになるような。ですから、道路際にすぐ、非常に危険だと思いますね、それじゃあね。そういうことではなく、もうちょっと離れた所でも、例えば私有地を借り上げてそういう看板ができないかということ、ちょっと検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

観光戦略課長 議長。

議長 観光戦略課長。

観光戦略課長

美浜インターチェンジから国吉城のほうに来られるお客様の情報発信と誘導サインなどの整備につきましては必要と考えておりますので、既存の美浜インターチェンジ付近ですとか、気山の国道27号沿道にあります観光看板等の活用、それから民地での看板設置など、様々な可能性を検討してまいりたいと考えております。

2番

議長。

議長

兼田議員。

2番

ありがとうございます。検討していただけるということですね。これにまたちょっと関連するようなことなんですけれども、インターから下りて国吉城トンネルに入るカーブがございますが、その右手の所に、現在、産業団地の看板が立ってる小さな丘がございます。それをもっと有効活用していただけないかという思いがありまして、丘の上に丸く、例えば逆茂木と言われる戦国時代の柵のようなもので囲んで、とりでやくるわ風にして、そこに若狭国吉城址の看板と国吉城に向けた矢印等を造っていただければ、道路際から非常に目立つようになりまして、通る人も、そういう建造物があれば、これは何だろうという形で人の興味を引きますし、知らない人はそうやって自分でネットで調べたりします。これは自分で調べるということは、人から聞いたりするよりも興味を引きますし、行ってみたいという思いも強くなると思うんですけれども。

さらにトンネルの上、昔に比べれば本丸の下をトンネルが通っているわけですけれども、今、木を間引いていただいて、うっすらと本丸の形が見えるようになっておりますが、さらにその右側の二角、三角、段々に下がってくる所まである程度見えるようにしていただくと、山城好きというか、お城好きのファンは喜ぶといたしますか、そういう城マニアはそういうのが大好きですから。

それで、これは何だろうという思わせるということが必要でございまして、この現在、産業団地の看板が立ってる所をそういうふうに変えることはできるのでしょうか、お伺いします。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

今ほどの看板の必要性に関しましては、私どものほうでも必要だ

ということはしっかり認識しておりますので、様々な可能性については検討してまいりたいというふうに思っております。

また、国吉城、山頂部の雑木の伐採につきましては、本丸跡周辺部に現存する石垣の破損、崩落防止を目的とした文化財保護の観点から計画的に進めてきたところでございます。その結果、少しずつではありますが、山城としての形状も分かりやすくなってきておるといっております。町としましては、引き続き遺構の保護に加えまして、眺望確保の観点から、雑木整理を進めていきたいというふうに考えております。また、併せて国史跡の指定を目指す中で、ライトアップであったり、遠くからの視認可能なのぼり旗の設置、そういったところでは城郭をアピールする取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

2 番  
議 長  
2 番

議長。

兼田議員。

ありがとうございます。そうやって意欲的に進めていただきますと、非常にうれしい限りでございます。今後も国指定に向けたり、そういうライトアップなりの方向を出していただければうれしい限りであります。

続きまして、佐柿の関所跡が今ございます。佐柿の町並みの中のことになりますけれども、江戸時代、小浜藩時代に高浜、熊川、そして佐柿、それぞれ関所がございました。ここに関所を復活して、新たな観光スポットをつくっていただけないか、そういう提案でございます。丹後街道の東側を守った佐柿町奉行所管轄の関所、番所でございますが、現在はただ標識が立っているだけでございます。ここに2間四方ぐらいの番所を建てて、中にかみしも姿の侍の人形を2体ぐらい置いて、その番所の周りをいかにも関所風という、冠木門と木の柵を造って、そして観光客が気軽に見られるスポット、そういうものを造っていただけないか。これは若狭町の熊川宿にそういう番所がございます。さらに、今庄の板取地区にも冠木門とあと木の柵で、一目で関所と分かるようなものを造っています。今までたくさん観光客が国吉城資料館や城跡を訪れているんですけども、町並みに関してはほとんど関心を寄せられていません。たまに修学旅行生を佐柿の町並みを案内したりするんですけども、ここ

はというポイントがございません。ただ、古い町並みとカギ折れの街道というのは、城下町としての風情を残している稀有な地区だということがありますので、ただ残念なのが、そのアピールポイントがないということです。

現在、佐柿の中でも、自分たちの住む地域をよくしようと、一般社団法人を立ち上げて活動を始めている人たちがいます。このような芽は大事に育み、育てていかなければならないわけですし、町が国吉城をアピールして、美浜町の観光の牽引者として引っ張っていければ、ドーナツ化現象でほかの地域にも観光客が訪れます。来年のNHKの大河ドラマは徳川家康です。金ヶ崎の戦いは必ず取り上げられます。国吉城も重要な戦略的な城として脚光を浴びるはずで、ドラマの後に何分か、その地域の名所を巡る映像が流れますが、前回も国吉城が紹介された後は、やはりてきめん観光客は増えてます。

そういうことから、この国吉城というそういう観光資産ですね、これはもうコロナ禍であっても、首都圏、関西、中京はもう全国から城マニアが集まっていますが、この観光の牽引者として美浜町の観光を引っ張るためにも、この関所、番所をつくって脚光を浴びるように、そうすればマニアだけではなくて、一般の観光客も増えます。非常に目につきますし、行ってみたいと思わせるような造りにしていただければ。

そこで、観光客が増えれば、道の駅や新庄、早瀬、丹生にも足が向きます。旅行代理店は、とりあえずそういう観光名所をそれぞれルート化して、効率的に回るようなツアーを組みます。ですから、この観光戦略として、先ほど町長のほうからもおっしゃられたように、全体的な視野でもって、この美浜町の国吉城を生かした観光戦略、これをちょっとお伺いしたいんですがいかがでしょうか。

議長。

教育委員会事務局長。

では、関所、番所の復元について、私からお答えをいたします。

現在の佐柿関所跡につきましては、中央を町道が通っておりまして、番所や井戸が所在した敷地の東側については民地でございますが、西側は町有地というふうになっております。ここに平成15年

教育委員会事務局長  
議長  
教育委員会事務局長

に設置をしました石碑が、今その存在を伝えておる状況でございます。

関所内の木戸門でありますとか柵、番所、井戸の配置を記した絵図程度のもは残っておりますが、公道や宅地内の遺構は未確認でありまして、外観上の特徴を示す史資料も残されていないということで、なかなか復元は難しい状況かなというふうに考えております。

しかしながら、佐柿関所跡につきましては、国吉城下の入り口として重要なアピールポイントでございます。町有地を活用したそういった整備手法につきましては、地元佐柿区とも議論をしっかりと深めてまいりたいというふうに考えております。

また、来年の大河ドラマ、どうする家康でございますが、再び国吉城が取り上げられますと、観光客の増加につながることは明らかでございます。これらを見据えまして、しっかりアピールできるよう、情報発信や受入れ環境の整備、そういったところで積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

2 番  
議 長

議長。

兼田議員。

2 番

外観とかはちょっと分からないという、佐柿の大絵図にはそれなりの何か絵も描かれておりますし、間取りもある程度分かるような資料もたしかあったと思うんですけども。そういうのをまた参考にしてもらって、忠実に再現するというのではなくて、ある程度観光用のスポットとしてつくっていただければどうかと。

若狭町の熊川宿の場合は、ある程度何か残っていたとかいう話も聞きますし、実際、若狭町の町議さんに聞くと、やっぱり人形もある程度、結構いい値段がするんだという話も聞いたりはしますけれども、ぜひとも観光スポットと割り切って、そういうものを何か考えていただければと思っております。

以上でございます。慣れてないもんですから、時間が随分余りましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。

議 長

以上で兼田議員の一般質問を終わります。

午前中の予定は2名でございますので、これにて休憩いたします。

午後は、午後1時から開会いたしますので、この場に御集合いた

だきますようお願いいたします。御苦労さまでございました。

(休憩宣言 午前 11:07)

議長 再開いたします。

(再開宣言 午後 1:00)

議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、河本 猛議員の一般質問を許します。

7番 議長。

議長 河本議員。

7番 7番、河本。

こんにちは、河本 猛です。美浜原発3号機の放射性物質を含む水漏れによる再稼働延期について質問をしますが、質問通告の締切が8月19日でした。それから情勢が大きく動いているので、原発に関わる情勢の変化も含め質問していきます。

関電は、テロ対策施設特定重大事故等対処施設の工事計画見直しの作業の効率化などで工期を短縮できたことから、10月と見られていた美浜原発3号機の再稼働を8月上旬に前倒しするとしていました。しかし関電は、8月1日、原子炉補助建屋内で放射性物質を含む約7,000リットルが漏れたと発表しました。放射性物質を含む水漏れによって再稼働は延期となり、その再稼働の日程は不明でしたが、突然、8月30日の原子炉起動となりました。それ以外にも緊急炉心冷却装置、ECCSのタンク内の圧力が一時的に下がる保安規定に定める運転上の制限を逸脱する事象が23日に明らかになりました。

議会には、議長を除く議員全員が委員となっている原子力発電所特別委員会がありますが、関電からも原子力行政の美浜町からも、これらの件について何の報告も説明も受けておりません。町行政は、関電からどのような報告を受けているのか伺います。

エネルギー政策課長 議長。

議長 エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長 ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

今回の事象に限らず、これまでから事業者からは遅滞なく情報が提供され、詳細説明も受けているところでございます。8月1日に発生いたしました美浜3号機の原子炉補助建屋内の封水注入フィル



タ蓋フランジ部の水漏れにつきましては、即日報告があり、同日午後には経過等の説明を受けております。

漏えいした水は一次系の水で、その量は約7リューベ、放射エネルギーはごく微量であり、保安規定における管理目標値の約1万分の1程度と推定され、補助建屋内地下のサンプルという水だめに流入、貯留されていることから、外部への流出はなく、環境への影響はなかったとの報告を受けております。

また、同日夜には県と共に町の職員2名が現場に立入りを行いまして、状況を確認を行っております。職員が着用いたしました線量計は、共にゼロでございまして、現場の線量計においても放射線量に異常はなかったことを確認しております。

8月16日には、原因調査の結果報告があり、フランジボルトの締めつけトルク不足により、シールの役割を果たすOリングが圧力水で破断し水が漏えいしたとの説明を受け、併せて再発防止策として確認作業の強化や教育の徹底に加え、漏えい防止、機器の動作不良防止の観点から、システムの温度や圧力の状態に応じて追加の点検を実施するとの報告を受けております。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

関電は前倒しの再稼働を目指して準備を進めてきたにもかかわらず、前倒し再稼働の直前に放射能汚染水を漏えいするトラブルを起こしたことは、私、重大だと思っているんですが、町長、これ重大な問題だと思いませんか。

町長

議長。

町長

町長。

町長

このところの発生しました事象について、重大だと思わないかということでございますけども、私としましては、昨年、美浜3号機の再稼働前に、事業者が総力を挙げまして総点検や様々な確認作業が行われたにもかかわらず、今回のような事象が発生したこと、それは大小にかかわらず大変遺憾であるということを思っております。

7番

議長。

議長

河本議員。

7番

大変遺憾であるということを、昨日の開会の町長挨拶の中でもお

っしゃっていたわけですけども、8月9日の安全の誓いの前に再稼働が延期となるような事象を引き起こしたことについて、下請任せの保守点検作業で関電の安全意識が欠如していると私は思っていますし、緊急炉心冷却装置、ECCSの異常も含め、昨年、町長や議会が地元同意したときの政治的な安全性の確認ですね、それら政治的な安全性の確認の信憑性は、今回の件で崩れたと思っています。町長、もう一度、地元の政治的な安全性の確認、政治的判断が必要ではないですか、考えを伺います。

町  
議  
町  
長  
長  
長

議長。

町長。

今回の事象を受けて、政治的な判断が必要でないかという御質問でございますけども、今回の事象について事業者は、専門機関であります原子力規制委員会から法令報告トラブルには該当せず、不適合処置を適切に行うことなどの指導を受けているというふうに聞いておりますし、町といたしましては、こうした事象に対し、本町、県、事業者間で締結しております原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書、いわゆる立地協定に基づき対応することとなりますけども、今回の場合は、県と共に協定書の異常事象には当たりますが、原子炉の運転停止を含む使用制限など、重い事象対応には該当しないと判断したところでございます。ただ、こうした小さな事象の積み重ねが大きな事故につながる懸念もあることから、事業者に対しましては、安全を最優先に、行程ありきではなく原因究明はもとより、類似箇所の再確認、設備点検の仕組みをしっかりと検証の上、請負業者の監督指導なども含め、再発防止の徹底を強く求めたところでありまして、引き続き県と共に事業者の安全・安心に向けた適正なこの運用管理がなされますように、これからもしっかりと監視をしていく所存でございます。

7 番  
議  
長  
7 番

議長。

河本議員。

町行政は関電や県と協議を進めながら、そういった結論に至っているわけですけども、やはり関電からの説明だけで、やっぱり、はい、そうですかと納得しているようにも見受けられます。議会は町民の代表機関の1つで、公開性の高い議論の場なんですけど、今回の

件については関電から何の説明も受けてない状況で原子炉が再起動となっているんですね。原子力との共生を掲げる行政や議会で、やはり多数を占める原子力推進の、やっぱり町長や議員の皆さんというのは、原発さえ稼働すればね、安全性の追求はどうでもいいのかと、そういうふうにやっぱり見受けられるんですよ。原子力行政も議会も、原発を運営する関電への厳しいチェック機能を果たさなければ、安全性の確立というのはできません。原発に反対している私としては、今回の件について政治的な議論が起きる前に、原子炉の再起動に踏み切った関電の対応というのは、町民軽視、議会軽視だと思っています。金品受領問題で地に落ちた信頼は回復していない状況です。私は、電力事業者の関電には厳しい目を常に向けてきましたけども、信頼関係はありませんが、この町民軽視、議会軽視の対応というのは絶対に許すことはできません。

町長は、関電が原子炉を再起動したから仕方ないと、そんな考えで政治的な議論や安全性の確認なしに原発の再稼働を、これ認めるんですか、どうですか。

議長。

町長。

ただいま3号機の再稼働したから認めるんだと、それでいいかという御質問でございますけども、決してそうではございません。この議場に対して、その原因の究明も含め、我々は担当者を県と共に現地に派遣しながら、その場で重要な問題であります漏れた放射能が作業員も含め従業員に影響があるか。また、それが外部に漏れていないだろうか、そんなこともしっかり含めた上で、先ほど申し上げた協定書に基づく対応がしっかりなされているかということを確認した上で、再稼働に至ったというふうに思っておりますので、決して事業者が再稼働したから認めたというものでもございませんし、御指摘のとおりこれは町民、それから議会の皆さん方にも、しっかりこの事象を、これは公表はしておりますけども、そういう機会をしっかりと構築することも、信頼関係の中で原子力行政、さらには共生するまちづくりを進めていく、そういったことにつながるというふうに思っておりますので、そういった点をしっかりこれから事業者理解を認識をしてもらうというようなことが必要かなと

町  
議  
長

いうふうに思っています。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 こうした汚染水の漏えいでも7,000リットルと言え、7トンの重量なんですよね。この放射能汚染水の行き先というのがやはり気になっているわけですが、環境に影響ないというだけで、本当にどのように処理されているのか。こういったものは回収できているのか。また、放射能汚染水の回収のやり方ですね、作業員の被曝はなかったといますが、作業員はやはり被曝防護して、どういふふうな作業をやっていたのか。そういったところへの確認ですね。また、環境への影響について、行政がしっかりとその確認している詳細の内容というのはどのようなものなのでしょうか、伺います。

エネルギー政策課長 議長。

議長 エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長 ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

原子炉補助建屋サンプに流入した全ての漏えい水につきましては、ポンプで廃液タンクのほうに移送されまして、廃液蒸発装置にて放射性物質を含まない蒸留水と放射性物質やホウ酸など、濃縮液に分離され、濃縮液につきましてはアスファルト固化装置で水分を蒸発させながら固化し、ドラム缶で保管処理されるというふうに聞いております。

また、さきに申し上げたように、漏えい水の放射線量につきましてはごく微量であり、現場の放射線量に異常がないことを確認しております。事業者からも、今回の事象における作業員の被曝はなく、外部への流出もないということから、影響もないということで報告のほうを受けているということでございます。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 私としては、今御説明あったようなことを初めて聞くわけですよ。また、高経年化対策して再稼働に向け万全の準備をしても、老朽化した原発には配管や部品交換時の溶接ミスやボルトの締め忘れなど、施工のミスが存在する可能性があることが、今回の件で明らかになりました。先ほども申し上げたように、昨年、地元同意したときの

政治的な安全性の確認、その信憑性は壊れています。そもそも科学的に高度で複雑な原発の構造を、外観だけの政治的判断で安全を確認することは不可能だと思っているわけですが、だからこそ安全な原発など存在しないという目で、厳しく電力会社を監視し、公開性の高い議論をする必要が、町行政や議会には求められています。

関電が事業者として原子炉を起動したからといって、原子力行政が事業者の関電に遠慮する必要はありません。町長の一言は状況を変える重さがありますから、明確に答えてもらいたいんですが、この町民軽視、議会軽視の関電の対応、関電からの報告や説明もなく政治的議論が尽くされていない状況を踏まえて、町長は美浜3号機の再稼働を認めてはもらいたくないんですが、遺憾の意を表すなら、再稼働はあかんというふうに言ってほしいんですが、再稼働を認めるのか認めないのか、その辺、明確に考えを伺います。

議長。

町長。

今ほど再稼働を認めるんかどうか、その辺の見解をはっきりしなさいということですが、まず、再稼働に至ったこれまでの経緯の中で、今御質問にございましたけども、原子力発電所自体は非常に高度で複雑なプラントでございます、その構造や安全性について、工学的レベルで政治判断できるものでないというふうに私は思っています。ただし、そういったことから、国は原子力発電所の安全性、これについては独立性と専門性を有する原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、同委員会により世界で最も厳しい規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、再稼働を進める、このようにしているところでございます。

事業者からは、原子力規制委員会から、今回の事象については法令報告トラブルに該当しませんということと、規制基準に対する不適合を適切に是正することができれば、工程を進めてもいい、問題はない、そのように指導されているということでございます、専門的機関の判断による、そういった部分についての再稼働について異論を唱えるものではないというふうに私は思っております。

町といたしましては、事業者に対しまして、再稼働を進めるに当たり、安全最優先、これはもとより細部にわたり緊張感を持って運

町  
議  
長

営管理を徹底していただくなど、さらなる安全・安心の確保を強く求めたものでございまして、先ほど申し上げましたけども、県と共にその取組をしっかりと監視をしていく、そのように考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 議会議員の立場としたら、トラブルも再稼働延期も保安規定の逸脱も、原子炉の再起動も、全て事後報告で、地元の原発推進の皆さんというのは、原発が再稼働されれば、もう再稼働万歳なんですかっていうふうな疑問を持たれるんですよ。行政は先ほど立入調査もしたということをおっしゃってましたけども、議会はかやの外なんですよ。遺憾の意を表明されておりますけども、それも結局、言葉だけで言ってるだけで、行動で厳しさを示せない政治と電力事業者とのなれ合いが続く限り、原発の安全性は高まらないと思います。

私は、原発に反対している立場ですが、関電や原子力行政に厳しい目を向け続け行動することというのは、何より地域住民と現場で尽力する作業員の生命、自由、財産、健康という、人間が保持する不可譲の権利を、政治や電力事業者から守る重要な役割であると思っています。原発との共生を掲げる美浜町だからこそ、トラブル、事故などの事象に対して、原発反対派の私以上に関電に対して厳しい行動をとってほしいと思っています。町長自らが安全性をもう一度、政治的判断を行うまで、このように再稼働を認めないというふうには考えは変わらないでしょうか、どうでしょうか。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 原子力発電所の運営につきましては、かねてより申し上げております、安全最優先に進めていただきたいと。これが非常に重要なところでございまして、なれ合いの下で今回の事象を了解したわけではありません。そういった判断基準として、県、それから美浜町、事業者と共に協定した安全運転を確保するための協定書、これに基づいてしっかり確認した上で、それをもって先ほど言われた最終的な政治判断につながっていくというふうに思っています。少しこぼしたから、いや、これはね、この事象を捉えて言っているわけじゃないですけど、僅かなそういった事象であっても止める、そういう性

格のものではないと。それを判断するためにしっかり協定書がつくられ、それに基づいて判断する、今回の件については、私はそういう協定書に基づいて判断したということで御理解をいただきたいと思ひますし、町民、それから議会軽視、これはならないように、これからはしっかり事業者にもその認識を深めていただくよう、これも併せて申し入れたいなというふうに思っております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 7,000リットル、7トンの水が漏れて、僅かだとは私は思いませんし、全く理解もできません。政治を含め、原発を取り巻く環境が原発をより危険なものにしていると考えています。原則40年が最長60年、またその議論をほごにして60年を超える運転の検討が始まろうとしています。また、原子力発電をしばらく利用するが徐々に廃止していくべきだという、原発は徐々に廃止して将来はなくすほうがよいという圧倒的な国民の声があります。また、朝日新聞の世論調査を見ますと、新增設反対が58%、賛成が34%と、反対が大きく上回っている国民の声もあります。その声に乖離して、政府は新增設や建て替えの検討を始めようとしています。原発を推進してきた町行政や議会の要望が実った形なので、原発推進派の皆さんは浮かれているかもしれませんが、厳しく制限されていたものが一気に崩れ、原発推進に急速な政策転換がなされたときであるからこそ、緩みが生じやすいと思ひます。

私は、原発を取り巻く環境が緩んでいるときの再稼働であるからこそ、より一層の危機感を抱いています。関電の原発で3か月のうち9件のトラブルが発生している、このことが本当に緩みだと実証しているのではないのでしょうか。美浜原発では3件起きています。議会では少数派の原発反対派でありますけども、その率直な思ひも町長には受け止めていただきたいと思ひんですが、本当に厳しい行動を関電に対してはとっていただきたいと思ひんですが、どうでしょうか。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 関電に対する厳しい姿勢をとということでございますけど、原子力

と共生するまちづくりにあっては、何度も申し上げておりますけども安全最優先、さらには町民の安全・安心を最大限に確保すること、そういうことで共生のまちづくりを進めておりますし、これからもそういった思いを持って、しっかりと努めてまいりたいなというふうに考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 町民の代表機関の1つであります議会を軽視しないように、くれぐれもやっぱり議論というのは行政も議会も、また電力事業者も、議会を含めた議論をしっかりとやっていただきたいというふうに申し上げます。

次に、自然災害及び原子力災害、複合災害の避難について質問します。

8月5日の大雨災害で、福井県の南北を結ぶ交通が寸断されました。これまで自然災害及び原子力災害、複合災害の避難について、豪雪時に嶺北の大野市に避難できるのか。冬の時期に豪雪地の大野市に避難する過酷さを想定し、広域避難先の見直しや物資供給や感染症対策などの避難の課題を指摘してきましたが、この時期の大雨災害によっても嶺北への避難ができなくなるという現実を目の当たりにしました。国道、高速道路、鉄道が寸断され、車も立ち往生。福井県の南北を結ぶ交通インフラが脆弱であることは容易に判断できるとは思いますが、避難計画や広域避難先について大きな見直しが求められる事態だと考えています。町行政はどのように考えるのか伺います。

エネルギー政策課長 議長。

議長 エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長 ただいまの件につきましてお答えいたします。

令和3年1月に、国の原子力防災会議におきまして決定されました美浜地域の緊急時対応では、美浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画、避難計画及び国の緊急時における対応が取りまとめられております。原子力災害が発生した際の広域避難先として、美浜町は大飯町と大野市を避難先とされておりますけれども、避難先市町の決定につきましては、放射性物質放出時



の風向きや道路状況など、原子力災害発生時の状況により国が決定することとしているところでございます。万が一、複合災害等により両市町への避難が困難となった場合にあっては、別途、国がその時点で判断し、福井県や関西広域連合において受入れ調整を行うこととしており、関西広域連合が受入れの要請を受けた場合には、構成府県、連携県と調整の上、避難先を確保するというところになっていくところでございます。

町といたしましては、今般の大雨災害で県の南北を結ぶ交通が寸断されたという事象を踏まえ、美浜地域の緊急時対応に定められている広域避難先に速やかに避難できるよう、避難道路の多重化、強靱化について、議会の皆様と共に国や県に強く求めてまいりたいということで考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 災害時に、やはり避難先が場合によってころころ変えられる可能性があるというんですよ。これがまさに行き当たりばったりで、現実的には町民、どうしたらいいか分からないんですよ。だから、今回の南北寸断というのは、明記されている広域避難先の嶺北の大野市に避難できないというようなことも起こったら、これ原発立地の町民にとっては、本当に深刻な問題なんですよ。これ、原子力災害時の避難道路として脆弱な路線の再整備、これはやはり国と県の責任でありますけども、国策である原発が立地する美浜町にとっては、大規模複合災害ですね、原子力災害を含めた。道路が寸断された場合でも、代替路を確保して町民の生命、財産、健康への被害を最小にとどめる必要があります。町は、福井県美浜町・琵琶湖北西地域道路整備促進期成同盟会をつくっておきまして、議会も特別委員会を設置して、国に対する要望を強めているところですが、原子力災害、避難道路の多重化を推進して、南に抜ける幹線道路が絶対に必要だという考えを、これまで以上に強めて行動すべきだと私は考えています。行動にするに当たっての具体的な実施計画などについて、町行政の考えを伺います。

土木建築課長 議長。

議長 土木建築課長。

土木建築課長

今の件につきまして御回答させていただきます。

原子力の立地地域にとりまして、まさかのときの安全・安心の確保は重要な政策課題であり、本町にとって避難道路、制圧道路の多重化、強靱化は緊急の課題となっております。とりわけ本町は嶺南地域で唯一、南北方向に避難する道路が整備されていないことから、その実現に向けて国や県に対して要請を重ねてきたところでございます。

令和3年2月に、町内関係団体が結集いたしまして、町民総意によります福井県美浜町滋賀県北西地域道路整備促進期成同盟会の設立をいたしました。それを契機に、国や県、県選出国會議員に対して強力な要請活動を展開しているところでございます。こうした中、この8月に県内で発生した予期せぬ豪雨により、交通が完全に寸断されたことは、課題を顕在化したものと捉えております。避難道路の多重化、強靱化の重要性を痛感した次第でございます。こうした事象を教訓に、自然災害や原子力防災の観点から、必要な最大限の安全・安心を確保するため、この道路の必要性、重要性など、その実現に向け、議会や本同盟会とも連携をしながら強力に進めていきたいというふうに考えております。議会の御支援につきましても、よろしくお願いをいたします。

7 番

議長。

議 長

河本議員。

7 番

これやるには美浜町と高島市の関係というのが非常に重要なんです。それが、やはり福井県と滋賀県との関係も重要だと思っております。しかし、これまで福井県は県議会の答弁において、美浜町から琵琶湖北西地域の高島市へ抜ける道路の実現については、あまり積極的ではないような答弁をやっているように思うんですね。町としては、県の動向をどのように見ているのか、行政の考えを伺います。

土木建築課長

議長。

議 長

土木建築課長。

土木建築課長

これまで県に対しまして、知事要望や嶺南振興局との行政懇談会等の機会を捉え、避難道路や制圧道路の多重化、強靱化、とりわけ本道路の実現について強く訴えてきたところでございます。地元総意による同盟会の設立やその活動を通して、地元の思いや必要性、

目的についても受け止めていただいているものと考えております。  
引き続き、さらに理解を深め、実現に向けて尽力いただけるよう、  
町議会や同盟会と共に強力に活動を展開していく所存でございます。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 町として要望は強めているという答弁だったんですが、県知事は  
公式の場で、美浜町と琵琶湖北西地域を結ぶ道路の必要性を、これ  
認めているんですか。これどうなんですか。

土木建築課長 議長。

議長 土木建築課長。

土木建築課長 知事が以前に行われました県議会の一般質問の答弁に対しまして、  
この道路の推進につきましての積極的な御発言というのは聞いては  
いませんということになります。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 公式の場ではまだ認めてないということでもありますけども、福井  
県の南北寸断という脆弱な交通インフラの中で、嶺南の原発立地は  
嶺北に広域避難先を設定している自治体があるんですね。県外への  
広域避難先を設置してないのは、これは美浜町だけなんです。その  
ような状況で、美浜町から琵琶湖北西地域の高島市へ抜ける道路の  
実現について、福井県が積極的な態度を示さないのは、原発立地県  
としてこれ無責任だと私は考えています。この県の無責任な態度を  
正して、福井県から国や滋賀県に原子力災害避難道路の多重化を推  
進するよう働きかけていく、積極的にですね、やっているとと思うん  
ですけども、そういった動きを強める考えはあるんですか、どうで  
しょうか。

土木建築課長 議長。

議長 土木建築課長。

土木建築課長 この道路を実現するためには、原子力施策を担う国の理解を得る  
こと。その理解を得るために県の強力なバックアップが必要であり  
ます。実施に当たっても隣県自治体との協議、調整に県の理解と協  
力が不可欠でございます。そのため、さきに申し上げました、町、  
町議会、同盟会、そして活動を共に強力に進めることが必要なこと

であるというふうに考えてございます。

7 番  
議 長

議長。

河本議員。

7 番

来年は、統一地方選挙の少し前に美浜町長選挙があります。来年は県知事も町長も選挙なわけですね。町長が出馬を表明する時期は分かりませんが、立候補しないことはないだろうと勝手に想像していますけども、これからやはり注目するところは実績と政策です。この美浜町と琵琶湖北西地域を結ぶ道路の必要性を県知事に公式の場で認めさせるというのは、町長の実績と政策の中で重要なものとなると考えていますが、県知事に認めさせるという強い意志が町長にあるのかどうか伺います。

町 長  
議 長  
町 長

議長。

町長。

この道路の必要性について知事に認めさせるつもりはあるんかという御質問でございますけど、これはここ数年、この道路の実現に向けて要請活動をしてきているわけではありません。これまでいろんな機会を捉えて、県、関係機関への要望、そういった活動を重ねてきている状況でございます。これは原子力と共生するまちづくりを進める上で、まず必要なのは住んでいる住民の皆さんの安全・安心の確保、それを第一義的に考えております。その重要なインフラがここ美浜から南北に抜ける避難道路、制圧道路の多重化、そのように思っております。これまで県や国、それから国会議員の先生方への説明についても、そういった視点でしっかり要請を重ねているところでございまして、今回の嶺南と嶺北の幹線道路等も含めた、こういう寸断された状況、こういったものを捉えて、しっかりその実現に向けて、知事を含め関係団体、それから国に訴えて、その実現につなげていく、そのような気概でおりますので、担当課長が申し上げます、議会の皆さん、それから町の各団体の皆さん方と共に、町民の総意としてこの実現に向けて活動を進めていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

7 番  
議 長

議長。

河本議員。

7 番

原子力災害避難道路の多重化を実現するための、この美浜町と琵琶

琵琶湖北西地域を結ぶ道路を造るというのは、これ原発の賛否に関係なく、原発が存在している現状において必要なことだと考えています。むしろ原子力災害避難道路の多重化が実現しておらず、福井県の南北を結ぶ道路は避難道路として脆弱という現状で、原発の稼働などあり得ないことです。原子力との共生を掲げる美浜町、そして嶺南に原発が集中立地することで恩恵を受けている福井県。原発が立地する美浜町民のことを思えば、福井県は原子力災害避難道路の多重化を実現するというこの課題に本気で向き合うべきだと考えます。福井県を本気にさせるには、やはり町長の手腕にかかっているととも言えるので、これからの町長の政治的手腕に注目していると申し上げまして、私の質問を終わります。

議長

以上で、河本議員の一般質問を終わります。

続いて、次に9番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

9番、川畑。議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の道の駅についてですが、6月に起工式が行われ始まりました道の駅の建設工事の内容についてお聞きいたします。

現在、我がまちも安心して暮らせるまちづくりを進めるため、中心になる地域の活性化や住宅地の促進を図り、JR美浜駅と道の駅が公共施設及び住宅地にうまく結びついたまちづくりを目指すことを目的として、道の駅整備がされております。また、その一環としてJR美浜駅を中心に、周辺住宅地や町内の各集落地が、利便性のよい公共交通網で結ばれ、全ての生活サービスを受けることができる暮らしやすい住みやすいまちづくりを推進しています。そして、道の駅を中心に、JR美浜駅から生涯学習センターなびあすまでの間を、便利で快適性を兼ね備えた、歩いて楽しめるまちづくりを目指しており、その1つに美浜駅から国道27号線までの県道改良工事と、道の駅と役場を結ぶ町道の約200メートルの区間の改良工事が進んでいます。また、美浜駅及び駅前広場では、駅のトイレや駅舎本体の改修工事、ロータリー、駐車場、歩道シェルター整備工事が順次進められております。

道の駅の整備については、現在、国土交通省が建設した情報発信施設とトイレの新築工事が完成しました。道の駅も設計に入ってから工事までに3年がたちました。この夏の6月に本施設の起工式があり、来年春のオープンに向けて進められているのですが、工事進捗は順調に行っているのか、また周辺整備もそれに合わせて完成するのか伺います。

町議町長

議長。

町長。

ただいまの川畑議員より、道の駅の進捗等についての御質問を頂戴したところでございますけども、町では令和6年春の北陸新幹線敦賀開業を見据え、その効果を最大限に受け止めるべく、様々な施策を進めておりますけども、その1つ、JR美浜駅から役場及びなびあすまでのエリアを、御紹介のとおり町のにぎわいゾーンとして位置づけ、各種整備を行っているところでございます。その核となる施設が道の駅はまびよりでございますして、地域づくり拠点化の施設として、また地域の活性化施設、交流の場として、施設の完成を待ち望む町民の皆さんの期待は高まっているというふうに受け止めているところでございます。町では、この道の駅施設はもとより、関連する施設の整備も含め、来春の開業に向けまして鋭意、事業に取り組んでいるところでございます。

議員からは、はまびより等の進捗状況、さらに運営内容等についていろいろ御質問を頂いております。それぞれの御質問に対しましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。よろしくお願ひします。

土木建築課長  
議 長  
土木建築課長

議長。

土木建築課長。

私のほうから御答弁させていただきます。

道の駅の核となる地域づくり拠点化施設につきましては、今年6月より建設工事に着手し、来年春のオープンに向け、年度内完成を目指し工事を進めているところでありますが、現在は基礎工事を施工中であり、再生可能エネルギー導入工事に係る電気設備工事を除いて、ほぼ予定どおりの進捗となっております。また、道の駅と共ににぎわいゾーンを構成する駅前広場、歩道シェルター、町道駅前

線、県道美浜停車場線等の周辺事業におきましては、順調に事業を進めており、年度内完成に向け、関係者による工程調整会議を定期的に開催するなど、進捗状況を随時確認しながら円滑な施工に努めておるところでございます。

なお、JR美浜駅舎の改修工事につきましては、既に工事が完成し、8月より供用開始しておりますが、これから周辺工事が本格化することから、利用者の利便性の確保、安全性の確保につきましても、今後、努めてまいりたいというふうに考えてございます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 ありがとうございます。大変よく分かりましたけど、もう少しちょっとお聞きしたいのがあります。道の駅に関する全ての工事が発注され、来年春にはオープンできるということです。オープン時には道の駅が完成して、駅改修や駅前広場工事も完成して、駅前国道からなびあすまでの区間も新設の道路工事がありましたが、その区間も完成すると。きれいな町並みとしてつながるということでよろしいですか、それで。

土木建築課長 議長。

議長 土木建築課長。

土木建築課長 道の駅のオープン時には、駅前広場工事をはじめ、現在、施工中の町道駅前線、旧国道からなびあすにかけての約200メートルの工事でございますが、こちらにつきましても完成をしておりますので、美浜駅からなびあすまでが直線的につながるということになります。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 すかっとした町並みができるということで、気持ちのいい道の駅及び周辺地域になるということでもよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

次に行きます。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている日々であり、相変わらず生活がよくなっておらず、さらにロシアによる戦争が起こっています。信じられない事実であります。そのことにより経済が安定せず、物価が上がり続け、倒産する会社が増え

ています。このような状況下において、3年前から町内にいろいろなコミュニケーションができる場をつくり、美浜に来た人が長く留まれる場所の提供だけでなく、地元の人たちが楽しく安心して何度も訪れたいくなるにぎわいのある場所が必要だとして道の駅が計画され、建設が進んでいます。コンセプトは、人が集い、育み、美し美浜を体感できるにぎわいの交流拠点づくりとしました。

そこで、町が令和元年当初に道の駅を計画するに当たり、約28億でちょっと書いてしまいました。建設工事自体は24億ということで訂正をお願いします、の予算の捻出から管理者の選定方法までをどのように考えてきたのか、また道の駅の完成の暁には、誰がこの施設の管理運営をするのか伺います。

土木建築課長  
議長  
土木建築課長

議長。

土木建築課長。

本事業は、国の都市再生整備計画に基づくものであり、支援対象事業として国の補助を受け進めているところでございます。事業契約の方針につきましては、平成30年6月の町議会地域づくり拠点化特別委員会や令和元年5月の全員協議会等で説明を行い、事業コストの削減や質の高いサービスの提供、そして財政的負担の平準化が図れることから、本事業について設計、建設、維持管理、運営といった業務を一括で発注するPFI方式として御承認をいただき、事業を進めさせていただいております。

事業者の決定につきましては、平成31年1月の地域づくり拠点化特別委員会で説明いたしました要求水準書を基に、公募型プロポーザルを実施し、有識者等で構成する事業者選定委員会を経て、令和元年11月の議会意見交換会で優先交渉権者の決定報告を行い、令和2年3月に議会の議決を得て契約をさせていただいております。

道の駅は、設計、建設、維持管理、運営の全ての業務を一括して長期契約をするPFI事業であることから、完成後の管理運営は特別目的会社であります美浜暮らしブランド株式会社が行う予定となっております。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

ありがとうございます、詳しい内容です。町は4年前から平成3



0年や31年に1回ずつ、地域づくり拠点化特別委員会7名による説明会、また令和元年には全員協議会と意見交換会において2回の議員全員による詳細説明がありました。令和2年3月定例会においては、事業者が決まり議決されました。私は、道の駅の建設に賛成した一議員ですが、今から完成が待ち遠しいということは思っております。これまで全員による議会説明は2回から3回しかなかったのですが、この回数で24億円の事業の内容が十分理解されたかということと思うと、行政側はその回数で十分足りているのかということと思うとどう考えているのか、その辺の説明を課長、お願いします。

土木建築課長

議長。

議長

土木建築課長。

土木建築課長

道の駅の建設につきましては、事業の計画段階より事業進捗に合わせて、地域づくり拠点化整備特別委員会を平成30年度より、集計いたしましたら計11回、あと全員協議会や意見交換会につきましては平成29年度より計10回開催をし、御説明をさせていただいており、事業の内容についての御理解をいただいているものと考えてございます。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

ああ、11回もありましたか。私の勘違いかもしれませんがね。管理運営はSPC企業が行うということですが、町は指定管理者に指定して管理運営をやってもらうということではないんですかね。このときに指定管理料は払うのかどうか、お金が要るのかどうか、その辺ちょっと分かりましたら教えてほしいんですけど。

土木建築課長

議長。

議長

土木建築課長。

土木建築課長

管理運営につきましては、今後、SPCを指定管理者に指定して管理運営を行っていただく予定でございます。

また、指定管理料につきましては、事業契約に基づきまして、毎年度、SPCのほうにお支払いしていくことになります。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9 番

これだけの大事業なので、精魂込めて取り組んでいるのはよく分かりました。町の努力に期待していますので、今後また気を緩めずに、抜かずにお願いしたいと思います。

次に、道の駅の管理運営についてですが、行政がこれだけの建設に関わってきて、今後、町民と一体となって進めていく事業ですが、道の駅の管理に対しては、行政は建設、設計、管理運営を行う特別目的会社の S P C 企業としっかりと協議を行い、町内の事業者の参画も考え、整備をしていくと言っております。町民の要望に対しては、今以上に聞く場を設けないと、町民の主体ではないと感じています。道の駅の建設と今後の運営は、特別目的会社の S P C 企業である美浜暮らしブランド株式会社が請け負うことになっております。また、隣接する駅前のイチゴ観光農園の管理者は、株式会社みはまアグリチームが管理しているが、この 2 つの施設は同じ経営体であります。これら大きな事業を 1 つの事業者、同じ経営体が行うのはなぜなのか。幾つもの企業が倒産していく中で、1 つの失敗で全てこと切れてしまうような気がしますが、どう考えているのか。大丈夫だという説明はできますか。町民は、あまり表に出てこないこの事業者に対して、期待だけでなく不安に思っているのではないかと思っております。今の世の中の経済状況の中で、町としてこの事業者だけで成功できるという考えがあるのかどうか伺います。

土木建築課長  
議 長  
土木建築課長

議長。

土木建築課長。

S P C は、町民ファーストを念頭に、チラシや広報みはまでの募集案内のほか、事業者説明会を開催するとともに、事業者選定に当たり、町内事業者の様々な思いや経営相談も含め、個別の対応を個人を含め、約 60 社と実施するなど、町民に対し真摯な対応に努められたとお聞きをさせていただいております。運営主体となる S P C については、プロポーザル時に決算報告書の提出を求め、第三者が審査し、経営状態に問題がないことを確認した上で契約締結に至ったところでございます。また、このところ経済状況が著しく変化しておりますので、機会を捉えて経営状態を確認しているほか、本年度も決算報告書を第三者が審査し、問題がないことを確認をさせていただいております。これから道の駅の管理運営につきましては、

要求水準書で定められているとおり、SPCが統括マネジメント業務を実施し、提供サービスに合わせた協力事業者やテナント等との協力体制を構築し、実施していくこととなります。また、協力体制や管理運営が適切で、利用者に最良のサービス提供がされているかなど、要求水準書に従い、毎月の定例会議等で確認を行うとともに、第三者によるモニタリングも併せて実施し、課題や改善点について指導していくこととしております。

9番 議長。

議長 川畑議員。

9番 はい、ありがとうございます。町がきめ細かく事業者に寄り添って進めていくのはよく分かりました。これからも頑張ってお願ひしたいと思います。

ところで、先ほどからよく出てきます文言、要求水準書というのがあるんですけど、これは契約約款のことですか。

土木建築課長 議長。

議長 土木建築課長。

土木建築課長 要求水準書ですが、こちらは一般的な委託業務や工事における仕様書に相当する文書でございます。要求水準書では、町は道の駅の設置者として、PFI事業者に対して要求する必要最低限の業務の範囲、実施条件、水準を示しております。これによりがちがちな一般的な仕様書とは異なり、民間事業者のノウハウ、創意工夫を発揮する余地が増え、事業のサービスの質の向上や事業費の削減を期待することができる、そのようなことでございます。

9番 議長。

議長 川畑議員。

9番 詳しい内容をありがとうございます。来年春、開業とするというのですが、あまり時間がないと思っているんですが、町民はこの道の駅でテナント事業者がどのくらいあり、どの程度の雇用があって、いつから募集するというのは、もっと早く知りたいと思っていることをよくうわさで聞きます。建設が今からなのに、中に入る店舗は全く分からない状態で、いつ、誰が、どのくらい募集するのかぐらい、年明けまでに分からないのは、町民主体として考えていないのではないかと感じております。町は、道の駅の管理運営を行うSP

C企業と協議を行い、町内のテナント事業者の募集を手助けして、町民にいち早く情報を開示することを、前々から行うと言っていました。まだできてないのか伺います。

土木建築課長

議長。

議長

土木建築課長。

土木建築課長

テナント等の事業者につきましては、5社が出店、SPCとの契約も完了しているとのことですが、うち4社は美浜町内及び美浜町と縁のある事業者とお聞きをしております。目下、SPCとテナント事業者の間で詳細な事業内容の詰めと並行し、店舗デザイン等の調整も行っており、具体的な事業内容やデザインが決まり次第、テナント事業者が公表され、準備の進捗に合わせる形で、順次スタッフや調達先などの募集を行うというふうにSPCのほうから聞いておるところでございます。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

ありがとうございます。今、5社の出店って言いましたが、これは全部、道の駅の中の全てのテナントが入った数でよろしいんですか。

土木建築課長

議長。

議長

土木建築課長。

土木建築課長

はい、そうでございます、5社でございます。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

町民は、早く実情を知りたいと思っております。早く雇用募集の内容を知りたいと思っておりますし、その状態を町が理解できるなら、SPCとの調整を、とことん納得のいくまでお願いしたいと思しますので、よろしく申し上げます。

今の美浜の町は、過疎化や高齢化と少子化により、地域の活力が下がり、町民のコミュニティ不足に陥っており、地域の力がなくなっている現状がありますが、道の駅による町民が集まり、生活向上が少しでもできるにぎわいの場として計画したものが完成したのなら、それはどのようなものになっていくのか。令和6年春の新幹線敦賀開業に影響するであろうし、レインボーラインや遊覧船の

観光客にも影響が出てくると思います。観光客が100万人を超えれば、経済も上向きになり、豊かな美浜の町になると思いますが、あくまでも予測でしかありません。このことにより主たる繁栄は何かと考えるなら、完成の先にはどのような期待があるのか。将来予測をどのように考えているのか伺います。

土木建築課長

議長。

議長

土木建築課長。

土木建築課長

御指摘のとおり、美浜町では少子高齢化の進行、人口減少、空き家の増加などにより、地域の空洞化が進行し、コミュニティの衰退や生活サービス水準の低下などが懸念をされ、地域の活性化、地域づくり、交流の場づくりが求められております。このような背景を踏まえ、町のにぎわい創出を目的に、JR美浜駅周辺再整備を含め、公共交通の拠点である美浜駅から、生涯学習・文化の拠点であるなびあすをつなぐ、美し美浜にぎわいゾーンの整備を進めており、その核となるのが美浜町立地適正化計画において、町の新たな拠点として位置づけられた道の駅でございます。

道の駅には、様々なイベントが開催できる屋根つき広場や、気軽に立ち寄れる交流スペース等が備えられるなど、これまでにない利便性と快適性を兼ね備えた町民のにぎわい交流の拠点となるよう活用を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、北陸新幹線敦賀開業を見据え、JR美浜駅と連携し、町の観光の玄関口として、レインボーラインやレイクセンター、水晶浜、国吉城址、観光農園等の観光施設につながる二次交通を充実させることで、周遊滞在型観光を促進するハブ施設としての活用を進めてまいりたいと考えてございます。

また、このゾーンエリアでは、これから町を担う世代や町内外から起業を目指す方々の参画を促すことにより、従来の発想にない、歩いて楽しめる町なか空間の整備を進め、さらなるにぎわいの創出につながる取組を展開したいというふうに考えております。

9番

議長。

議長

川畑議員。

9番

今の回答をお聞きしまして、美浜の将来を考えると、道の駅からの発展は重要であると感じます。観光の町である美浜の主たる繁栄

は、道の駅からだと考えられます。この取組が人口減少や少子高齢化の時代を乗り越えられるものであってほしいと思います。ここからの広がり、町民全体へとつながり、よりよい町で豊かな町を目指す戸嶋町政の新たな取組として進められるように期待いたします。お願いします。

次に、2番目の町内を走るコミュニティバスの利用状況についてですが、現状のコミュニティバスの運行が平成27年4月1日にスタートし、5人の利用者から始まった運行も、去年は延べにすると7,982人の利用者があり、前年度比7.3%の増加となっているとお聞きします。これは、美浜町をくまなく回れるように、コミュニティバスが全部の路線で90か所近いバス停が利用できるため、申し分のない運行配置になったのかと思います。

しかし、私から見て、これ以上乗降者が増えていくとは思えません。毎年高齢者が増えていく日々において、家からバス停に行くのがつらくなってきているお年寄りが増えていることの把握できていないのであります。また、タクシーの利用が得意でない町民が多いことや、自動車免許の返納を拒む人が多いことが要因だと考えます。今のままでいい、他の議員からも一般質問でもいろいろとコミュニティバスの状況についての質問が多くありましたが、その都度、行政ではコミュニティ交通の現状把握や、コミュニティサービスの検討をすると説明していました。これまでの現状を見て、それぞれの分析検討結果は出ていますか。どのような状況になっているのかお伺いします。

町議  
町長

議長。

町長。

ただいまコミュニティバスの運行状況等についての御質問をいただいたところでございますけども、コミュニティバスは地域住民の足として、また観光等で美浜を訪れる方々の二次交通手段として、本当に重要な交通インフラであるというふうに考えてございます。近年、いろいろな理由から利用者は減少しております。ピークの7割減というような状況になってございますが、こういった状況の下で、コミュニティバスの持続的な運行が大きな課題となっているところでございます。

そこで、議員からも御質問もいただきましたけども、本年度、美浜町地域公共交通計画を策定しておりまして、来春開業いたします道の駅はまびよりをゲートウエーとした、二次交通を含む新たな公共交通ネットワークを構築いたしたく検討を進めているところでございます。それぞれ以下、御質問を頂戴しております。詳細につきましては担当課長からお答えをさせていただきます。

住民環境課長  
議 長  
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

それでは、私のほうから御説明させていただきます。

本町のコミュニティバスの年間の利用者は、平成20年度3万314人をピークに年々減少し、特に近年はコロナ禍の影響により令和3年度は7,982人と、この13年間で約7割減と大きく落ち込んでいます。利用減の要因としましては、少子化による通学利用者の減少、運転免許保有高齢者の増加、長期化するコロナ禍など、社会的背景のほか、バス停までの距離や予約が面倒などの課題も挙げられます。

こうした要因や地域公共交通会議やアンケート調査による利用者の声を踏まえ、利用者増に向けバス停の増設やダイヤの改正、また、グーグルマップでの路線検索ができるモビリティサービスなど、対応に努めてきたところであります。現在、抜本的な利用者増に向けた地域公共交通計画の策定を進めており、きめ細やかな課題の抽出と分析、またAIデマンド導入などのモビリティサービスについて検討中であり、これらを踏まえて地域公共交通会議で議論を重ね、年度内に計画を策定、次年度からの実行に向けて取り組んでいるところであります。

9 番  
議 長

議長。

川畑議員。

9 番

コミュニティバスの乗降者が増えない理由に、いろいろと説明してもらいましたが、現状の把握ができていますね。利用者を増やすことを前提に計画していくのですが、1番は利便性だと思います。高齢化により、つえをついたおじいちゃんやおばあちゃんたちが、いかに便利に使えるかというところだと思っております。それに、現状をよく踏まえ、年度内に計画策定して、来年度から新しいコミ

ユニティバスの実行に取り組むと説明がありました。これは、私自身、予期せぬ説明であり、現実はそこまで進んでいないと思っておりました。待ったなしで高齢者の町民は期待しております。きめ細かな検討をお願いいたします。

地域交通会議より地域交通計画を策定しているとお聞きしますが、地域交通会議は美浜のコミュニティ交通に対してどのような位置にあり、何のための会議か伺います。また、美浜のコミュニティバスの改善に絶対必要なのか。その先には何があるのか。地域交通計画ができれば、町はどのように実施していくのか伺います。また、その中でよく、町のビジョンに合った公共交通と言われますが、どういうものがビジョンなのか。公共交通、移動手段についての考えを併せて伺います。

住民環境課長  
議 長  
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

地域公共交通会議は、道路運送法地域公共交通の活性化及び体制に関する法律に定められた法定協議会であり、町の条例に基づき組織された町長の諮問会議でもあります。この会議は、コミュニティバス等の運行体系や運賃、事業計画等の合意形成を図り、公共交通の方向性を定める場であり、運輸局の認可や許可等の手続に係る必須の会議体となっております。

美浜町地域公共交通計画は、第5次総合振興計画等に掲げる地域にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするマスタープランであります。今年度中に地域公共交通会議より答申を受け、次年度に開設される道の駅をハブとして、公共交通のネットワークを再編し、これまで以上に細やかな町民向け公共交通サービスを提供するとともに、北陸新幹線敦賀開業による観光需要を見据えた二次交通の構築に向け進めてまいります。

公共交通はあらゆる人にとって暮らしを支える大切な移動手段であり、特に高齢者の外出手段を確保することによりフレイル予防に資するとともに、輸送人員の大きい環境効率にすぐれた地球に優しい交通手段でもあります。利用が進むことで地域活性化へとつながり、快適な生活環境、安全で安心して暮らすまちづくりにつながる重要な社会インフラであると考えており、しっかりと計画を策定し、



実行、実現に向けて取り組んでまいります。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 団塊世代がピークに達するのは2025年です。あと3年で日本の高齢化率が最高値になります。それから7年ほどたつと10年になります。そうすると私自身も76歳になり、後期高齢者の仲間入りで、早いもんです。人は年を取るとだんだんと体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。このような心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイルと呼ばれています。町はこのことまできめ細かく考えた地域公共交通計画でありますので、美浜の町が生まれ変わるぐらいに利便性のいいコミュニティバスになる検討を期待しております。よろしく申し上げます。

公共交通としてのコミュニティバスは、運転免許を持っていない高齢者や学生にとって、日常生活に欠かせない移動手段であり、ふだんからあらゆる機会を通じて高齢者の外出の機会を提供できる大変重要な手段だと感じます。今後の利便性向上を考えると、75歳以上の免許返納は進んでいるのではないかと思います。その状況を伺います。

住民環境課長 議長。

議長 住民環境課長。

住民環境課長 美浜町の運転免許自主返納者数につきましては、敦賀警察署に確認いたしましたところ、75歳以上のデータは示されておられませんけれども、平成20年度から実施しております65歳以上を対象とした町のドライバー等卒業支援サービス事業から分析いたしますと、利用者総数148人のうち約8割の121人が75歳以上となっております。また、ここ数年、返納件数は増えており、令和3年度までの5年間で112人が返納、うち92人が75歳以上となっております。このように、返納者の大半が75歳以上となっておりますが、75歳以上の免許保有者数など、詳細の実態が明らかでないため、お尋ねの動向を明確に今示すことができないことを、御理解をお願いいたします。

9 番 議長。

議長  
9番

川畑議員。

75歳以上の確認って難しいですね。警察署では65歳以上のデータしかなく、町ではドライバー等卒業支援サービス事業からの分析でしか確認できないのは、何とかならないかと思えますね。何らかの方法で町独自の人数把握ができることはできないでしょうか、お願いしたいと思えます。はっきりした人数が分かることが、今後のコミュニティ交通の把握に役立つと思えますので、ちょっと何かいろいろと考えていただきたいと思います。

公共交通に頼り、免許を返納する現状をお聞きしましたが、今後、町ではコミュニティ交通の充実により、免許返納年齢を65歳からもう少し引き上げた年齢を考え、その人数把握がドライバー等卒業支援サービス事業の充実支援の内容に変更していただくと、免許返納者が増えていくのではないかと思えます。地域公共交通計画の策定がよりよいものでないと何もできませんが、検討をお願いしたいと思います。

美浜の高齢者は、タクシーを使うのが下手であるとよくお聞きします。この理由で、独り暮らしの高齢者はなかなか自主返納を決断できないでいると聞いております。自家用車がなくなると生活ができないと強く思っている高齢者は多くいる中で、免許返納率はどのくらいになっているのか、町は把握しているのか伺います。

住民環境課長  
議長  
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

美浜町の運転免許自主返納率につきましては、これにつきましても敦賀の警察署に確認いたしましたところ、65歳以上の返納率は、令和3年については44人で、約2%となります。また、ドライバー等卒業支援サービス事業の利用率につきましては、実人数では約5割弱で、金額では約3割の利用となっております。

9番  
議長

議長。

川畑議員。

9番

町内には、65歳以上の免許保有者が約2,200人ほどいて、昨年度は40人ほどしか返納していない状況をお聞きしました。令和元年度からの3年間で120名ぐらいしかいないということをお聞きしております。コロナ禍で現状のドライバー等卒業支援サービ

ス事業の利用をしているのが3割ほどしかいないと、今お聞きしました。なぜこんなに少ないんですかね。支援サービス事業の内容に問題があるのですかね。よう分かりませんわね。ドライバー等卒業支援サービス事業の支援内容を、地域公共交通計画の策定で見直しますよね。それはしませんかね。よりきめ細かな支援内容の検討は、ドライバー等卒業支援サービス事業の内容と地域公共交通計画の策定の内容の見直しのときに一緒にはやらないんですか、別ですか、答えられますか。ちょっとお願いします。

住民環境課長  
議 長  
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

現在策定しておりますこの計画の中におきましては、実態調査等も含めて、しっかりとこちらのドライバー支援のこの事業につきましても検討を進めて、返納していただく方がどういった理由で返納できないかということも、しっかり明確化しながら、今後、検討を進めてまいりたいと思っております。

9 番  
議 長  
9 番

議長。

川畑議員。

大変よく分かりました。ありがとうございます。

次、ちょっと私の本題に入りたいんですけど、町は今まで長期的には公共交通機関の充実を考えるなら、バスの運行数を増やすだけでなく、高齢者が生活に常時必要な場所にあるか、かかりつけ医や食料品店への走行ルート、時間帯の見直しなど、高齢者ニーズに合った運行が必要だと考えて運営しております。啓発活動においても、コミュニティバスについて、町の老人クラブ連合会や連携した広報の実施や地域包括支援センターと連携した乗車体験の取組などの様々な機会を利用した活動がされておりました。また、各集落にも出向いて、高齢者の方と直接対話をすることにより、コミュニティバスへの理解を深め、より利用しやすいコミュニティバスの運行に取り組んでいます。少ない情報ではありますが、町に免許返納後に買い物などで外出する場合には、現在の体系では不便なので、免許の返納はできないといった声が届いていることも分かっております、役場は。

これらのことを踏まえ、ここ数年間取り組んできた現状は説明し

てもらったとおりですが、今後の取組はどうなるのかお伺いしたい  
と思います。常にタクシーを使うのは、慣れないせいか使い方が下  
手な高齢者が多い中、高齢化により年々増える高齢者の現状は、コ  
ミュニティ交通では家の前まで来てもらえることを常に願っている  
ので、手厚くて優しい公共交通サービスを提供しなければならない  
と感じております。

そこで、家の前まで行けるデマンドタクシーを追加設置をしなければ、  
高齢者にとっての公共交通サービスの解決にはならないと考えて  
しております。この利用方法は、既に若狭町が予約型乗合デマンド  
タクシーとして、わくわくタクシーの愛称で運営されていて、4人  
乗りタクシーを2台、9人乗りワゴン車を2台設置しております。

1回の乗車につき500円とし、往復1,000円で利用でき、相  
乗りは300円となっております。また、全国で国土交通省が20  
20年に定めた事業者協力型自家用有償旅客運送制度を活用した、  
マイカーで住民有料送迎が公共交通空白地域で広がり、免許返納者  
の足に期待がかかっております。この制度は、交通空白地域が福祉  
目的に限り運行が認められていまして、所定の講習を受けた住民が  
ドライバーとして登録し、タクシー会社などの交通事業者が運行管  
理などで協力していくものです。

国土交通省によると、交通空白地域で制度導入するのは今年2月  
時点で16都道府県23地域あり、多くは市町村が運営主体となり、  
地域に合わせて運行方法を模索しています。全国で初めて制度利用  
に名乗りを上げた富山県朝日町は、2021年1月から、ノッカル  
あさひまちとして有料運行を始めました。町内各地に設けた停留所  
と、町の中心部を結ぶ路線を設定して、スマートフォンのアプリや  
事前に予約した住民らを運んでおります。病院など生活に不可欠な  
施設だけでなく、温泉施設やカフェなどに行くために利用する人も  
多いです。町の担当者は、家族や近所の人には頼みづらい場所でも  
気軽に使ってもらっていると喜んでおります。

愛知県新城市では、住民自ら運営する山吉田ふれあい交通が21  
年4月から本格運行を始めました。市営バスも走るが、バス停が自  
宅から遠く不便を感じる住民がいたことから導入が決められました。  
自分たちが年を取ったときの移動手段を確保したいと、ドライバー

自身が自治会の後輩らをドライバーに誘い、下の者に引き継ぐ流れもできつつあります。このことをきっかけに免許を返納する人もいます。

このように、町民に幾つもの乗合バス、タクシーの選択方法を提供している全国において、町民が主体でのコミュニティ交通が発展していております。我が町は、コミュニティ交通の先駆者であるため、いち早く公共交通の改革をしていく町だと思っています。いつまで現状把握をしていくのか、デマンドタクシーの追加設置が必要だと思いますが、所見を伺います。

住民環境課長  
議 長  
住民環境課長

議長。

住民環境課長。

コミュニティバスの今後の取組についてですが、人口減少や高齢化によりコミュニティバスの利用者が減少していく状況下におきまして、現在の運行方法からの再編に取り組み、観光の誘客に係る二次交通についても視野に入れ、来年度春からの実証実験に向けて進めていきたいと考えております。

今回の地域公共交通計画策定の中で、実証実験の運行体験に向け、現状分析や課題の洗い出しを実施しているところであります。利便性の高いデマンド運行の導入は、以前の議会においても御提案を頂いておりますが、今後、今、議員より多くの事例をお示しいただいておりますが、そういった先行事例等を参考、分析しながら、町の特性や実情に合うよう、しっかり見極めながら、効率のよいデマンド運行について、今後、公共交通会議で十分協議、検討を進めてまいります。

9 番  
議 長  
9 番

議長。

川畑議員。

ありがとうございました。現状のコミュニティバスの運行で、がら空きのバスを見て、町民は税金の無駄遣いではないかと投げかけてくる人がおります。しかし、その時代、時代で必要としたコミュニティバスの設置は、紆余曲折ありますが、現状においては丹生地区から基山までの運行などを見ると、必要であることが分かります。今回の質問での回答は、コミュニティ交通の検討を身近に考えているということの返答と受け止めます。来年春には道の駅が完成しま

す。また、2年後には北陸新幹線敦賀開業が待っております。道の駅をハブとした運営や町民のためのデマンドモビリティサービスの充実がどれだけ影響してくるかは一目瞭然であります。コミュニティ交通の充実に期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に、3番目の美浜町内の街灯設置についてですが、町全体では夜になると町は明るいのか暗いのか。私の住んでいる区では、街灯、防犯灯のことですが、は電柱に設置しております。主要道路については町の管理になっており、細い町道に関しては区が管理しております。街灯は電柱から次の電柱ではなく、三、四本飛ばして設置しているため、区内全体を見ると少し暗く感じております。他の地区でもそのような感じではないかとちょっと考えておりますが、町は原子力発電所が50年前から始まり運転されて、立地町として安心と安全の町であり、自信と誇りを持った町民として、その間、歩んできました。町は常に明るく豊かな町でなければなりません。防犯灯としての街灯は、原子力の立地町として、原子力災害時でも常に町の明かりがなければならぬし、明るい町でなければなりません。町が暗いと思う町民が少しでもいるのなら、明るい町にしなければなりません。電柱設置の間隔を細かく設置することで、少しでも各区内が明るくなるのなら、豊かな気持ちで美浜町民として生活できることをうれしく、活気が出てくる1つになると考えます。

そこで、町内の街灯設置率は把握しているのか。また、LED灯の変更はどれぐらいになっているのか、その数値でよいのか。暗いという地区の把握はしているのか。今後の街灯計画はあるのか、併せて伺います。

議長。

住民環境課長。

町内の防犯灯の設置状況についてお答えさせていただきます。区管理の防犯灯につきましては1,645灯ございます。各区の実情や要望に応じて設置したものであることから、充足していると考えております。また、町管理の防犯灯につきましては1,225灯であり、集落間等の幹線道路での必要な所は設置しており、現状では充足していると考えております。

LED灯への変更につきましては、区管理分は町の防犯灯LED

住民環境課長  
議長  
住民環境課長

化推進事業補助金を活用していただきまして、順調にLED灯への変更が進んでおり、令和4年3月末時点でその割合は約6割であり、町管理分は蛍光灯の球切れの修繕時にLED灯への変更を行っておりますので、約2割弱という状況であります。

LED化につきましては、区管理分はLED灯への変更が進んでおりますが、町管理分は修繕時に対応していることや、ナトリウム灯については国庫補助事業に基づく財産処分の規定により、進捗が進んでいない状況であります。ナトリウム灯につきましては、財産処分の規定が外れる令和8年度から順次LED灯へ変更していく予定でございます。

暗いという地区の把握についてですが、毎年、区長会において防犯灯設置に関する説明を行っており、その都度、新設の要望がある区に対して、協議しながら対応をしております。

今後の防犯灯の計画の予定は今のところございませんが、今後も設置要望がございましたら、協議をしながら対応をしていきたいと考えております。

9番  
議長

議長。

川畑議員。

9番

大変詳しい内容をありがとうございます。街灯については各区において把握されていることは分かっていました。暗いという場所もあることは、あまり感じないのかなという感じもしました。

町長、ごめんなさい。町長が住んでいる宮代区では、県道から弥美神社の入り口まで明るいついていう感じで町長、思ってますかね。ちょっとその辺、答えられますか。普通やっていうことですか。

町長  
議長  
町長

議長。

町長。

私が住んでる所の。集落内は充足しているっていうふうに思っておりますが、入り口に鳥居がございますね、あっこまでの間は、もうちょっと間隔があってもいいかなという思いはございますけど。大体、利用度とか、その路線の状況に応じながら、その間隔等もこれまで考えていく過程の中で現状の形になっているのかなというふうに思っております。課長がお答えしたように、集落からの要望を踏まえ、その必要性を判断した上で、いわゆる密にしていくんか、

この状況でいくんかということ、いろいろ我々としても検討していきたいなというふうに思います。議員の御提案のとおり、やはり明るい環境というのは気持ちも明るくなる、町もにぎやかな生活空間として活性化の1つにつながるのかなという気持ちを、今、御提案を聞いておりました感じたところでございます。どうもありがとうございます。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 町長、いい話、ありがとうございます。

副町長、すみません。今、町長の話を聞いて、明るいって話も聞きましたけど、日向の橋から自分の家へ行く西地区の道路、街灯とかを見て、副町長、どう思いますか。自分の地域は明るいかわからないかというのを、ちょっとお聞きします。

副町長 議長。

議長 副町長。

副町長 私も御指名をいただきまして本当にありがとうございます。日向湖の湖岸道路を実は整備をしたときに、これは県の事業で、これはナトリウム灯をつけていただきました。その照明も今と十分だというような地域の声もありますし、そのナトリウム灯が夜の日向湖の、実は景観を彩っているといった別の意味でのまたお話というか、頂いておまして、実はいろいろな方がSNSでインスタグラムに載せたり、フェイスブックに掲載したり、また私のほうにも実は問合せがあって、そういった写真を撮りに来られる方もたくさん実はいらっしゃいます。そういった明るいまちづくり、明るい集落づくり以外にも、そういった景観づくりといった意味からも、日向の今、ナトリウム灯の道路の照明については、プラス効果といたしましうか、そういったもんも出てきているのかなというふうに思っているところでもあります。

9 番 議長。

議長 川畑議員。

9 番 十分明るいって話のような感じの話、ありがとうございます。いろんなもんがあるようで。

ここまで来たら、やっぱり教育長にお聞きになろうと。新庄の方



面の、自分の横谷川、横谷橋から自分の集落まで行く間の道路って、  
案外暗いんじゃないかと思えますけど、教育長、どう思ってます。  
明るいか暗いかという話、正直な話。

教 育 長  
議 長  
教 育 長

議長。

教育長。

もう少し明るくてもいいかなというようなことを思っております。  
ただ、私、全く新庄地区内に街灯が本当にほとんどなかった頃に、  
新庄区の中の活性化を考える会で、何とかしてということで、どこ  
に幾つあるんかというのをずっと調べたことがかつてございます。  
その頃のことを思うと、随分明るくなったなと感じております。

9 番  
議 長

議長。

川畑議員。

9 番

突然の質問ですみません、ありがとうございます。私だけかも  
しれませんが、国道にしても、県道にしても、町道にしても、暗い  
ところがあるという話は、少しちょっとお聞きしています。それを十  
分、行政が把握してもらって、今後、そういうことが投げかけてこ  
ないような対処ができれば、少しずつでもお願いしたいと思いま  
すので、よろしくお願ひします。

これまで道の駅、そしてコミュニティバスの話をしました。これ  
は振興計画の中でいろいろあって、今、現町長がやる前からの計画  
もほとんどあります。全部これが箱物が全部できた場合の後のこれ  
からの推進方法、町長はこれからもっときめ細かくに考えていかな  
駄目だと思いますので、その辺は議会とも一緒になって頑張っ  
て明るいまちにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ  
します。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議 長

以上で、川畑議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

明日2日は、午前10時から引き続き一般質問を行いますので、  
よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて解散いたします。

御苦労さまでした。

(散会宣言 午後2:35)

## 令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和4年9月2日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年9月2日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育て サポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第3日)

町長提出議案 の 題 目				
議員提出議案 の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	中牟田 春子 議員	13番	崎元 良栄議員

## 令和4年第4回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和4年9月2日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議長

本日は、全員出席されております。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:00)

議長

ただいまより、令和4年第4回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付いたしております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

3番 中牟田 春子君

11番 崎元 良栄君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

6番、梅津隆久議員の一般質問を許します。

6番

議長。

議長

梅津議員。

6番

6番、梅津。

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず、ロシアのウクライナ侵攻が始まり約6か月が経過しようとしております。ウクライナ市民の犠牲が増え続けており、国際社会からはロシアへの厳しい非難の声が上がっております。一日も早く平和を取り戻していただきたいものです。

我が国のエネルギーコストの高騰や、制裁による原油、LNG、特に石炭輸入量を減らすというような安全保障を脅かすような状況にあります。

また、ウクライナへの原子力発電所の襲撃防止と、我が国の原子

力発電所への安心・安全の確保を願うばかりでございます。

新型コロナウイルスでございますが、感染拡大に歯止めがかからない状況にあり、県内では7月後半から一日に約1,000人から1,300人という感染者が出ております。そのうち1名、2名がお亡くなりになっているというのが現状かと思えます。

まだ都道府県では対策強化宣言を行っている現状下にあります。一日も早くコロナの終息と、コロナ感染が気にならない社会になることをお祈りしたいと思えます。

また、8月5日には丹南と嶺南東部を中心に、1時間に80ミリ以上の豪雨に見舞われ、嶺南と嶺北の交通網が寸断されました。特に南越前町今庄地区では川の氾濫で災害救助法が適用され、復旧に今努められているところでございます。

被災された地域の皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますことをお祈り申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目でございますが、美浜町の磯根資源の確保について。美浜町の高級珍味であります汐ウニの原料となるバフンウニ取りがこの7月21日より解禁となり豊漁を願っておりましたが、今年も不漁のようでございます。

漁業現場からは、近年地球温暖化の影響による沿岸環境の変化により、必要な天然の磯根資源であるバフンウニやアワビ、サザエ、それから餌となる海藻などが減少傾向にあると聞いております。

美浜町では種苗放流の経費や漁礁の整備などの支援を行ってきているところではございますが、その効果と今後の磯根資源の持続的な利用に向けた対応について所見をお伺いしたいと思えます。

町  
議  
長

議長。

町長。

ただいま梅津議員より、磯根資源の確保について御質問をいただいたところでございます。特に汐ウニは県内でも非常に有望な産地であったと聞いていますけれども、水産業全般について、後でちょっといろいろ御説明を申し上げたいと思います。

美浜町の水産業でございますけれども、この水産業は漁村地域はもとより町の活性化につながる重要な産業でありまして、町ではこ

れまでからその振興に努めてきたところであります。

また本町の魚介類でございますけれども、日向寒ブリ響をはじめサワラ、サザエ、ウニ、シジミ、アユなど種類も豊富であり「美し美浜」の食を彩る欠かせない食材として、観光誘客にもつながる重要な観光資源であると考えております。

しかしながら資源の減少や魚価の低迷、資材の高騰、後継者不足など多くの課題に直面していることから、漁業関係者の声を聴きながら実情を十分に勘案し、国や県の支援また連携をいただきながら、持続的な水産業の展開と振興に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今回、磯根資源の確保並びにスマート水産業、漁港環境などに係る質問をいただいておりますけれども、この点につきましては担当課長より詳しく回答させていただきたいと思っております。よろしくお願

いします。

議長。

産業振興課長。

それでは、取組等について私のほうからお答えさせていただきます。

町では毎年、漁獲量増加目的といたしまして、美浜町沿岸部において計画的かつ継続的に磯根資源の増大関連事業に取り組んでいる美浜漁協に対して、40年以上にわたり独自の支援を行ってきているところでございます。

稚貝の放流や藻場の造成といった取組によりアワビ、サザエなどの貝類については、このところ環境変化等の影響もある中、捕獲数量の大幅な減少が抑えられていると報告を受けているところでございます。

なお、県では平成29年に日向沖で約1.8ヘクタールの藻場造成を行い、海藻分布状況のモニタリングを行ったところであり、施工後2年目の令和元年で約60%、さらに2年後、令和3年には約90%と海藻の植被率の増加が確認され、取組の効果が示されたところであります。

しかしながら必要な資源であるバフンウニについては、県内の有力な地域である三国及び町内の菅浜、日向地域においても減少傾向

産業振興課長  
議 長  
産業振興課長

にあり、その要因と考えられる海水温の上昇についても、県の調査で地球温暖化の影響により過去30年平均に比べ夏場の海水温が約2度上昇しており、バフンウニにおける高水温の影響については水温が29度を超えると死ぬ個体が増え、大きい個体ほど高水温の影響を受けやすいことが分かっております。

現状では具体的な対策は見つかっておりませんが、海水温の上がりにくい海域への放流といった取組方針について、今後も引き続き県やふくい水産振興センターの助言や指導をいただきながら、漁協と連携いたしまして磯根資源の増大について検討していきたいと考えているところでございます。

6 番  
議 長

議長。  
梅津議員。

6 番

今、町長の答弁で、町の活性化につながるのは1次産業の状況であるということも言っていました。

ブリ、サワラ、アユとかが観光資源だということで、今は美浜町のブランド化になっていくのではないかなと、もうなっているものもございますけれども、また今はサワラについてはいろいろへしこにしたりということで、行政も頑張っていたいでいるところでございます。

それからあと美浜漁協にはアワビとかサザエ、この辺の稚魚の放流をずっと今までからやって、40年ぐらい経過しているかと思えます。それで課長の説明では現状3年目で約70%の漁礁の確保ができたということの説明でございましたけれども、これは今のところ福井県としては日向と三国しかやってないのではないかなと思っているんですけれども、これは菅浜地域、丹生地域のほうにも全部この漁礁は入れられているんでしょうか、再度質問いたします。

産業振興課長  
議 長  
産業振興課長

議長。  
産業振興課長。

町のほうでは美浜の組合に、実際にそういう漁礁をするという形で、昨年度は日向と丹生地区のほうで実施したように聞いております。

6 番  
議 長

議長。  
梅津議員。



6 番 　　ではこの事業はあくまでも美浜漁協が主体でやっているということで、全部それがフォローしているわけでもないということで理解すればいいのでしょうか。

　　というのは、今菅浜の漁協関係の皆さんから、日向のほうにはやっていて、なかなかこちらまで順番が回ってきてないと、漁礁は入れてくれているということを言ってるんですけども、それはフォローできていないか、これから入れる計画があるのかどうかをお伺いいたします。

産業振興課長

議長。

議　　長

産業振興課長。

産業振興課長

あくまでもその漁業協同組合は美浜で一本化されております。町はそこに助成するような形ということになってますので、組合のほうで各団協の要望等を取りまとめて調整していただいているというところがございます。

6 番

議長。

議　　長

梅津議員。

6 番

それならまた美浜町漁協のほうで調整してもらいたいと思います。ところでその磯根の資源を確保するための、何かブロックを入れていくんだと思いますけれども、そのブロックを入れた成果といいますか、これに対するアワビの量が増えるとかバフンウニが増えていったとか、そういうデータはつかんでいないのでしょうか。

産業振興課長

議長。

議　　長

産業振興課長。

産業振興課長

あくまでもそういう漁礁については育成礁、ウニがそこで育ちやすいというところでありますので、当然漁場の中でそういう漁礁を入れることによってウニが付きやすいという状況にはなっておりますが、その効果というのはなかなか検証がしづらいかなと思います。

6 番

議長。

議　　長

梅津議員。

6 番

サザエは結構取れてはおります。ウニのほうはどうしても減少しているということで、今まで1週間ぐらいかかってウニ取りをやっていたんですけども、今はもう2日ぐらいで終わるということに

なっています。

それで値段もだんだんと上がってきておまして、昔でいう50目という100グラムぐらいたと思いますが、ちょこっと100グラムぐらいで1万3,000円ぐらいという、非常に高価なものとなってきました。

そういうことでなかなか一般庶民の口には入らないと、また観光客に売るだけのものが取れないということで非常に苦しんでおますので、ぜひとも今後とも漁礁のほうの資源確保ということで、その藻がつくようなブロックを増設するように助成を行政としてお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

美浜町におけるスマート水産業の導入についてということで質問したいと思います。

最近になりまして、スマート水産業の1つでございます陸上の養殖が全国的に広がりはじめてきております。陸上の養殖とは、陸上に人工的に創設した環境下で魚介類の養殖を行うものであります。現在はいろいろな魚種を安定生産する技術が開発されておまして、ビジネスとして成長を目指している新しい養殖の形であります。我が町の将来的な水産業の振興を考えた場合、再エネ電力を併用した陸上養殖に取り組んでいくことが重要と考えておりますが、このスマート水産業に対する所見をお願いいたします。

議長。

産業振興課長。

現在、町では将来を見据えた水産振興に取り組んでおり、その一環としてムラサキウニの陸上畜養試験を令和元年度から令和3年度にかけて県、漁協と共同研究を行っているところでございます。

令和4年度ではこれまでの試験結果等を整理して、ウニの飼育方法の確立を目標に陸上畜養試験を継続していき、安定生産に向けた技術開発などを検証していくこととしております。さらには嶺南Eコースト計画において陸上養殖技術の確立に向け、再エネ電力の活用はもとよりIOT、AI等の先端技術の導入や人口種苗技術、ICTによる省電力化した陸上養殖技術の開発について研究していくこととしております。

産業振興課長  
議長  
産業振興課長

しかし大きな課題として、養殖をはじめとする漁業に携わる人材が不足しているのが現状でございます。陸上養殖が生産性、収益性の向上が図られビジネスとして成立できるかも含め、ふくい水産振興センターの助言やそこの技術指導等をいただきながら、漁協とともに水産養殖の成長産業化に向けて検討していきたいと考えております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 陸上養殖等は閉鎖循環式システムということで、電力を使いながら水の浄化をするという。それで海の近くでなくても田んぼの中でも、それから耕作放棄地の空き地でもどこでもできるというメリットがございます。

それでちょっと私が調べましたら、実際に静岡県のほうで2020年にIMTエンジニアリングという会社と電力事業者が共同出資で海幸ゆきのや合同会社というのをつくりまして、バナメイエビの養殖を始めた。それで今年うまくいけば11月には出荷できるであろうというようなこともいっておりますので、できたらこの美浜も、このエビにはとらわれずブランド品となるような何か魚、高級魚をこの陸上養殖でやっていただければ海で養殖する危険もなくなりますし、海の海洋を汚すこともないということで、それで病気にもなりにくいということもありまして、陸上養殖は非常に有利ではないかというような見解も出ておりますので、美浜町としてもやはりこれからの後継者不足も考慮しまして、やはり今の陸上養殖を導入していくという方向で考えられないかなということで、ぜひとも考えてほしいという要望をしておきたいんですが、産業振興課長はどうでしょうか。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 今人材不足の話もさせていただきましたが、まずはそういった養殖技術がどんどん進んでいって、やはりその生産性、収益性、そういったものが確立されるということが大事かなと思っています。

今年4月に小浜のほうに増養殖のそういった新しい科ができたということで、そこにもまた生徒が入って行って、そういう勉強をし

ていくという流れが今はできております。そこでまた美浜のほうもフィールドに使っていただいて、いろんなことを考えてほしいというようなことも言うておりますし、それでやはりしっかりその技術が確立して、今後取り組めるようなそういったものがそろったというところになっていくと、しっかりそういう業者さんも出てくるのかなと思っておりますし、そこをまたしっかり漁協とも話をしながら今後のことを考えていきたいと思えます。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 今のところは非常に導入は難しいかと思えます。ただ、今は静岡県で始めたこの実績もフォローしていきながら、また美浜に有利となるような魚を養殖するといった生産技術を確認してほしいと思えます。

それからあともう1つあるんですけども、この陸上養殖の場合はコレッサDBTの対応がよいかとか、マーケットインで養殖生産できるので、お客さんニーズに応えるための安定供給ができるということが言われております。

それからあと、ただイニシャルコストが非常に高くつくとか電力使用量のランニングコストが高額とか、いろいろデメリットもあるようでございますけれども、できたら電力は再エネを活用してやると、これは太陽光と電池を併用して電力を確認するといったようなやり方もいいんじゃないかなと思えますので、再エネ導入と今の陸上養殖の設備ですね、これで運用するということで栽培につないでほしいということで、これからどんどん勉強して行ってほしいと思っております。勉強するということですけど、よろしく願いしたいと思えます。

それからもう1点ありまして、これも水産業に関する質問でございますけれども、美浜町における海岸保全の件について質問したいと思えます。

漁協の海岸保全施設の長寿命化計画ということで、今調査を進めているというように聞いております。この事業は津波とか高潮等の外力に対する所定の防護機能を確保しながら、ライフサイクルコストの低減と隔年の点検、修繕等に要する費用の平準化を図る予防保

全型の維持管理を行うという事業でございます。

海岸保全施設の初回点検としまして令和2年度に坂尻漁協、これは町の管理しておる漁協なんですけれども、坂尻漁協が3年度にやりました。それから菅浜漁協も長寿命化計画を策定しているが、点検結果による構造物の防護機能及び性能を適切に把握、評価すべく、この2つの漁協それぞれの評価内容について主な点をお聞かせ願います。

それからまたもう1点は、丹生漁協はまだ調査未定となっておりますので、令和4年度に初回点検が完了するのかどうか、併せてお聞きいたします。

議長。

産業振興課長。

産業振興課長  
議長  
産業振興課長

ただいまの御質問で、町が管理する漁港海岸保全施設の長寿命化に向けて、国の海岸保全施設維持管理マニュアルに基づき天端高の計測や空洞範囲確認のための削孔、カメラ調査等による点検を実施し、漁港海岸保全施設の長寿命化計画を策定しているところでございます。

各種点検による護岸や離岸堤の保全度評価は変状が発生しておらず、施設の防護機能は当面低下しないとされるDランク、影響ないというDランクです。そこから施設に大きな変状が発生し、防護機能に対して直接影響が出るとされるAランク、そこまでの4段階で評価をしています。Aのほうが悪いということです。

既を実施した2つの漁港のうち、坂尻漁港ではCランクの監視段階が12か所ございました。Bランクの予防保全段階が2か所、Aランクの措置段階が1か所という結果でございます。

これを受け、Aランクの措置が必要な護岸については令和3年度に復旧工事を実施し、現在では保全度を確保しているという状況でございます。

また菅浜漁港についてはCランクが12か所、Bランクが2か所の点検結果となっております。それぞれの点検、評価に加え背後地の重要度を勘案しながら現場状況を注視していくとともに、補助事業等を活用しながら補修していき、予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行っていきたいと考えております。

なお、未実施である丹生漁港海岸保全施設については、今年度中に点検、評価を実施し、漁港海岸保全施設長寿命化計画を策定することとしております。よろしく申し上げます。

6 番

議長。

議長

梅津議員。

6 番

今やっている手法はよく理解できましたけれども、今のところランクはAからCに分けてやっていくと。それで結局Aランクであった坂尻区は一応終わったということで理解すればいいんでしょうか。

それからあとまだ坂尻はCランクがたくさん残っているみたいですが、このAランクを外れたBとCランクについては、これはずっと何十年もかかって、ちんたらやっていくという考え方なんでしょうか。その評価されランクづけされたやつは、また次の年に評価して、それがまたすぐにAランクに戻る可能性もあるということで、だんだんとやっぱり浸食が激しくなっているというのが現状かと思えます。

それで今は高波とか異常気象などで、非常に荒れ狂う海の状況がよく分かるんですけれども、そういったことでどうしてもCランクをもらっているんですけれども、もう既に傾きかけている突堤などがあるんです。その辺は毎年評価しているのか、もう今回、千数百万をかけて調査した結果がずっと何年も放っておかれて、予算がついたときにぼろぼろとやっていくような考え方なんでしょうか。どういような進め方をしていこうということか、ちょっと具体的に教えてください。

産業振興課長

議長。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

今の4段階におきましては、Bランクが異常なしということですし、Cランクが監視段階、Dランクが予防保全段階で、Aランクが措置段階ということで、Aランクはすぐ動く、それでBランクは予防保全段階ということになりますので、そういう段階になってくるとしっかり今後の経過を見ながら県とも相談して、そういった補助事業が取れるような準備を進めていくということも必要になるかと思えますし、今この評価していただいた結果を基に、それをずっと監視を続けていくというのは今後やっていく必要があるかなと思っ

ておりますし、それでその状況の評価段階がありますので、それを比較しながら今後を見ていけるという基準ができたなと思っておりますので、そこをしっかりとやっていく。

それで細かく直していく必要性も当然あるんですけども、当然大きく崩れるようなことがあれば、しっかりその国の補助を取ってくるような形も必要ですし、そういった見極めを毎年しっかりしながら行っていきたいと考えております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 よく分かりましたけれども、その継続評価についてはやはり職員が毎年現地に赴いて、ずっとそのリストに基づいて進行状況をフォローしていくという体制を取るわけですか。その辺がちょっと、何でもほったらかされていくような傾向になっているんですけども、毎年やっていくのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 当然、町の監視も必要ですし、当然利用されている漁業者、漁業協同組合、そういったところもしっかり見ていただいて、町と一緒にやっていくようなことになるかと思えます。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 フォローしていただいて、当然今まで見ていたところ以外のところもまた発生する可能性もあります。それでなかなかこの予算が、この町が管理している菅浜、丹生、坂尻ですが、この3つについては予算をうまく配分しながら、各地区に振り分けながら工事を進めていくと、それもAランクを重点的に先にやっていくということで理解すればよろしいのでしょうか。

それで年間に大体どのくらいの予算がつくのかどうかというのは分かるのでしょうか。何か概算上で今分かっていたら教えてください。

産業振興課長 議長。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 今回の予算要求段階の数字というのは今分かっておりませんが、実

際にその修繕等が必要な部分については毎年予算化していくような形にはなるかと思えます。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 そしたら今、昨日の新聞記事にありましたけれども、福井県選出の参議院議員の先生が、自民党本部の総務会で水産部会長に就任したという記事がございました。それでこの先生は食料安全保障が議論となる中で水産政策はどうあるべきかと。

それで水産庁の政策を審議するとともに、ふるさとの漁業や漁村の振興を目指すという所信表明をしておりますので、できましたら町長、こういった参議院の先生と交渉していただいて、美浜の漁業振興になるようお願いしたいんですが、町長の何か見解がございましたら。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 食料の安定供給それから確保というのは、これは水やエネルギーとともに国の根幹を成すものでありまして、このところエネルギーも含め食料の安定供給の確保というのは声高に言われているところであります。

水産の振興についても同様でございますが、我々としてもそういった意味でしっかり活動していきたいなと思っております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 ちょっと言葉が悪いですがけれども、国会議員の先生がこういう立場になりましたので、ぜひともお願いに行っていていただいて、今の陸上養殖の件も含めて食料の安全保障、それと今の護岸関係、漁業関係の保全対策、これも早く予算をつけて何とか早く進めるようお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度町長の。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 今ほどもお話を申し上げましたけれども、これは水産業に限らず農業についても同様でございます。しっかりその実情を訴えていき



ながら、その振興に係る支援策、施策の展開を求めていきたいなど  
思っております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 分かりました。今後ともまた国、県との連携を図りながら水産事  
業を進めるように希望しておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、梅津議員の一般質問を終わります。

次に、1番、幸丈佑馬議員の一般質問を許します。

1 番 議長。

議長 幸丈議員。

1 番 1番、幸丈。

幸丈佑馬です。令和4年度第4回美浜町議会定例会において、  
通告に従い一般質問させていただきます。

初めての一般質問に入る前に、一言述べさせていただきます。

私は美浜町を活性化させたい思いから議会議員になりました。議  
員活動をしていく中で、町政に興味関心を持った若者が少ないこと  
が分かりました。若者が町政に興味関心を持たない限り美浜町の活  
性化はあり得ません。今回の一般質問は若者や子育て世代が興味あ  
ることや気になっていることに対して質問することにより、一人  
でも多くの若者に町政に興味関心を持ってもらい美浜町の活性化につ  
なげたいと思います。

それでは質問に入ります。

1、子供の可能性について。先月まちづくり推進課主体の地域あ  
いあいホットミーティングを短時間ではありますが傍聴させていた  
だきました。学生が美浜町のことを考え、大人に対して意見する姿  
を見てとても刺激を受けました。学生にとってとてもいいことをや  
っているなので、今後も続けてほしいと思います。

昔は丸々家の子供は丸々家の宝と言われてきましたが、少子化で  
美浜町の人口が減っている現在、美浜町内の子供は美浜町の宝と考  
えなければなりません。子供の可能性を広げるのは大人の責任です。  
地域や学校の特徴を生かしながらいろいろなことを見せる、聞かせ

る、体験させることによって子供の可能性は広がります。

今年度、小・中学生の可能性を広げるために、通常のカリキュラムとは別にどのようなことをしているのか伺います。

教 育 長  
議 長  
教 育 長

議長。

教育長。

ただいま小・中学生の可能性を広げることにつながるような、そういった取組はというような御質問をいただきました。

美浜町では昨年3月に教育大綱を改正いたしました。そこに基本理念として「地域を愛し自らを高め夢を実現するひとづくり」という文言を掲げさせていただいております。

そのような理念の下に地域への愛と誇りを育み、自分の夢や希望に向かっての自らの可能性を伸ばしていくというそういったことをテーマに日々取組を進めております。

一例を申し上げますと、議員も今おっしゃいましたが総合的な学習としまして、令和元年度から未来に向けた美浜町のまちづくりを子供たち一人一人が考えますところの、ふるさと美浜元気プロジェクトということを実施しております。町内の3つの小学校の6年生たちが協働しながら、ふるさとのよさですとかふるさとの持つ可能性、そういったものについて探求しまして、そしてまちづくりに生かす、そんな提案を発表するという、これは特徴的な授業を展開しております。

この取組は全国表彰にもつながるなど高い評価も得ているわけですが、中学校の探求学習へと継続されてきております。今年度は中学生版の地域あいあいホットミーティングを開催いたしまして、その当時の小学生たちが現在中学校の3年生の視点で、まちづくり施策の提案をしてくれました。

また、美浜町の重点教育の一つでもあるエネルギー環境教育というのがございますけれども、このエネルギー教育では町内の小・中学校が一貫したカリキュラムの下に、それぞれ課題意識を持って主体的に取り組んでおります。

中学校の最終学年、小学校の1年生から中学校の3年生まで9年間をかけて学びを深めるわけですが、その最終学年時には私たちのエネルギービジョンというようなテーマを設定しまして、エネルギ

一施策に関する提案を行う予定となっております。これは毎年行っております。

このように本町では、子供たちのそういった一つ一つの具体的な提案を本当に1つでも2つでも実際に町の施策として具体化、具現化できるように取組を進めたいと、そういったことがひいては子供たちのふるさと美浜に対する愛着を育むとともに、それぞれの夢や希望に向かって無限の可能性を広げていくという方向につながるものと考えております。

1 番

議長。

議長

幸丈議員。

1 番

先ほど回答がありましたが、将来を見据えていろんなことをやってくれているということなのでとても安心しました。人生長い間生きていくといろんなことを自然と体験するんですが、故意に悪いことをあまり早く覚えると人生失敗することもあると思いますが、いいことなどはいかに早く体験させるかで子供たちの可能性が広がると思っていますので、今後何かいいことが見つかった場合はすぐにでも取り入れてもらって、子供たちのためを思ってやってもらいたいと思いますし、通常のカリキュラムの授業に関しても、ちょっとした工夫をすることで可能性は広がると思っていますので、そこら辺のほうも学校側としっかり連絡を小まめに取り合ってもらって、少しでも子供たちがよくなるように、そこら辺のほうをよろしくお願いします。

次にですが、美浜中学校スクールプランの中で目指す生徒像を3つ掲げていて、その1つに自ら考え行動する生徒とありますが、学校行事等で学生の意見が反映されて実施しているものはあるのか伺います。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

それでは私のほうからお答えさせていただきます。

まず小学校につきましては、美浜東小学校の6年生が海と日本プロジェクト御食国若狭海の発酵調査隊に参加いたしまして、地産地消を推進する目的で地元の食文化や若狭湾で取れる魚について学び、サワラのへしこを活用した新商品の開発に取り組んでおります。

この新商品のパッケージデザインには生徒の発想によるものを使用し、町内のへしこ業者による製造や販売を目指しておるところでございます。

また、先ほど教育長からも答弁がございましたが、ふるさと美浜元気プロジェクトにつきましては、町内3つの小学校の高学年が協働してふるさと美浜のよさ、可能性について主体的に探求する活動を実施しております。

今年度は子供たちが主体的に町民の方や行政に対して取材を行い、本町の課題を洗い出した後、実践活動として解決策をまとめ、12月に美浜町がどんなまちになるとよいのか、まちの未来を提案する美浜元気フォーラムで発表する予定となっております。

また、美浜中学校ではSDGs海の豊かさを守ろうというところで、そういった学びを学びながら1年生が今年5月に水晶浜で清掃活動を行い、海洋ごみ、海岸ごみ回収に関する意識の醸成でありますとか、海岸資源の保全活動を行っております。

また、9月の文化祭では学習や活動成果を分かりやすく披露できるように、作品制作の技能や鑑賞能力の向上につながるような、生徒が自主的に運営しておるということで聞いております。

このように本町では自分の夢や希望に向かって自らの可能性を伸ばしていけるよう、各学校において児童生徒の発想や意向、意見が反映されるよう、あらゆる学習機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長。

幸丈議員。

ちなみに修学旅行や遠足等の行き先です。それはもし生徒からこういうところに行きたいという要望の声が多ければ、それを実施してあげることとかは可能でしょうか。

また先ほど、文化祭は生徒が自主的に運営しているという言葉が出ました。それで僕も文化祭、体育祭はすごい楽しい思い出しかないんですけど、美浜町でしかできないことを何かしてあげたいなと思ったときに、結構大学の文化祭とかでは有名お笑い芸人とか歌手を呼ぶことがあると思うんですが、中学校ぐらいでいうと呼んだと

1 番  
議 長  
1 番

いうのをあまり耳にしたことがないんですが、そこら辺ももし生徒の声が多ければそのようなことをすることは可能ですか、お願いします。

教 育 長  
議 長  
教 育 長

議長。

教育長。

本当に議員さんおっしゃるように、子供たちの自由な発想、そういったものは本当に大事でございまして、美浜中学校は3つの小学校から全部の子供たちが中学校へ進学しますが、美浜中学校の校長先生、教頭先生と話をしておりますと、非常によく子供たちの意見を聞いてくださっている。それで修学旅行などについても、あるいは遠足についても、そして今は間もなく明後日ですが学校祭、文化祭、体育祭というようなことに関しましても、できるだけそういった子供たちの気持ちを実現しようということで努力をしてくださっているように感じております。

そういったことで小学校でも子供たちの発想がどこまで本当に実現可能なものかというのは、そのあたりの見極めがまたちょっと難しいところもあろうかと思うんですが、今はそういったことでできるだけ子供たちの自由な発想、意見を尊重した形で学校が動いているということでございます。

1 番  
議 長

議長。

幸丈議員。

1 番

今ほどの回答を聞きますと、要望等はなるべく聞くような耳を持ってくれている先生が多いということで、僕らのときはそんな先生はあまりいなかったかなと思いますので、すごい今の子供は羨ましいなと思いますし、努力だけでは駄目だと思っていまして、大体美浜町は1学年でいうと六、七十人がいると思うんですけど、早く結果につなげることによって毎年六、七十人の人生が変わってくるというようなこともしっかり意識してもらって、今後はそこら辺の検討のほうをよろしくお願いします。

次の質問に入ります。

2番、スポーツ団体について。スポーツをすることにより人と人をつなげ、お互いを高め合い成長することができます。また、スポーツをする姿は周りの人に勇気、感動、元気、幸せを与えてくれま

す。町内にも小学生レベルでいうと軟式野球、女子バレー、ソフトテニス、卓球、空手、剣道の6種目7団体のスポーツ団体が美浜町に登録されています。また登録はされていませんが、ほかにも活動している団体もあります。

各団体は年々人が減っているため存続が厳しい状況になっています。現在活動していく中で用具等の費用は親が負担していますが、人が減ることにより1人当たりの負担が増えてきています。用具等の費用を美浜町として支援できないのか町長に伺います。

議長。

町長。

ただいまスポーツ団体への支援についての質問をいただいたところでございます。

冒頭に幸丈議員より子供たちはどここの宝と、そのように言われてきたというお話がございましたけれども、美浜町の子供たちは町の時代を担う貴重な存在であります。そういった意味で子供たちは地域の宝であると、そのように考えているところであります。

そのため美浜町では町の実情に即した子供や子育て支援を機動的に進めるために、子ども・子育て会議やアンケート調査、また有識者や保護者、町民の皆さんの声を生かしながら子ども・子育て支援事業計画、こういったものをつくりまして、それに基づくいろんな子育て施策を実施しておりますし、今ほどお答えいたしました学校での子供たちの主体性を引き出すための独自の取組なども実施しております。

とりわけ御質問いただきましたスポーツにつきましては、その活動を通して子供たちの心身の健全な育成と仲間意識の醸成、ひいては町の活力ある発展につながるものであると考えておりまして、そういう意味で子育てにおいてスポーツは重要な活動であると言えると考えております。

町ではスポーツ少年団の活動に対しまして補助金の交付や施設利用の面で支援を行っておりますけれども、引き続き活動状況に応じた適切かつ効果的な支援の必要性について、御提案の内容も含めて検討していきたいと考えてございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長のほうからお答えをさせ

町  
議  
長

長  
長  
長

ていただきます。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

それでは私からお答えいたします。

美浜町スポーツ少年団は学校教育活動外において、スポーツを通じた青少年の心身の健全な育成に資することを目的として活動しております。野球、バレー等、6種目7団体の約120人が活動しております。

本町ではスポーツ少年団の活動に対しまして、それぞれに育成事業補助金、障害補償事業補助金を交付させていただいております。また、活動の場であります学校の施設、体育施設の利用料、電気使用量につきましても100%免除している状況でございます。

町としましても引き続きスポーツ少年団を支援していく中で、スポーツ少年団の活動や団員数など実情に応じた対応を検討していく必要があると考えております。

1番

議長。

議長

幸丈議員。

1番

とても前向きな回答をもらえて大変うれしいです。町長の答弁の中でもありましたが、子育て支援に対していろいろな施策をしてはいただけてますが、やはり一番いいのは町民の声が多かった施策をするというのが一番有効的かなと思います。

それでこの用具の支援に関しても、かなりの親からの声が僕のほうに上がってますので、先ほども言ってくれましたが早急にこの支援をできるように検討のほうをよろしくお願いします。

次にですが、美浜町内や近隣市町にやりたい競技がない、またはやりたい競技があっても違う環境でやりたい子供たちは嶺北や県外に行って競技をすることになりますが、交通費等の費用を美浜町として支援できないのか町長に伺います。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

ではこちらにつきましては私のほうからお答えさせていただきます。

町内や近隣市町におきまして、子供たちが希望する競技がない場

合、希望する競技でも町内では得られない環境であったり設備で競技力を向上させたい場合は、子供の意思や保護者の方の御判断によって遠隔地での活動を選択されていると思います。

個人の高みを目指す意欲は評価されるべきものと考えておりますが、公的支援の在り方については議論の分かれるところでもございまして、町内のスポーツ団体への支援と一線を画すものと考えております。

1 番 議長。

議長 幸丈議員。

1 番 今答弁でもありましたが、あまりよろしくない効果もあるのかなということは僕も理解してまして、町内にその競技があるにもかかわらず違う地域に行くことは、町内のスポーツ団体の存続に影響を与える可能性が大いにあると思います。

ただ、違う環境でやることは、子供にとっては大きな決断であり応援したい気持ちがあります。その子たちには違う環境で得た経験、技術を持ち帰り、周りの人によい影響や刺激を与えてもらえる効果があると思いますので、今後も難しいかと思いますが検討のほうをよろしくお願いします。

最後にですが、人が減っている中で新しい団体をつくることは難しいと思いますが、ボートの町といいながら小学生のボートチームがないことや、美浜町の数少ない有名人の山口良治杯を美浜町でやっているにもかかわらず、ラグビーチームがないことは寂しいと思うことがあります。今後そのようなチームをつくりたいという声があったときは、できる限りの支援をしてあげてもらいたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

3、部活動の地域移行について。2021年度から美浜中ボート部についてはモデル校として地域移行を実施しているが、今後ほかの部活動に関して実施していく予定があるのか伺います。

議長。

教育委員会事務局長 議長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 ではお答えいたします。

現在、美浜中学校の部活動につきましては、運動部はボート、ソ



フトテニス、陸上、野球、女子卓球、女子バレーの6種目、文化部としましては吹奏楽、美術がございまして、総勢203人が活動を行っております。

令和3年度から美浜中学校ボート部につきましては県のモデル事業としまして、県と福井県ボート協会が委託契約を取り交わす形で福井県ジュニアローイングクラブを立ち上げまして、部活動の地域移行に取り組んでいるところでございます。

先般、国では公立中学校の部活動における地域移行への調整役を配置し体制整備を進めていくことや、経済的に困窮する家庭の生徒への財政的な支援等の実施について、令和5年度予算の概算要求に80億円強を盛り込む方針を打ち出しており、町としましても今後、国並びに県の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

地域移行につきましては保護者の理解、クラブ活動に対する運営資金の確保、受入れ団体や指導者の確保など様々な課題がございます。まずはこうした課題を解決するための議論の醸成や環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番  
議 長

議長。

幸丈議員。

1 番

個人的には美浜町でこの地域移行をしていくということは、ボート部については成功するのかなと思っておりますが、ほかの部活動についてはなかなか難しいと思っておりますので、今のところまだ決まってないということで少し安心しました。

次の質問です。

地域移行に関して、前回の一般質問で梅津議員からボート部学生の意見を聞きましたが、ほかの部活動の学生の意見はどのようなものか伺います。

教育委員会事務局長

議長。

議 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

令和3年度におきまして、県はスポーツ庁からの委託事業として地域運動部活動推進事業を実施しており、美浜町で1校、鯖江市から3校をモデル校に選定しています。

その中で、今年1月に部員と保護者、教員及び指導者に対して令和3年度地域運動部活動推進事業に係るアンケート調査が行われまして、専門的な指導を受けられる、練習が楽しい、成長を感じるとの声があり、全体的には肯定的な意見が多かったものと感じております。しかしながら受皿となる地域や指導者の意向など、幅広く把握していく必要があると考えております。

1 番 議長。

議長 幸丈議員。

1 番 この地域移行の狙いとしては、教師の残業時間が多いということで教員の働き方改革を掲げていますが、先生の中には部活動を教えたいという思いから先生になったという先生もいると思います。その中で先生からはどのような意見が出されているかを伺います。

教育委員会事務局長 議長。

議長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 こちらもアンケートの結果でございますが、選択式のアンケートの回答で申し上げますと指導者としての使命、やりがいを感じているというところでは75%の感じているというお答えがございましたし、子供たちの成長を見守りたい、そういったところでも81%ほどの回答をいただいております。

また一方で、この向こうもモデル事業をやったということもございまして、その中では今地域移行が進められている中でのアンケート結果というところでは、負担に感じているという回答もあったようでございます。

以上でございます。

1 番 議長。

議長 幸丈議員。

1 番 今後、地域移行を考えているのであれば、まずは先生と学生の意見をしっかり聞いてから決めてもらいたい。また地域移行した後も生徒に悪影響を及ぼさないように、中学校と行政が連絡を小まめに取り合い課題を共有し、解決のために尽力してもらいたいと思いますが、できそうですか。

教育委員会事務局長 議長。

議長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

前向きに取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

1 番

議長。

議長

幸丈議員。

1 番

それでは次の質問に行きます。

今後、少子高齢化が加速していく中で、若者の力を借りてまちを守っていかなければなりません。そこで美浜中に農業部が必要と考えます。

主な活動として、使用していない田んぼや畑を利用して作物をつくったり、現在は各集落の高齢者が中心となって行っている耕作放棄地の草刈りです。

作物をつくって給食で食べることにより、美浜町の食料自給率がアップしますし、また若いときから農業を経験することにより農業に興味を持ち、担い手不足の解消に期待が持てます。また地域移行を考えた場合でも、美浜町内に農業経験者は多くいますし、部活をきっかけにして高齢者と若者につながりができます。農業部をつくることは可能なのか、教育長に伺います。

教育長

議長。

議長

教育長。

教育長

美浜中学校に農業部をつくることは可能かという御質問でございます。

今ほどのお話をお聞きしますと非常に斬新な発想で、それが本当にうまくいけばいろいろなことが解決するんじゃないかなというような、そんな感じを受けました。

中学校に農業部ということに関してですが、例えば中学校の部活動そのものは文部科学省が何らかの規定をもってこうやりなさい、こういうことをやりなさいという、そういった規定が設けられていてそれに従ってやっているという、そういうことではございませんので、どのような部であってもこれは学校教育が目指しますところの資質、能力といったものに育成していくことができるんだということであれば、ここへつくることは不可能ではございません。部活動の地域移行でその1つの大きな課題が、先ほどもお話がありました。指導者の確保ということでございます。

議員が言われますように、農業ならば経験豊富な指導者がたくさ

んいるんじゃないかと、その点では地域移行の1つの課題は解決されるかもしれません。うまくいけば一緒に田畑で作物をつくり、耕作放棄地を再び農地として活用し、将来のまちの農業の担い手育成につながっていくんじゃないかというような可能性もあるかもしれません。

しかしながら現在中学校の部活動は生徒の数が減り続ける中で、何とかして子供たちがやりたいという、そう思いますスポーツとか文化活動に親しむことができるように、部活動の数を削減したり、そしてほかの学校と合同でチームを組んで合同で練習したり、そういったことをいろいろ工夫しながら、何とかして子供たちがやりたいことをやらせてあげたいということで運営している状態でございます。

また、その農業につきましては早くから保育園、小学生、中学生が農業体験ですとか、職場体験の一環としまして農業経営者の方たちや地域のボランティアの方々に大変協力をいただきながら、お米作りですとか野菜作りなど、その作付から収穫までを体験することで農業に興味関心を持つ、そういった取組も継続されています。

このようなことから総合的に考えますと、それは中学校の部活動としてというよりも、学校教育での取組と併せて地域活動としての展開に期待をしてみたいなと考えます。

以上でございます。

1 番

議長。

議

長

幸丈議員。

1 番

人数が少なくなっていく中で、それもつくることのできない理由の一つかなという回答がありましたが、美浜町内の若者の農業をやっている人の数を考えると、例えば一人でも二人でもいるのであれば農業部をつくる意味はあるのかなと思っています。

ちなみに四六時中、農業と漁業のことを考えている産業振興課長としては、農業部をつくることにどのような思いがありますか。答えられそうであればよろしくお願いします。

産業振興課長

議長。

議 長

産業振興課長。

産業振興課長

農業部は今教育長の答えもありましたけれども、実際につくると

ころでは難しいのかも分かりませんが、今は農業の担い手、漁業もそうですけど、そういったことを考えたときに、今後美浜の農業がやはり町民さんによってしっかり成り立っていく流れは本当に必要だと思ってますので、やはりその子供たちにしっかり教える流れであるとか、そこが確立できたらなという思いはございます。

それで実際にそれが農業部なのかというと、どういう形かというのはまだ見えておりませんが、今は町が取り組んでいる人材育成であるとかそういった中で、県外からもその就農される方が来られるわけなんですけれども、やっぱりそこは町民でしっかりやってもらえる流れということであれば、実際に町の産業課としても力を入れやすいということもございますので、そういったことも考えながら、今後は子供たちのその教育、体験、そういったことにつながるようなことも、うちも一緒に考えられたらなと思います。

1 番

議長。

議長

幸丈議員。

1 番

急な質問に対してしっかりした回答をありがとうございます。

僕の中では農業部ができてコマーシャルを作るところまで話できていますので、今後ともできるような見込みであるのであれば、農業部のほうをつくれるようによろしくお願いします。

次の質問に行きます。

4、子どもの遊び場整備事業について。福井県は太平洋側の地域と比べると天候が悪い日が多いため、外で遊ぶ機会が少ないです。雨の日をどう過ごそうかと頭を悩ませている親が多くいます。

近年、各市町の屋外の公園は充実してきていると感じますが、室内の遊び場は少ないのが現状です。

福井県の支援事業で、子どもの遊び場整備事業というものがあります。この事業は他県も羨む日本一幸福な子育て県にしたいという思いからできた事業で、全天候型の遊び場の整備に上限1億円の費用を全額支援するというものです。

町として、何年度にどのような場所にどのようなものを整備する予定なのか伺います。

健康福祉課長

議長。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

子供の遊び場整備について、私のほうからお答えさせていただきます。

今議員がおっしゃられたとおり、本年度に県が新設しました子どもの遊び場整備事業とは、全天候型の遊び場整備に要する費用について、各市町1億円を上限に補助するという内容でありまして、対象期間は令和4年度から令和8年度までの5年間となっております。

整備案については現在検討中でありまして、時期や場所、内容等の詳細は具体的に決まっておりませんが、子ども・子育て会議等で子育て世代や関係者の意見聴取を行い関係各課でしっかりと協議することで、子供の健やかな成長の支援と子育て環境の充実を進めてまいります。

1 番

議長。

議

長

幸丈議員。

1 番

まだ今は決まってないということで、個人的に僕の思いを伝えますと、時期については早いほうがいいが、この設備は町の目玉にできると考えていますので、しっかり検討してもらいたいと思います。場所については町内に幾つかある旧小学校の体育館がいいと思います。その中でも現在立ち乗り電動二輪車で体育館を使用していることは知っていますが、旧丹生小学校、現在のきいばすの体育館がいいと考えます。

理由は既にきいばすには職員がいるため、ほかの体育館を使用する場合に比べると、最少の職員の増加で管理することが可能であることと、きいばすと複合させることによって双方のお客さんが増えると思います。

また整備するものについては上限の1億円を使ってもらい、理想は県内または隣接の県にもないようなものを整備してもらいたいと思いますが、難しいようであればそのものの規模等が一番になるようなものを整備してもらいたいと思います。今言ったことを参考に検討してもらうことは可能でしょうか。

健康福祉課長

議長。

議 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

ただいま議員から多くの御意見、アイデアをいただきありがとうございます。

ただいま頂戴いたしました御意見等をまた参考にさせていただきながら、それから先ほども申しましたとおり子育て世代であるとか、子育ての関係者の方々の御意見もしっかりと聞きながら検討してまいりたいと思っております。

1 番 議長。

議長 幸丈議員。

1 番 次の質問に入ります。

この事業は福井県内の全市町が実施すると思いますが、近隣市町で同じようなものを整備してはもったいないと思います。近隣市町と連携を取って事業を進めていくことは可能なのか伺います。

健康福祉課長 議長。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 令和4年度において本事業の申請を予定しているのは福井市のみでありまして、多くの自治体が現在検討中ということでお聞きしております。

子供たちが伸び伸びと安全に遊べる場の確保につきましては、これまでも子育て世代を中心に御要望をいただいていることから、それらのお声も踏まえた整備案を検討したいと考えておりますが、今後の近隣市町の動向にも注視してまいりたいと思っております。

1 番 議長。

議長 幸丈議員。

1 番 理想は県内の各市町が整備したものとかぶらないことですが、それが無理なら最低嶺南6市町でかぶることがないようによろしくお願ひします。

今後美浜町の宝である子供に対してできる限りの支援をしてもらうことを強く求めまして、一般質問を終わります。

議長 以上で、幸丈議員の一般質問は終わります。

これで本日の一般質問は全て終わります。

なお、5日月曜日は午前10時から予算決算常任委員会を行いますのでよろしくお願ひいたします。

これにて本日は解散いたします。御苦労さまでございました。

(閉会宣言 午前11:22)

令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第4日)

招集年月日	令和4年9月20日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和4年9月20日 午前10時10分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		



## 令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第4日)

### 町長提出議案 の 題 目

#### [議案]

- 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和3年度美浜町上水道事業会計決算の認定について
  
- 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第3号)
  
- 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
  
- 字の区域の変更について

## 令和4年第4回美浜町議会定例会会議録(第4日)

議員提出議案 の 題 目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書について</li> <li>○ 議員報酬の改定など議会改革のあり方について協議を開始する決議(案)</li> </ul>			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	2番	中牟田 春子 議員	13番	崎元 良栄議員

## 令和4年第4回美浜町議会定例会議事日程(第4日)

開議日時 令和4年9月20日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 54号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 3 議案第 55号 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 4 議案第 56号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 5 議案第 57号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 6 議案第 58号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 7 議案第 59号 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 8 議案第 60号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 9 議案第 61号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 10 議案第 62号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 11 議案第 63号 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 12 議案第 64号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 13 議案第 65号 令和3年度美浜町上水道事業会計決算の認定について  
(討論・採決)
- 日程第 14 議案第 66号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第3号)  
(討論・採決)

- 日程第 15 議案第 67 号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(討論・採決)
- 日程第 16 議案第 68 号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(討論・採決)
- 日程第 17 議案第 69 号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第 18 議案第 70 号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(討論・採決)
- 日程第 19 議案第 71 号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第 20 議案第 72 号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(討論・採決)
- 日程第 21 議案第 73 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について  
(討論・採決)
- 日程第 22 議案第 74 号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定につい  
て  
(討論・採決)
- 日程第 23 議案第 75 号 字の区域の変更について  
(討論・採決)
- 日程第 24 請願第 2 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を  
求める意見書の提出に関する請願書について  
(討論・採決)
- 日程第 25 発議第 5 号 議員報酬の改定など議会改革のあり方について協議を開  
始する決議(案)  
(採決)
- 日程第 26 同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて  
(採決)
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 28 議員派遣について

議長

本日は、全員出席されております。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:10)

議長

ただいまより、令和4年第4回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

3番 中牟田春子君

11番 崎元良栄君

両君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第2 議案第54号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25 発議第5号 議員報酬の改定など議会改革のあり方について協議を開始する決議案までを一括して議題といたします。

去る8月31日、各常任委員会に審査の付託しておりますので、議案及び請願の審査結果報告を各常任委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。

高橋予算決算常任委員長。

ただいまから予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年9月5日及び6日の午前10時から、美浜町議会全員協議会室において、委員13名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、8月31日に本委員会に付託されました議案19件の審査を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

予算決算常任委員長

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第54号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定について。

総務課長より令和3年度美浜町歳入歳出決算書及び令和3年度一般会計決算の概要（町の財政状況）の説明を受けた後、質疑に入りました。

令和3年度一般会計決算の概要について、町の財政状況、歳入歳出決算書。

質疑、町税の中の固定資産税が大きく増えており、関西電力の設備投資が増加したことによるものと思うが、町税に占める割合はどの程度か。

回答、令和3年度の町税の総額に占める原子力発電所関連の割合は69.53%である。令和2年度は53.07%だったので、大幅に増加した。

質疑、町民税が1,500万円ほど下がっているが、この要因は何か。

回答、人口減少及び高齢化による現役世代の減少だと考えている。

質疑、法人税が減少しているが、この要因は何か。

回答、令和3年度が減少したというよりも、例年に比べて令和2年度の法人税、特に建設業関係が好調であったためと考えられる。

令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、主要施策説明書。総務費。

質疑、美浜ふるさと納税推進事業で1億8,000万円の寄附額があるが、今後この寄附額を増やす取組をどう考えているのか。

回答、敦賀市のように、中間事業者の取り込みを進め、中間事業者と相談しながら返礼品の開発と充実を進めていきたい。

質疑、集落づくりサポート事業344万円であるが、この取組の状況とこれまでに得られた成果、及び今後の進め方をお聞きしたい。

回答、法人化を図った集落も出てきている。収益事業等にも取り組み、先を見据えた集落の活性化を進めており、これらが先進事例となって、各集落での取組が進むよう支援していきたい。

質疑、若者ファンづくり事業813万円であるが、実際にeスポーツなどの大会を通じて成果や課題は見受けられるのか。

回答、若者実行委員が初めてこのイベントに携わり、若者のにぎわいを創出していく上でのいろんなノウハウが取得できたことが大きい。今後とも、これらのノウハウは反省点を踏まえ、引き続き活動していく計画である。

質疑、エネルギー環境教育体験館運営事業4,631万円であるが、開館して5年経過するが、毎年ほぼ安定的に5,000万円強の維持運営費用を要しており、当初6億円の基金も約半分費やした。このままではこの先5年後には底をつくと思うがどう考えているのか。

回答、令和5年までの運営計画は固まっているが、その先もんじゅの跡地にできる試験研究炉との連携を含めてきいばすのリニューアルと高校生、大学生までを対象としたバージョンアップを行うべく、文科省に要請活動を行ったところである。

民生費。

質疑、福祉支援センターあいばる管理運営事業1,068万円であるが、規模の割に利用者が多いため、予約が取りづらいとか、利用する人のニーズに対応できていないとの声があるが、どう考えているか。

回答、資格を持った専門職の確保が難しく、特に作業療法士や言語聴覚士は委託で対応している。今後、要員を確保し、利用日を増やす等、ニーズに対応できるように検討していきたい。

質疑、病児デイケア促進事業は敦賀市との共同運営で、利用者は敦賀市が291人、美浜町が2人にもかかわらず、258万円を負担している。この事業の町民の認知度が広がっていないか、あるいは使い勝手が悪いのではないか。

回答、今年度9月からこの制度が一部変更になり、第2子以降は無料になる。改めて町ホームページや保育園等にパンフレットを置き周知する。

質疑、後期高齢者医療広域連合負担金に関連して、令和4年度より人間ドック費用補助がなくなり、該当する住民から苦情が出ている。どう考えるのか。

回答、75歳以上の高齢者の人間ドック補助は県の広域連合の事業であったが、町の健診において代替できることや、75歳以上の

高齢者が毎年人間ドックを受ける必要があるのかという医療関係者等の間でのエビデンスに基づく議論もあり、廃止になった。

当町においても関係者が協議し、受け入れることにした。ただし、県内においては坂井市、大野市、勝山市、越前町は市町単独で補助しており、若狭町も予定しているので、今年度に高齢者の意見を踏まえて検討し、来年度の美浜町の対応を決めていきたい。

衛生費。

質疑、レイクヒルズ美方病院の入院患者が美浜町、若狭町合わせて3,000人減っているが、理由は何か。

回答、コロナの影響もあり、入院患者は減っている。収支は黒字になってはいるが、今後も引き続きほかの病院から入院患者を回してもらおう等、患者数確保に努めていきたい。

質疑、レイクヒルズ美方病院への補助金は、今後も出し続けるのか。

回答、負担金については、企業債の元金や利子、建設改良費など、町の負担分であり、今後も必要となる。

質疑、楽膳の里運動推進事業517万円であるが、実際に成果は出ているのか。

回答、すぐに効果が出るものではないが、長い目で見て、減塩・減量・野菜摂取と運動を強化し、「げんげん歩楽寿」の活動を地道に続けていきたい。ちなみに、令和3年度の国民健康保険の医療費は前年度と比較すると下がっている。

質疑、美浜・三方環境衛生組合負担金3億3,287万円であるが、敦賀市との広域化事業が開始されたが、この費用は今後どの程度減少するのか。

回答、令和4年度から一般廃棄物の処理を敦賀市に委託するので、5,000万から6,000万円程度減額になる予定である。

質疑、敦賀市との廃棄物処理広域化事業6,654万円であるが、この金額は今後どのように変化していくのか。

回答、新清掃センター、新最終処分場等の費用が発生するが、これら広域化の負担金として、令和4年度当初予算において、約4億円を計上した。当面この程度の負担金は発生すると考える。

質疑、敦賀市との連携、広域化による規模拡大によって、どの程



度の処理負担金の減額効果を見込んでいるのか。

回答、一般論として、規模拡大によって費用は低減すると思うが、大きく寄与するのはごみの分別による減量化だと考える。

労働費でございます。質疑はありませんでした。

農林水産業費でございます。

質疑、多面的機能支払交付金事業5, 418万円であるが、どのような内容か。

回答、もともと「農地・水」で進められた事業で、草刈り等の農業者の負担の多い作業を地域等で担っていただく場合に、町から補助金を出している。

質疑、農業人材育成拠点整備4億1, 315万円や新規就農支援事業949万円など、いろいろな施設に補助金を出しているが、運営状況はどうなっているのか。

回答、現在も継続して実施されており、しっかり運営されていると考えている。

意見、過去に大きな補助金を出した事業が頓挫したこともある。補助金を投入した事業がうまくいっているかどうかは議会としても非常に気がかりであり、状況確認をしっかり継続的に行っていただきたい。

質疑、ロシアのウクライナ侵攻で外国産材木が流通しにくくなっているが、美浜町の林業の今後の長期的な展望をどう考えているのか。

回答、県産材を活用する考え方は美浜町単独でなく、広域で連携して取り組む必要があり、今後とも広域での協議を進めていきたい。

質疑、マツクイムシ被害総合対策事業1, 253万円において、興道寺地係等で空中散布が行われているが、地区の要望に基づき実施しているのか。

回答、地区の要望ではなく、森林組合と調査、協議して防除が必要な場所で実施している。空中防除については、令和3年度でいったん打ち切り、令和4年度に調査を行って、今後の方針を見直す考えである。

質疑、漁礁機能回復事業100万円であるが、ウニ礁を1, 200基投入しているが、その対策で不漁が改善できるのか

回答、町が100万円程度の補助を出し、組合も負担され、地元が自ら工夫して考案された方法と数量に基づいて実施している。

意見、定例的に100万円を補助し、その規模感で漁礁をつくるというのではなく、本当に改善に結びつく対策を実施するべきではないかと思う。

商工費でございます。

質疑、はあとふる体験推進事業442万円であるが、ほかと比べて金額が小さ過ぎると思う。実際に事業を行っている人の声を聞いて、もう少し大きな補助をすべきではないか。

回答、教育旅行の受け入れを中止する市町がある中で、美浜町は受け入れを行い、令和3年は前年比2倍以上の参加人数となった。スタッフ数が追いつかないため、令和4年度は補助金を増額している。

質疑、コロナ禍により、観光業の経営環境は厳しいと思うが、若狭美浜観光PR事業648万円や商工団体育成事業補助金630万円、そして商工団体が行う支援等も考え併せて、どのような状況になっているのか。

回答、お泊りキャンペーンや民宿活性化事業なども行い、観光事業者を支援している。観光は美浜の主要な産業の1つであり、新幹線の敦賀開業を見据えてしっかり取り組んできた。現在民宿のリニューアルも10数件を超え、大きな投資を計画される宿泊事業者もあり、機運は上昇している。今後ともいろいろな補助事業を通じて事業者とともに取り組んでいきたい。

質疑、はあとふる体験は当初は民泊が主体であったが、現在は皆無である。今後は旅館や民宿主体で進める方針なのか。

回答、民泊は、特に子供たちには有意義な体験だと思うが、引き受け手がなくなったのが現実である。民泊の引き受け手があれば復活できるとよいと考えている。

土木費でございます。

質疑、特定空き家対策について何か進んだ事柄はあるのか。

回答、司法書士会との協定を結び、空き家の所有者を最後まで追跡できるようになった。特定空き家が34軒、準特定空き家が18軒、実態はもっと多いと思うが、今後もこの事業は鋭意進めていく

必要がある。場合によっては、今後行政代執行も視野に検討する必要があると考えている。

質疑、空き家対策は大きな業務であり、担当課をつくって実施すべきではないか。

回答、美浜町では、高齢者世帯が1,000を超えており、空き家の問題は喫緊の課題ではあるが、取り組む人的な課題やそれぞれ複雑な事情等があり、その解決は容易ではない。町と集落とふるさとNPOが思いを1つにする形で解決への取組を進めさせてほしい。

質疑、県営砂防事業100万円と県単急傾斜地崩壊対策事業3,800万円であるが、同じ日向地区の東と西の同じような傾斜地でなぜこのように金額が違うのか。

回答、県営砂防事業は総額2,000万円の県の事業で、町の負担は5%の100万円であり、県単急傾斜地崩壊対策事業は保全対象の家数が少ないため、町の直営で県の補助が50%であり、負担率等の違いである。

消防費、質疑はありませんでした。

教育費。

質疑、学校プール管理事業379万円に関連しての質問であるが、今年度は故障箇所があるため、一般開放を中止したが、しっかり設備管理をしているのか。

回答、故障箇所を応急処置して学校では使用していたが、十分な安全確保ができないことと、コロナ禍を考慮して一般開放は中止した。

質疑、子供たちはプールを楽しみにしており、来年は開放してほしいがどうか。

回答、水難救助員の確保が難しいという課題はあるが、業務委託できるところを探す等して、一般開放できるように取り組んでいきたい。

質疑、スポーツまちづくり推進事業902万円であるが、高校総体に合わせて電光掲示板を設置したもののか。

回答、高校総体に合わせて設置したが、現状は大会の案内、結果の表示等に使用して、ボートの町美浜のPRに活用している。

意見、運動公園の2階に運動ジムがあるが、余り多くの人活用

していない。敦賀等には新型の筋トレマシンを備えたフィットネスクラブがあるので、ここのマシンを更新する際には、筋トレではなく、ストレッチマシンを導入すると、高校生等が喜んで活用し、活気が戻ると思うので、検討願いたい。

回答、使用者の要望等も聞きながら、導入の要否等について検討していきたい。

意見、総合運動公園の町民広場のナイター設備が以前より故障しているが、昨年度中に修理できなかつたのか。

回答、今年度設計業務を行い、次年度以降に修理を進めたい。

要望、冬季のシーズンオフ中に修理を終えるように進めてほしい。

質疑、生涯学習センター管理事業4,462万円に関連するが、会議室の会議机の脚の多くが故障してガタガタになっており、出し入れも大変で床も傷つける。修理するか新品に入れ替えを検討願いたい。

回答、現状を調査し、来年度の予算で対応したい。

公債費。意見はありませんでした。

定額資金運用状況。

質疑、佐竹良三郎奨学育英基金だが、月4万円では額が少ない。ほかの育英資金との併用はできるのか。

回答、併用は可能である。その旨の周知等、できるだけ早く募集し、活用に努める。

歳入。質疑はありませんでした。

議案第55号 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、診療収入が増えており、その要因はコロナワクチンの接種だと思うが、その他の患者が増えてはいないのか。

回答、診療収入増の主たる要因は、コロナワクチン接種料の増加である。患者数は、コロナによる受診控え等が続いている。

議案第56号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、歳入が年々下がっているが、加入者の減少と高齢化に伴う

後期高齢者医療事業への移行が原因なのか。

回答、そのとおりである。令和4年度から本年度に移行が始まっている。本格的に移行が始まっている。なお、美浜町の65歳から74歳までの前期高齢者の比率は50%を超えており、県内1位になっている。

議案第57号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、保険料収納状況について、年金からの天引きであるにもかかわらず、未納があるのはなぜか。

回答、加入者が死亡されると調定額は減額するが、国からの通知が届いていなければ現金が残っており、その場合は未納のマイナス表記になる。

議案第58号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、令和2年度は6,000円であった介護保険料が、令和3年度には5,800円に下がっているが、理由は何か。

回答、3年ごとの介護保険事業計画において、サービス費の見込額等により介護保険料を算出しており、令和3年度から3年間は5,800円となっている。ちなみに、敦賀市は6,300円、若狭町は6,600円、県平均は6,110円であり、県下で3番目に低い額である。

議案第59号 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、上水道統合整備事業であるが、北田と菅浜の後の計画はどうなっているのか。

回答、上水道の延伸計画は菅浜までである。丹生と竹波については現在の簡易水道の排水管の修理工事を順次進めていく計画である。

質疑、収益的収支で500万円の赤字が出ている。3,400万円の収益で500万円の赤字は非常に大きい。水道料金の値上げも考えているのか。

回答、水道料の値上げ改正についても今後検討していく必要があると考える。

議案第60号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、地域創生汚水処理施設整備交付金事業900万円であるが令和3年度に設計業務をしたということは、今年度に着工するのか。

回答、今年度に着工する計画である。

議案第61号、令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

上下水道課長より説明の後、質疑に入りました。

質疑、美浜町の公共下水道においては宅内排水工事を終えている率はどの程度か。

回答、公共下水道の水洗化率は使用する人数割る区域の人口という定義になるが、現在美浜町の公共下水道区域全体で81.76%である。

議案第62号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

産業振興課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第63号 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

土木建築課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第64号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

土木建築課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第65号 令和3年度美浜町上水道事業会計決算の認定について。

上水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、上水道建設改良事業4,496万円であるが、配水管布設替工事に300パイ（農業用）L=203メートルとあるが、パイ

プライン工事をやったのか。

回答、木野地区の県営かんがい排水路工事の支障となる、配水路、農業用配水管の布設替工事を県等から財源を得て実施した。

質疑、令和3年度は573万円の経常損失であるが、どう補填していくのか。

回答、前年度繰越利益剰余金の4億円余りの中から対処している。

議案第66号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）。

総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

議会費の議場音響システムの改修工事費4,900万円であるが、現行の音響システムの不具合解消はもとより、議会の放映等を含めてどのような改修を予定しているのか。

回答、基本はマイクが音を拾わないために、きちんと放送できない不具合の改修になるが、それ以外についても、議員を含め、関係者とよく相談して進めたい。

質疑、住民基本台帳費の一般経費2,650万円はマイナンバーカードのキャンペーン事業費だと思う。マイナンバーカードは国の事業であるにもかかわらず、その利用促進に町が一般財源を2,248万3,000円投じているが、町としての効果的なものが得られるのか。

回答、町では、今年度マイナンバーカードがあれば、コンビニ等のマルチコピー機がある所で住民票や戸籍、税務関係の証明書が取得できる仕組みの導入を進める。また、国（デジタル庁）においては、マイナンバーカードをスマホに搭載して保険証と一体化し、自身の検診情報や薬剤の投与情報の閲覧や電子処方箋として使用するシステムを進める予定である。

また、カードを自分の口座と紐づけすれば給付金や補助金の口座への電子振込等が可能になる。このように、町民の利便向上や行政の効率化に大きく結びつくので、町においてもしっかり推進していきたい。

質疑、セキュリティと利便性がしっかりしているなら、お金を投じなくても利用促進が進むと思う。特に高齢者はIDナンバーやパスワード等を忘れがちであり、利便性に反する側面も予想されるが、何か把握しているのか。

回答、高齢であっても、元気でしっかりデジタル対応されている方もいる。どうしても使用できない方が一定数はあると思うが、逆にデジタルにチャレンジ活用して介護予防や生活の質を上げていただきたい。国はマイナンバーカードのセキュリティは万全として、自信を持って全国民に活用を進めている。

質疑、保育園いきいきコネクト事業125万円であるが、環境整備設計業務委託料になっているが、何を委託するのか。

回答、保育士の業務が多忙であり、業務の効率化による負担軽減を目的にICT化を進めたい。現在保育園には無線環境が未整備であり、ICT化を進めるにはアクセスポイント数などの環境整備が必要となるため、環境整備の設計業務を委託したい。

質疑、保育士の負担軽減のために何をやるのかの議論が先であり、それが明確にならなければICT環境の整備内容も決まらない。進め方の順序がおかしいのではないか。

回答、今年度町と各保育園でチームをつくり、保育サービスの提供方法や保育の職場環境改善等のためにはどうすればよいのか等の議論を進めており、令和5年度に具体的なシステムを構築したい。

質疑、園芸育成支援事業8,972万円であるが、大半が就農定着用ハウス整備の補助で、キュウリ用ハウス5棟をJA福井県、イチジク用ハウス4棟をみはまアグリチームが運営するが、事業者負担はどれだけか。

回答、事業者の負担は6分の1(17%)両事業を合わせた負担額は1,965万円になる。

質疑、余りにも補助率が高過ぎて事業者に甘えが生じ事業運営の責任感が薄れるおそれはないのか。

回答、JA福井県とみはまアグリチームの両事業者はこれらのハウスを就農者にリースで貸し付ける義務があり、それが国の補助(45%)獲得の条件になる。そして、就農者がリース代金を払い終えた段階でこれらのハウスは就農者のものになるという構造である。

質疑、新幹線開業に向けた若狭牛出荷拡大促進事業346万円であるが、若狭牛の子牛12頭を購入する費用の補助とのことだが、それで新幹線開業に向けた若狭牛の出荷が促進できるとは思えない。



美浜町のブランドが構築できるところまで畜産業に対する助成を強化する気持ちはないのか。

回答、現状それだけの基盤はないが、県が新幹線の開業に向けて動くという中で、それに沿って頑張る畜産事業者を応援するという事業になる。

要望、新幹線の開業に向けた若狭牛の出荷拡大というからには、せめて道の駅に出荷出店する程度の企画はしていただきたい。

質疑、企業誘致助成事業1億8,600万円は、株式会社春日野運送への助成と思うが、新規雇用11名の中の美浜町在住者は何名か。

回答、11名全員が美浜町の方である。

議案第67号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第68号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第69号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第70号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第71号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第72号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算(第1号)。

まちづくり推進課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、スマートタウン整備に向けた可能性調査業務委託料1,265万円であるが、特別区のようなものを考えているのか。

回答、スマートタウンを整備するためには、まず適地を選定する必要があるが、例えば太陽光の有効利用を図るには日照の問題もあるし、タウンの規模等によってもできる事業内容が変わってくるものと考えられる。そのような可能性を総合的に調査し、適地等の検討を行うものである。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第54号 令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数をもって認定することに決しました。

議案第55号 令和3年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第56号 令和3年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第57号 令和3年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第58号 令和3年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第59号 令和3年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第60号 令和3年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第61号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第62号 令和3年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出

決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第63号 令和3年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第64号 令和3年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第65号 令和3年度美浜町上下水道事業会計決算認定については、全員賛成をもって認定することに決しました。

議案第66号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

議案第67号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第68号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第69号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第70号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第71号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第72号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり、審査を終了し、午後4時54分に本委員会を閉会しました。

これをもって予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し質疑はございますか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

兼田総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会報告。

ただいまから総務文教常任委員会委員長報告を行います。

令和4年9月8日午前10時から、美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席の下に本委員会を開催し、8月31日に本委員会に付託されました議案2件及び請願1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、土木建築課長及び総務課参事、土木建築課担当職員の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る8月31日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、条例要綱の非常勤職員、会計年度任用職員等の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和では、現行の子が1歳6か月に達するまでに任期の更新または採用の見込があることとなっており、改正後は子の出生後57日目から6か月を経過するまでに任期の更新、または採用の見込があることに変更されているが、会計年度任用職員だと期間を区切られて採用されるので、このように改正されてから実際に採用される見込みは現実的にあるのか。

回答、会計年度任用職員の場合は、年度を区切った採用であり、採用通知に今年度限りの採用と明記してある場合は適用できない。しかし、任期の更新または採用の見込があるものは適用されることになる。

質疑、正規職員が育児休業で休んだ場合に非常勤職員を採用することが多いが、その際に採用された非常勤職員が育児休業した場合に、そのかわりの非常勤職員を雇うことで繰り返しになる可能性は考えられないのか。

回答、正規職員が休む場合、代替で非常勤職員を雇うケースは多くあるが、採用形態によって期限を決めて雇う場合があり、育休の代替のため、採用する臨時職員が育休で休みたい場合は認められな

いことになる。

質疑、育児休業の取得回数制限の緩和等の中で、育児休業の取得が原則２回まで可能となることから、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申し出が不要になるということだが、１回目の育児休業での育児休業等計画書はこれまでどおり必要ということか。

回答、１回目の育児休業では、これまでからも承認請求書のみで育児休業等計画書の提出は不要であった。今回の改正により、２回目についても計画書が不要となった。

質疑、育児休業等に関する条例の一部が改正されることによる非常勤職員のメリットはあるのか。

回答、育児休業取得については、週３日以上勤務形態の非常勤職員が対象となる。産前産後は有給で、育休は無給になるが、今年の１０月から非常勤職員も社会保険から共済組合制度に変更になり共済組合から育児休業手当が支給される。手当に該当する要件の人であれば、給与に代わる補償がある。

議案第７５号 字の区域の変更について。

質疑、土地改良法に基づき、団体営土地改良事業乙見地区の改良事業の区画整理が終わったことから、字の変更が必要になったということだが、土地所有者との協議も進められたと思うが、所有者からの疑問は生じていないのか。

回答、乙見地区土地改良事業については、権利者協議会、権利者会議等の開催して地権者による換地計画を立てている。その中で、地権者の合意形成の下、事業を進めているので、不満や不平の話は聞いていない。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第７３号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第７５号 字の区域の変更については、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について協議がなされました。

請願第２号 日本政府に核兵器禁止条約への参加署名批准を求め

る意見書の提出に関する請願書について。

初めに、紹介議員の河本猛議員から請願の説明を受け、質疑終了の後、請願について協議を行いました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

意見、広島市の平和宣言による知事と市長、子供たちの発言を聞き、16歳の子供の被爆体験を実体験として伝えられたのを見て、核兵器を使用されたことによる何十年もの後遺症や苦しみがいまだに残っていると感じている。ウクライナ侵攻があるまでは核兵器は持っているだけのものであり、使うことはないだろうと思っていたが、戦争の中でもしかしたら使うのではないかという方向に変わってきていることが非常に危惧される。これまで反対をしてきたが、核兵器自体はこの世界からなくさないといけない。小さな地域から声を挙げて、被爆国として核兵器禁止条約に賛同することに賛成したい。

意見、核兵器は持たないほうがよいのだが、現在ロシアや中国の大国が持っているため、日本がアメリカから守ってもらうための傘の下にあり、アメリカから引くような形をとることはできないので、この請願は出さないほうがよいと思い反対する。

意見、ウクライナ情勢がだんだん混沌としてきて、戦時下において禁止条約のことを考えるよりも、議論をしっかりと非核3原則を守りながら行っていくことが大事だと思っている。核兵器禁止条約については、以前から意見書も請願書も出ているので理解はしているが、世界平和を願うなら、ウクライナ、ロシア関係が平常な状態でしっかり議論していかないと進んでいかないと思うので反対する。

意見、ウクライナ危機が非常に国際平和を揺るがし、核兵器の使用の現実性が本当に恐ろしいと浮き彫りになってきており、核情勢が一気に変わってきている。今回、核兵器不拡散条約再検討会議でも、これを拒否し、それにより決裂してしまうことが起きている。本当に平和を願う人たちは、その核兵器の危機に対してどう向き合いか真剣に考えていて、核兵器禁止条約の方法に対し、意見書等で大きく広げていくことが核兵器の抑止につながり廃絶につながると考えている。日本が積極的に世界に対してアプローチを行ってほしいという願いに応えるため、請願に賛成したい。などの主な意見がありました。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加署名批准を求める意見書の提出に関する請願書については、賛成反対が同数となったため、委員長判断による反対をもって不採択することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時52分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって総務文教委員会委員長報告を終わります。

議長

総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

中牟田産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長

産業厚生常任委員会報告。

ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年9月8日午後1時30分から、美浜町議会全員協議会室で、委員7名の出席の下に本委員会を開催し、8月31日に本委員会に付託されました議案1件についての協議を行いました。

当日は、説明のため、町長、副町長、総務課長、産業振興課長、及び産業振興課参事、同担当者の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る8月31日に行われた全員協議会において理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、新規雇用者数の指定要件緩和のところ、企業立地助成金の指定要件の新規雇用者数の、「ただし新規雇用者数の2分の1以上が本町内に住所を有すること」の要件を削除するということだが、この要件を削除してしまつたら、美浜町の人を誰も雇用しなくなっ

ても企業立地助成金を支払うことができるようになるのか。

回答、新規雇用者数の人数は変わらないが、町内雇用者はあくまでも新規雇用者数の中で町内雇用がなくても企業立地助成の対象となる条例の改正である。誘致活動を実施する中、他の市町と比べると誘致条件が厳しいので、今回規制を緩和することにした。

質疑、無条件となり、美浜町民の方を雇用しなくても企業立地助成金を支払うことになると、助成金だけを受け取り、数年後に会社の撤退や倒産も考えられる。美浜町民の雇用をしっかりと確保していくという強い意思があれば、削除でなく、規制緩和で4分の1でも6分の1でも5名以上とかの書き方もあるのではないか。

回答、この条例の規制緩和は、令和元年にも人数制限を緩和している。町内でも現状、雇用人数の確保は非常に難しく、50名、30名の雇用が必要となったとき、企業は「地元で30人の雇用を用意してもらえますか」との質問の対応ができないのが現状であり、町内では、雇用促進奨励金として、町内雇用1人につき100万円の奨励金もある。地元雇用に対しての考え方には変わることはなく、企業にも協力をしている。

質疑、今現在、産業団地の企業誘致を展開していると思うが、手を挙げる企業はあるのか。

回答、今確定している企業はない。規制緩和が大きな弾みになればと期待はしている。

質疑、人材の確保が難しい中、規制緩和をせざるを得ないのは仕方がないが、今回の緩和は町民の優先原則がどこかで全部消えていく方向にならないか心配である。この規則の中に、「原則として」という柔らかい規制をつくりながら運営していけば町の信用の1つにつながらないか。

回答、町民雇用2分の1というのはハードルが高く、これを撤廃するというのが結論である。これを「何分の1」とか「原則として」の条件をつけても解決できるものでもない。まずは企業に来ていただくことが重要であると考えます。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定



については、賛成反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午後２時００分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業厚生常任委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、産業厚生常任委員長の報告は終わります。

以上で委員長報告を終結いたします。

これより、討論を行います。

議案第５４号について、討論はございますか。

河本議員。

7番 河本猛です。

私はただいま討論の対象となっております議案第５４号 令和３年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し反対する立場から討論を行います。

令和３年度の一般会計歳入決算額は１２１億４，７４２万７，０００円、歳出決算額は１０９億５，４０６万８，０００円で、歳入歳出の差引額は１１億９，３３５万の黒字であります。

この１年間で黒字をどれだけ増やしたかを見る単年度収支は前年度と比べ、２億８，７４１万円増の３億５，１８３万９，０００円となっています。

今決算では、積立金、繰上償還金、積立金取崩額は０となっており、実質単年度収支は前年度と比べ２億７，５１１万円増の３億５，１８３万９，０００円であります。

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字はなく、実質公債費比率も８．３％と早期健全化比率の２５％を大きく下回るものでした。

標準財政規模に対する一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の割合を示す将来負担比率は、前年度の９２％から２６．４％も減少し、６５．６％と大幅に改善しています。

今後の比率に注視する必要があるものの、健全性は保たれている

と言えます。これらの決算額や財政指標の状況を見ますと、財政に関しては健全に運営されていると評価することができます。

しかし、個別事業については、令和3年度当初予算でも電気推進船の実証実験や船の建造、新レイクセンターの建設に不要不急の無駄な箱ものであると反対しています。

また、補正予算では、施設建設設備投資に投下したエネルギーの規模、将来的に発生する維持管理のエネルギー、一般財源を使った支援などを考えると、それを上回る費用対効果を生み出せないとレイクセンターと道の駅に太陽光システムを導入することに反対しています。

また、道の駅から役場までの間に休憩所を兼ねた公園を整備するというポケットパーク整備事業については、道の駅から役場まで、子供でも楽に歩ける短い距離に休憩所を兼ねた公園が必要とは思えない。道の駅と役場の施設に利用者が休憩し、くつろげる機能を充実させれば十分であることから、ポケットパーク整備事業に反対しています。

議会が今決算を認定する決議を行うことで、予算編成計画、目標を実現するために予算を執行してきた行政部の責任が解除されるわけですが、そもそも予算の執行を認めていない事業が多くあるので、私は本決算を認めることはできません。

以上、議案第54号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長

ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本件に関する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

賛成多数であります。

よって、令和3年度美浜町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第55号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 5 5 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたしました。  
議案第 5 6 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 5 6 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
議案第 5 7 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 5 7 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたしました。  
議案第 5 8 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 5 8 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の  
認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたし  
ました。  
議案第 5 9 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 5 9 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の  
認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたし  
ました。  
議案第 6 0 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 6 0 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決  
算の認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定い  
たしました。  
議案第 6 1 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 6 1 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
の認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いた  
しました。  
議案第 6 2 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 6 2 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町産業団地事業特別会計歳入歳出決算の  
認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたし  
ました。  
議案第 6 3 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
それでは議案第 6 3 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町住宅団地事業特別会計歳入歳出決算の  
認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたし  
ました。  
議案第 6 4 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 6 4 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものであります。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町道路用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたしました。  
議案第 6 5 号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。  
これから議案第 6 5 号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は認定とするものです。  
委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。  
よって、令和 3 年度美浜町上水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定とすることに決定いたしました。  
議案第 6 6 号について、討論はございますか。

7 番 河本議員。  
河本猛です。  
私はただいま討論の対象となっております、議案第 6 6 号 令和 4 年度美浜町一般会計補正予算(第 3 号)に対して反対する立場から討論を行います。

令和 4 年度美浜町一般会計補正予算(第 3 号)は、歳入歳出それぞれ 1 2 億 7, 3 5 5 万円を追加し、総額を 1 0 3 億 2 3 4 万 9, 0 0 0 円とするものです。

中でも、議会費の議場音響システム改修工事費 4, 9 0 0 万円、教育費のスポーツ拠点づくり自立促進事業 8 0 万円など、必要性を認める事業があります。

しかし、総務費のマイナンバーカード取得促進キャンペーン 2, 6 4 9 万 9, 0 0 0 円は、国費 4 0 1 万 6, 0 0 0 円、町の一般財

源 2, 248万3, 000円と圧倒的に町の負担が大きいものとなっています。

国が国民に番号を付け、個人情報を一元管理させる危険性が高く、セキュリティの問題もあるマイナンバー制度を導入したにもかかわらず、その普及が進まず、美浜町は普及率が県平均よりも悪いからといって、町の一般財源を使って特産品や商品券を配布することで普及率を上げようとする行為そのものが、お金や物で町民をつるような行為に見えてしまいます。

そもそも、マイナンバーカードの普及が進まないのは、個人情報の一元管理はセキュリティ上危険を高めるだけということが分かっており、必要性がないからです。

マイナンバーカードが必要なものなら、お金や物で町民をつるようなキャンペーンをしなくても、普及率は伸びます。

必要のないマイナンバーカードに町の一般財源を使い、お金や物で町民をつるようなキャンペーンは必要ありません。

また、農林水産業費の園芸育成支援事業8, 971万9, 000円はリースを目的とした農業用ハウスを整備する補助金で、今回、リース事業者としてJA福井県とみはまアグリチームの名前が上がりました。

これらの事業者にとっては、リースの分野まで事業を拡大できる大きな補助事業ですが、生産農家に対するメリット、新規就農者の就農定着にどれほど効果があるのか疑問を払拭することができないので、事業予算を認めることはできません。

また、商工費の三方五湖ゾーン整備事業1億1, 264万円は浦見川の安全運航システム開発導入委託料で、財源は全額国のエネ高補助金を活用していますが、主に電池推進遊覧船の運行に関わるもので、安全運航には欠かせないものかもしれませんが、そもそも電池推進遊覧船に関わる町の事業を認めてこなかったのもので、この事業予算も認めることはできません。

以上、議案第66号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は可決です。  
委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議長

起立多数であります。  
よって、令和4年度美浜町一般会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第67号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。  
これから、議案第67号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議長

起立全員であります。  
よって、令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告どおり可決されました。  
議案第68号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。  
これから議案第68号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議長

起立全員であります。  
よって、令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。  
議案第69号について、討論はございますか。  
(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。  
これから議案第69号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。



(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号について討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算(第1

号) は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号について、討論はございますか。

河本議員。

7番

河本猛です。

私はただいま討論の対象となっております、議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてに対し反対する立場から討論を行います。

今回の改正は、企業立地助成金の指定要件において、新規雇用者数の、ただし新規雇用者数の2分の1以上が本町内に住所を有することの要件を削除するものです。

このただし書きのような規定は、近隣市町ではないということですが、近隣市町にこのような規定がなかろうと、この規定を制定したときには、企業を誘致し、助成金の額に見合う美浜町民の雇用をしっかりと確保していくという執行部側の考えを議会が認めたものです。

この規定は、町民の雇用確保を主眼に置いた美浜町独自のものです。

今回の補正予算に計上されている春日野運送への企業立地助成金1億7,500万円の助成が、この規定が厳しく、美浜町民を11人新規雇用しても、企業立地助成金の対象にならないのであれば、規定の削除ではなく、美浜町の人口規模に見合う条件に緩やかに緩和していくべきです。

美浜町に拠点をつくっても、美浜町では雇用の確保が難しいから、

美浜町さんが人材を用意してくれるんですかなどという企業のへ理屈に屈して、町民の雇用確保を主眼に置いた美浜町独自の規定を削除することは許されません。

また、議会は、美浜町では企業側の雇用の確保が難しいという実情に乗って、企業さえ誘致できればよしと、町民の雇用確保を主眼に置いた既定の削除を許すのでしょうか。町民の雇用の確保はどうでもいいのでしょうか。

助成金の原資は国民、町民の税金です。その恩恵は企業を誘致することで、最大限町民の利益に還元されることを私は考えます。

美浜町の人口規模に見合う条件に緩やかに規定を緩和するのであれば認めますが、町民の雇用確保を主眼に置いた規定を削除することは認められません。

以上、議案第74号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかにも討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、美浜町企業誘導条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号について討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、字の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

請願第2号について、討論はございますか。

河本議員。

7 番

河本猛です。

私はただいま討論の対象となっております、請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加署名批准を求める意見書の提出に関する請願書に対し、賛成する立場から討論を行います。

総務文教委員会では、3対3で賛否が分かれ、委員長判断による不採択となったものの、ロシアのウクライナへの軍事進攻、核兵器による威嚇、原発への攻撃、また核兵器が実際に投下された被爆地である広島、長崎から毎年繰り返し発信されるメッセージを聞き、原子力の平和利用の観点から核兵器禁止を明確にするべきであるとの議員の声が増えたことに人類の恒久平和のために不断の努力を続けることの大切さを改めて実感いたしました。

核兵器の明確な否定は、原発の賛否に関わらない各議員の思想信条だと思えます。原子力発電所の推進、共生という考え方の中には、原子力の平和利用という理念が存在しています。

核兵器の明確な否定は、原子力発電所の推進、共生の考えにより正当性を持たせることになります。

核兵器廃絶、核兵器のない世界の平和という人類共通の願いに一步前進した核兵器禁止条約に反対し背を向けることは、原子力の平和利用の主張をしてきた立場を見失い、その根幹が崩れてしまうことになりかねません。

核兵器を明確に否定しない原子力の平和利用とは何なのか。何を目指しているのか。核兵器を明確に否定できない上に、これまで掲げてきた原子力の平和利用という理念、主張が疑われ、壊れてしまっただけでは何の意味もありません。

原子力発電所を推進する立場の議員であっても、核兵器を明確に否定する核兵器禁止条約に賛同を表明することはおかしいことでも、間違ったことでもないと思えます。

原子力の平和利用という理論的な正当性を持たせる上でも、核兵器を明確に否定する核兵器禁止条約に賛同を表明することは自らの理念、主張、立場がぶれることなく、情勢に見合った自然な形だと思えます。

核兵器廃絶、核兵器のない世界の平和は、時の政権や情勢などによって一時的に停滞したり否定されることがあるかもしれません。しかし、それは人類の共通の平和の願いであり、目指すべき目標として必ず再起してくる理念であります。

核兵器廃絶、核兵器のない世界の平和への道のりは遠く険しい道だと思いますが、私は美浜町議会議員の皆さんとともに、核兵器廃絶、核兵器のない世界の平和へ一歩ずつ前進していきたいと考えています。

それは政府の考えや所属する組織の考えに縛られ、統制され、反対や否定されるような考え方ではないと思います。

各議員におかれましては、意見書を提出することに賛同していただき、日本政府が核兵器禁止条約への賛同と批准の進めよう、美浜町議会として日本政府の背中を押してあげる役割を果たしていただきたいと、心からお願いして、賛成討論を終わります。

議長 ほかにも討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。

よって、請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加署名批准を求める意見書の提出の請願書については、不採択とすることに決定いたしました。

発議第5号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決いたします。

発議第5号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、発議第5号 議員報酬の改定など議会改革のあり方につ

いて協議を開始する決議案は採択することに決定いたしました。

この決議に際しましては、本会議全て終了後、全員協議会の協議場を設け、詳細を協議いたしたいと思えます。

これより追加議案を上程いたします。

日程第26号 同意5号 美浜町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

ただいまは、令和4年度美浜町一般会計補正予算(第3号)をはじめ24議案につきまして、慎重な御審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員の高木和彦氏の任期が本年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、議案表題部分についてのみといたし、ほかは省略いたします。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案の表題部分の朗読をもちまして、議案の説明に代えさせていただきます。

同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて。

令和4年9月20日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、理事者から詳細説明を受けたと思います。

これより休憩いたします。

すぐに協議会室へお願いいたします。

(休憩宣言 午前11:46)

(再開宣言 午前11:55)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日追加提出の議案については、既に提案理由の説明は終了し、先の協議会において協議いたしましたので、質疑討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、それでは本件は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規定第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにい

たしたいと思います。

これに御異議ございませんか。ついて質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続きまして、日程第28 議員派遣についてを議題といたします。

議会議員派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ派遣したいと思います。

ただし、緊急を要する場合は議長において決定いたしたいと思えます。御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣とすることに決定いたしました。

議 長

以上で、本定例会の日程が全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第4回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午前11:57)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

美浜町議会議長 山口 和治

署名議員 中牟田 春子

署名議員 崎元 良栄